資料２

江別市子ども計画

（第３期子ども・子育て支援事業計画 改定版）

令和７（2025）年度　～　令和 11（2029）年度

（素案）

令和７年３月　策定

令和８年　月　改定

江　別　市

は　じ　め　に

少子化の進行や共働き家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、平成２４年８月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連３法」が制定され、平成２７年４月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

これを受け、本市では、これまで「江別市子ども・子育て支援事業計画」を２期にわたって策定するとともに、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援など、地域の子ども・子育て支援の充実に向けて、計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、子どもと子育てを取り巻く環境は、めまぐるしく変化、複雑化しており、その結果、少子化の進行、児童虐待相談件数の増加、不登校児童やいじめの増加、子どもの貧困、ヤングケアラーなどの諸問題が深刻化・長期化しております。

このような背景のもと、国は、令和５年４月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、「こども基本法」を施行し、子どもの利益を最優先に考えた取組や政策を国の中心に据える「こどもまんなか社会」の実現を社会目標として掲げております。

江別市においても、令和６年４月に策定した第７次江別市総合計画のえべつ未来戦略の中で「子どもが主役のまちをつくる」ことを掲げており、子どもの幸せを第一に考え、子どもの気持ちや権利を尊重しながら、子どもにやさしいまちづくりを重点的に行うため、同年１１月に「江別市子どもが主役のまち宣言」を行いました。

この宣言では、子どもの権利の尊重、子ども自身の育ちの支援、安心できる子育て環境の整備、地域ぐるみでの子ども支援を「基本姿勢」の４項目としており、まち全体の「子ども施策」の『指針』としていくこととしております。

今回策定する第３期計画においても、従来の保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の計画的整備目標のほか、宣言の趣旨を踏まえた内容を目標としており、今後さらに、子どもたちが健やかに成長できるように、子育ち・子育て支援、子育て環境の整備を進めてまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、ニーズ調査やパブリックコメント、江別市子ども・子育て会議などにご協力をいただきました多くの市民の皆様、並びに関係者の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和７年３月

江別市長　後藤好人

目　　次

第１章　計画策定にあたって……1
１　計画策定の趣旨……1
２　計画の性格と位置づけ……1
３　計画の期間……4
４　計画の対象……4
第２章　子どもたちを取り巻く現況……5
１　人口・世帯等……5
２　江別市の子育て環境の現況……11
３　子ども・若者の声……19
４　計画策定に向けた課題……23
第３章　子ども・子育てビジョン……26
１　基本理念……26
２　基本姿勢と基本目標……27
３　施策の体系……30
第４章　総合的な施策の展開……31
基本目標１　「子どもが笑顔で育つ」まちづくり……31
基本目標２　「安心して子どもを産み育てる」まちづくり……37
基本目標３　「子育てを地域で応援する」まちづくり……44
第５章　量の見込みと提供体制……49
１　教育・保育の提供区域……49
２　将来の子ども人口……50
３　幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制……53
４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制……55
第６章　計画の推進体制……64
１　計画の推進及び推進状況の把握……64
２　関係機関との連携の強化……65
３　計画に基づく措置の実施状況の公表……65
資　　料……66
１　江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査……67
２　江別市子どもの生活実態調査・ヤングケアラー調査……85
３　江別市子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査……88
４　『理想のまち・えべつ』を語ろう！（ワークショップ）……93
５　江別市子ども・子育て会議……95
６　第3期江別市子ども・子育て支援事業計画（案）意見公募（パブリックコメント）結果について……101
７　江別市子ども計画（案）意見公募（パブリックコメント）結果について……115
８　江別市子どもが主役のまち宣言……116
９　用語説明……117

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

近年、子どもや家庭を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化の進行、地域での人間関係の希薄化、児童虐待の顕在化、不登校児童やいじめの増加、ヤングケアラーの増加、経済的に困難な状況にある世帯における子どもの貧困など、大きく変化しています。

このような社会情勢の変化の中、国においては、令和５年４月にすべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」を施行しました。また、同日にこども基本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が創設されています。

令和５年１２月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的かつ一体的に推進するため、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化した「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

このような状況を踏まえ、「第３期江別市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、近年の社会情勢や国の動向、こども大綱で掲げるこども・若者の権利や意見の尊重、江別市の子どもを取り巻く現状、「江別市子どもが主役のまち宣言」との整合を十分に図った上で策定いたします。また、本計画は、令和６年度が最終年度となる「第２期江別市子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」という。）の進捗状況等を検証し、江別市の子どもたちが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み、育て、仕事と子育ての両立ができる社会を実現するため、策定するものです。

２　計画の性格と位置づけ

（１）法的位置づけ

本計画は、こども基本法第１０条第２項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。

具体的な計画策定にあたっては、こども大綱で掲げるこども施策に関する基本的な方針を十分に勘案し、その内容を踏まえた計画とします。

こども基本法
第１０条　～　略　～ ２　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

こども大綱で掲げるこども施策に関する基本的な方針
１　こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。 ２　こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。 ３　こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。 ４　良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。 ５　若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現する。 ６　施策の総合性を確保するとともに、地方公共団体等との連携を重視する。

また、子ども・子育て支援法第６１条第１項に基づく、子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第２項に基づく、市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画及び子ども・若者育成支援推進法第９条第２項に基づく、市町村子ども・若者計画として位置づけます。

子ども・子育て支援法
第 61 条　市町村は、基本指針に即して、５年を１期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
第 10 条　～　略　～ ２　市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

子ども・若者育成支援推進法
第９条　～　略　～ ２　市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（２）江別市計画体系等における位置づけ

江別市では、市の最上位計画である「えべつ未来づくりビジョン（第７次江別市総合計画）」において、５つの基本理念の１つに「子どもの笑顔があふれるまち」を掲げています。

本計画は、その基本理念の実現を図るための子ども・子育て分野における個別計画として位置づけるとともに、福祉分野の基本計画である「江別市地域福祉計画」やその他の個別計画、「江別市子どもが主役のまち宣言」等と整合・連携を図り策定するものです。

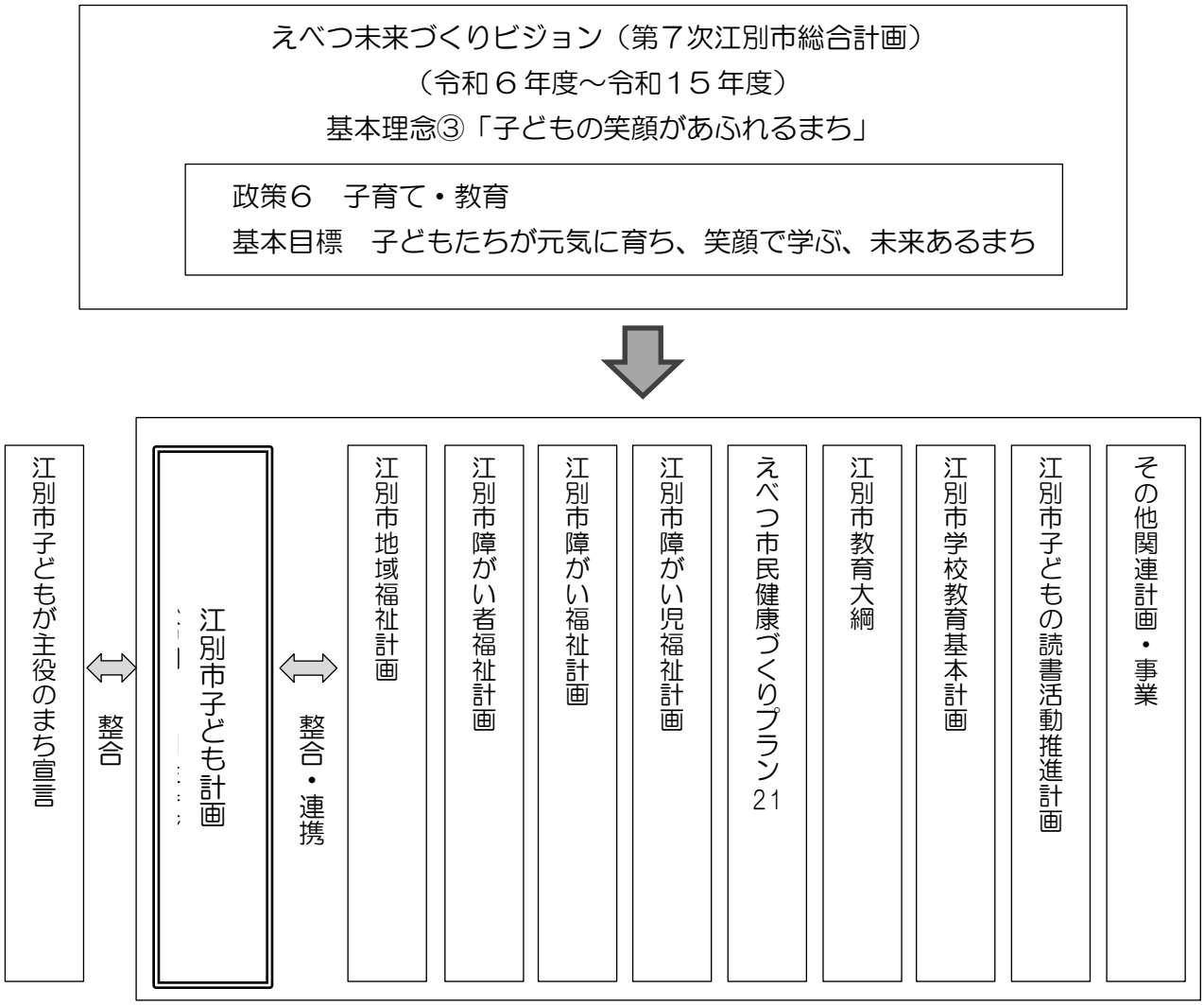

3　計画の期間

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11

江別市次世代育成支援行動計画［後期計画］ → 第１期江別市子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31 年度） → 第２期江別市子ども・子育て支援事業計画（令和 2～６年度） → 江別市子ども計画（令和７～１１年度）

令和７年度から令和 11 年度までの５年間を計画期間とします。

なお、中間年（令和９年度）に実績等を勘案し、見直しが必要と認められる場合に中間見直しを行うほか、計画期間中において、社会情勢の変化や国の方針変更等により、見直しの必要が生じた場合は適宜見直しを行います。

また、本計画は、第３期江別市子ども・子育て支援事業計画として策定されましたが、こども基本法やこども大綱、北海道こども計画を受け、令和７年度中に改定手続きを行い、令和８年度からは、江別市子ども計画として位置づけました。

4　計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、若者、地域、企業（事業所）、行政、子ども・子育てに関わるすべての個人及び団体を対象とします。

また、本計画において、子どもは概ね 18 歳までとしますが、こども基本法の定義を踏まえ、年齢にかかわらず、心身の発達の過程にある者を広く視野に入れることとします。

なお、若者は、こども大綱に基づき、思春期（中学生年代からおおむね１８歳まで）から青年期（おおむね１８歳以降から、おおむね３０歳未満）までとします。

こども基本法

第２条　この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

こども大綱に記載の若者に関する用語説明

「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期（中学生年代からおおむね 18 歳まで）及び青年期（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満）の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に若者の語を用いることとする。

第２章　子どもたちを取り巻く現況

１　人口・世帯等

（１）総人口と子ども人口

江別市の総人口は微増が続いていましたが、令和４年に減少に転じました。

子ども人口（18 歳未満）は、平成 31 年の 16,719 人から、令和６年には 16,632 人と５年間で 87 人減少していますが、小学校低学年及び高学年は平成 31 年以降、毎年増加しています。

総人口に占める子どもの人口比率は、平成 31 年の 14.1%から横ばい傾向で推移し、令和６年においても同比率の 14.1%となっています。

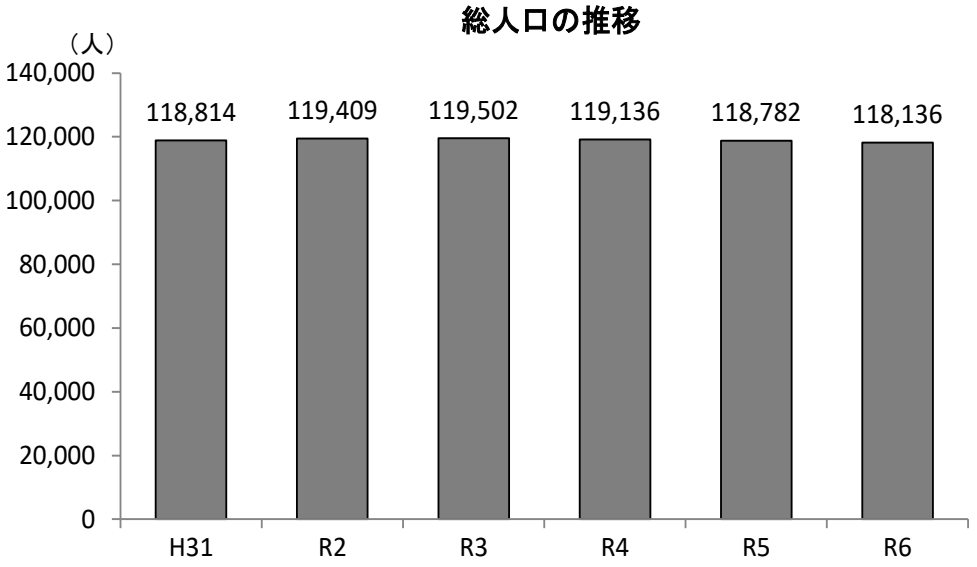

※住民基本台帳（外国人を含む）

※各年４月１日現在

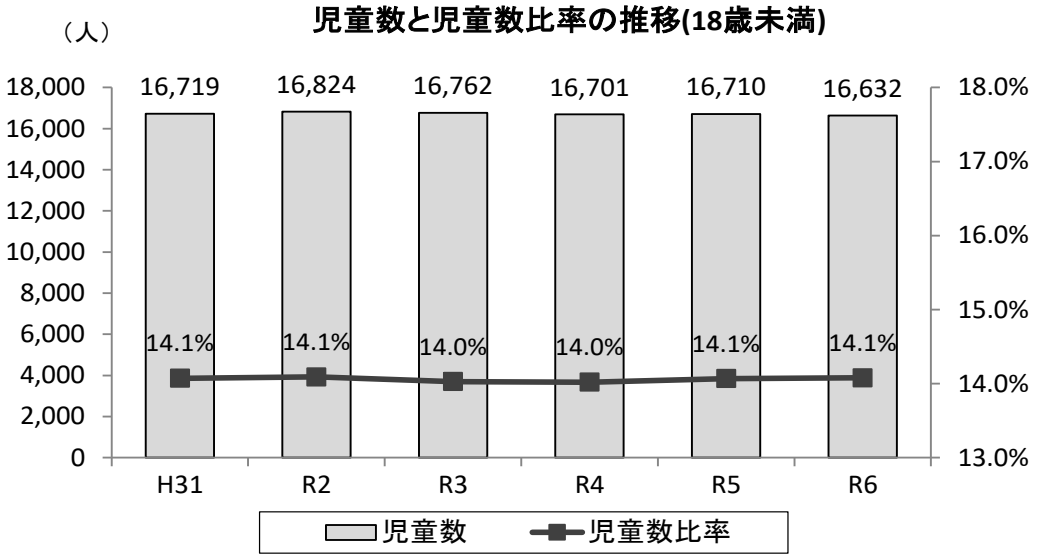

※住民基本台帳（外国人を含む）

※各年４月１日現在

		現　況					
		H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数		16,719	16,824	16,762	16,701	16,710	16,632
	０歳	626	646	660	666	653	587
	１歳	737	727	719	746	747	732
	２歳	780	836	774	765	797	802
	３歳	828	839	887	819	792	838
	４歳	840	883	877	909	852	806
	５歳	894	885	903	920	944	874
	６歳	908	957	919	929	945	963
	７歳	927	930	972	953	957	961
	８歳	962	953	952	997	977	963
	９歳	916	991	986	956	1,008	989
	１０歳	975	931	1,009	991	976	1,017
	１１歳	948	991	940	1,023	1,002	986
	１２歳	1,045	956	1,006	945	1,026	1,011
	１３歳	969	1,052	955	1,013	949	1,029
	１４歳	1,013	977	1,055	957	1,013	955
	１５歳	1,079	1,023	989	1,067	968	1,030
	１６歳	1,141	1,102	1,056	991	1,109	979
	１７歳	1,131	1,145	1,103	1,054	995	1,110
就学前		4,705	4,816	4,820	4,825	4,785	4,639
小学生		5,636	5,753	5,778	5,849	5,865	5,879
	低学年	2,797	2,840	2,843	2,879	2,879	2,887
	高学年	2,839	2,913	2,935	2,970	2,986	2,992
中学生		3,027	2,985	3,016	2,915	2,988	2,995
高校生		3,351	3,270	3,148	3,112	3,072	3,119
子どもの数の対人口比		14.1%	14.1%	14.0%	14.0%	14.1%	14.1%

※住民基本台帳（外国人を含む）

※各年４月１日現在

（２）世帯構造

江別市の一般世帯 53,869 世帯のうち、６歳未満の子どものいる世帯は 3,638 世帯であり、そのうち 86.8%が核家族世帯（両親）、6.5%が核家族世帯（ひとり親）、6.4%が核家族以外、0.3%が非親族として暮らしています。

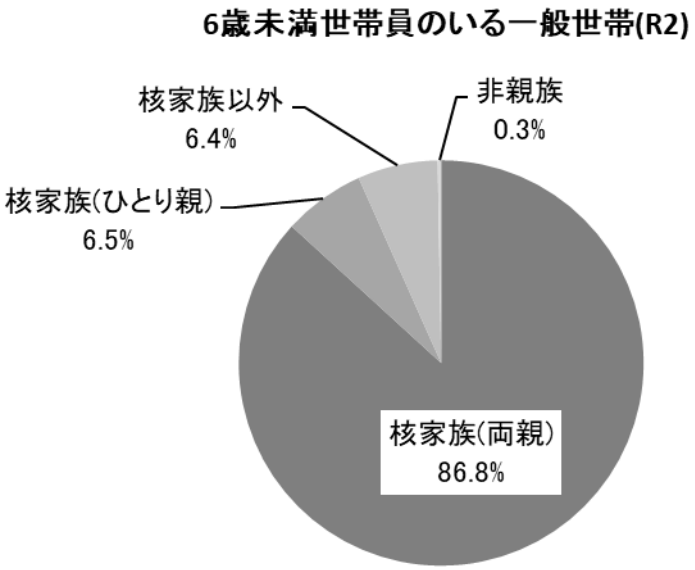

※令和２年国勢調査

（３）合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを推計したものです。

江別市の合計特殊出生率は、全国や北海道と比べて低い水準が続いています。直近７年間では、最も高い値でも令和３年度の 1.18 人となっており、人口が長期的に維持される水準の合計特殊出生率（2.07 人）を大幅に下回っています。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
江別市	1.00	1.13	1.04	1.12	1.16	1.18	1.13
北海道	1.29	1.29	1.27	1.24	1.21	1.20	1.12
全　国	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

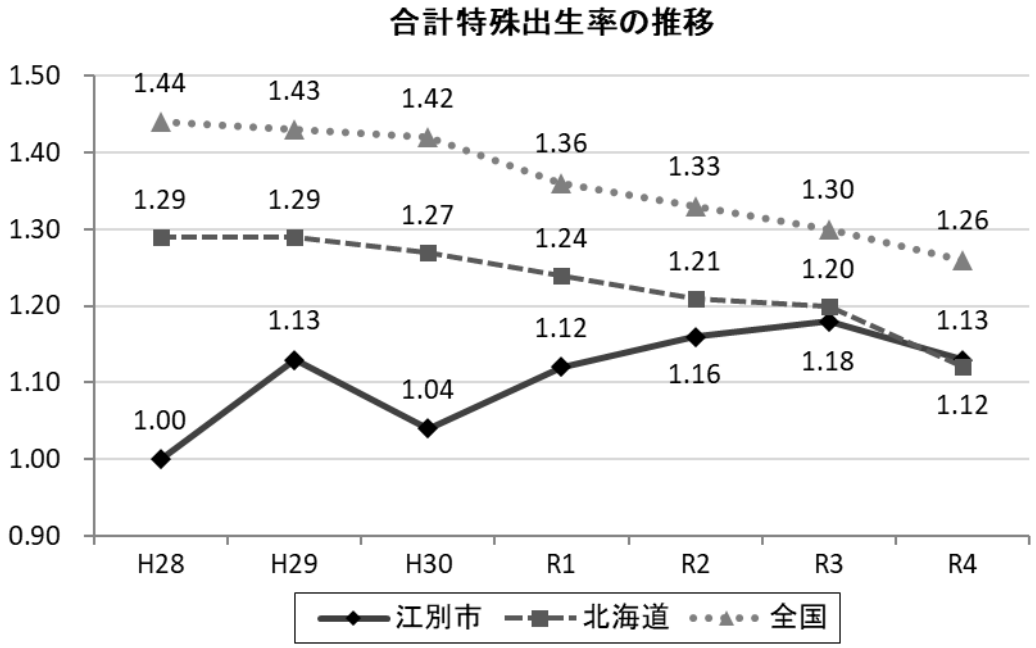

（４）女性の有配偶率

令和２年の女性の有配偶率（配偶者のいる比率）をみると、江別市は概ね 20 代までは全国や北海道と比較して低い水準となっていますが、30 歳以降は全国と同程度か上回っていることから、晩婚化の傾向にあるといえます。

晩婚化が進むことは、晩産化が進むことであり、結果として少子化を招く要因になっていると考えられます。

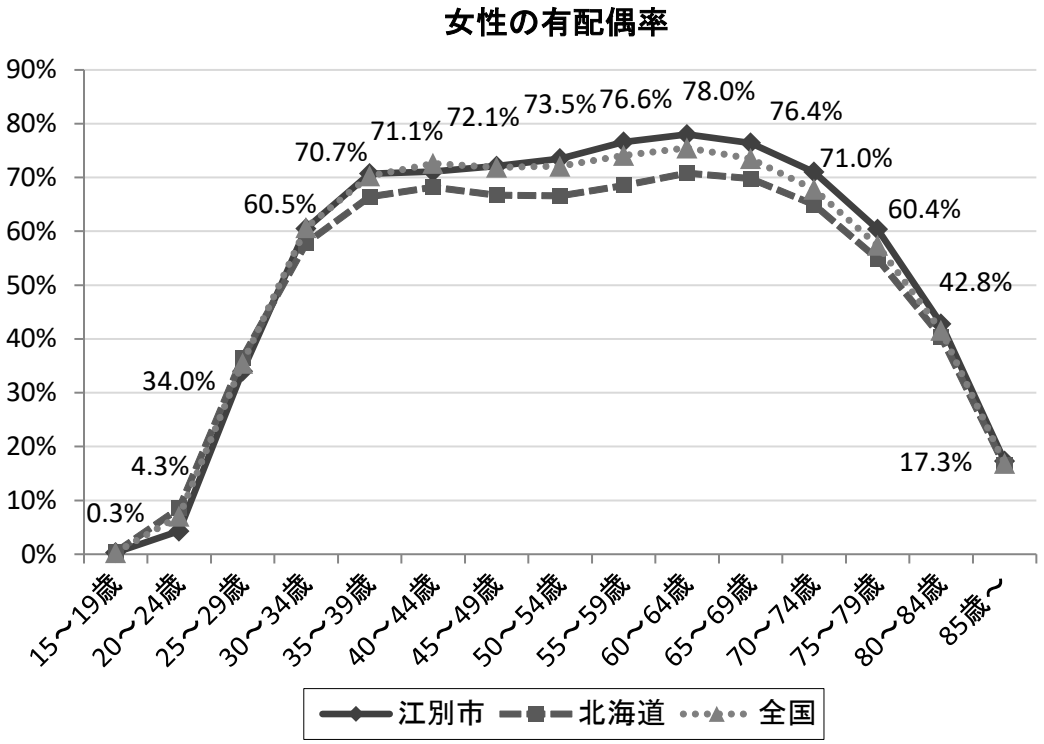

※令和２年国勢調査

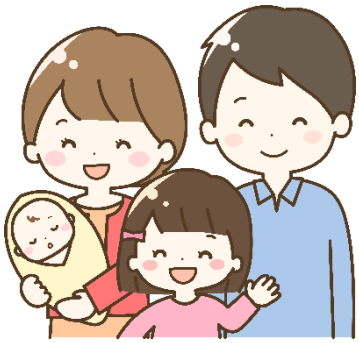

（５）女性の就業率

令和２年における女性の年代別就業率をみると、江別市では 20～24 歳と 60 歳以降が全国や北海道と比較して低い水準となっていますが、それ以外の年齢区分では全国と同程度か上回っています。

また、25～29 歳の区分以降に就業率が下がり、その後上昇する M 字カーブは、全国と同様に底が浅くなっています。結婚や出産を契機に離職する女性が徐々に減少していると考えられます。

女性の就業率の推移をみると、全国や北海道との比較では低水準でありますが、平成７年から増加を続け、令和２年には北海道と同水準となっています。

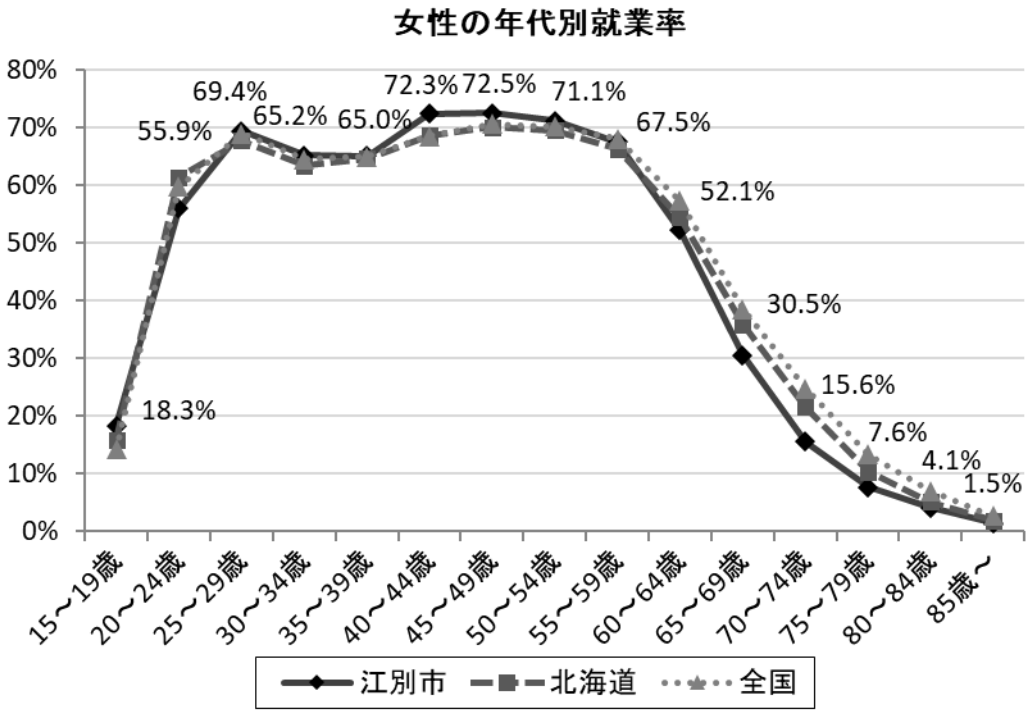

※令和２年国勢調査

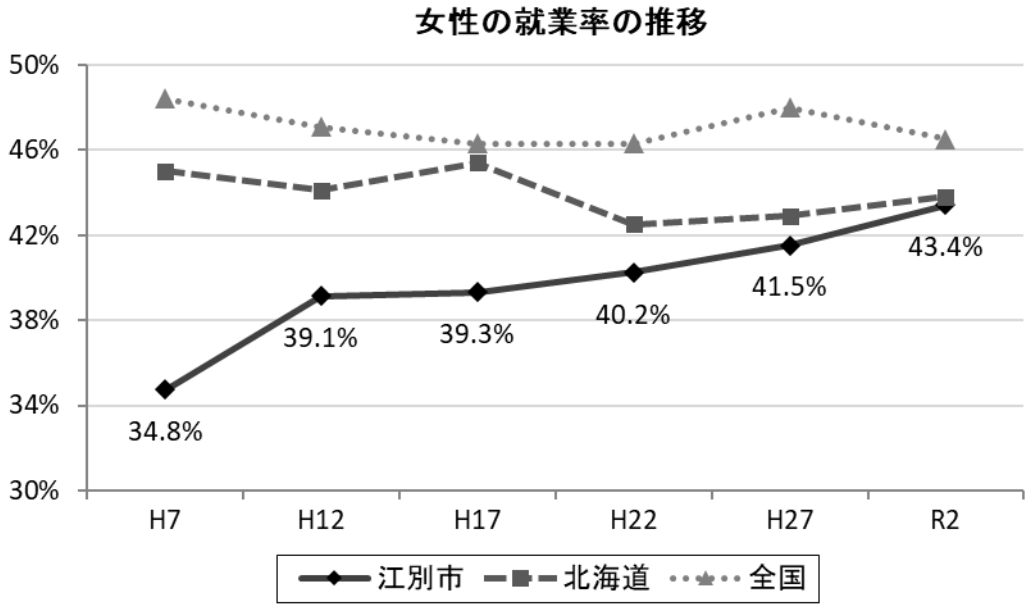

※令和２年国勢調査

2　江別市の子育て環境の現況

（１）教育・保育の状況

①　幼稚園及び幼保連携型認定こども園の状況

市内には、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園が１５園あり、令和５年度の在園者数は、1,799 人となっています。

幼稚園及び幼保連携型認定こども園の入園児数の推移

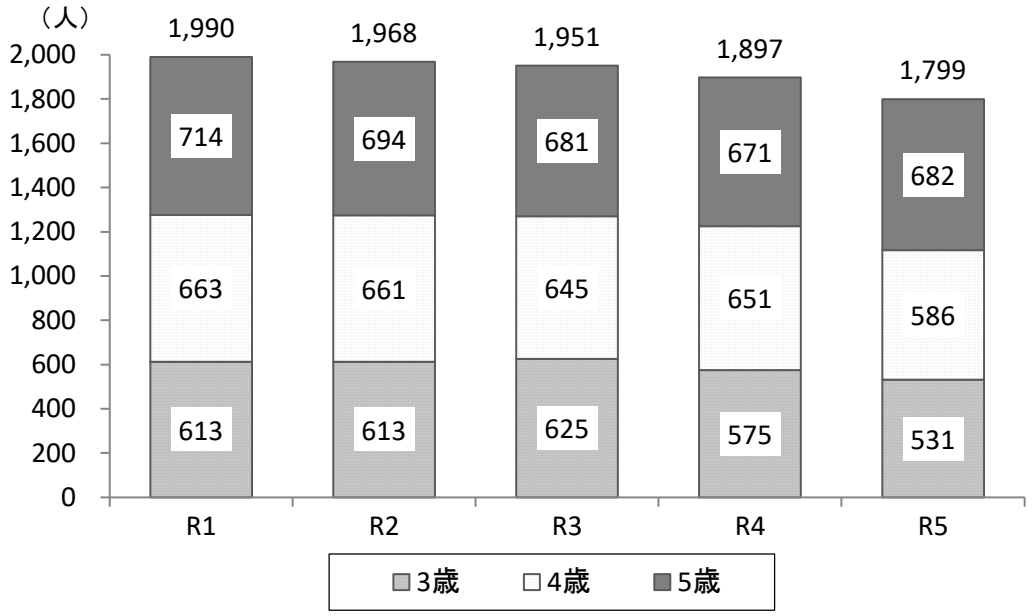

※各年５月１日現在

		R1	R2	R3	R4	R5
幼稚園数		7	6	6	6	5
認定こども園数		8	9	9	9	10
学級数		77	76	78	78	80
在園者数（人）	３歳	613	613	625	575	531
	４歳	663	661	645	651	586
	５歳	714	694	681	671	682
	計	1,990	1,968	1,951	1,897	1,799

※各年５月１日現在

② 保育施設の状況

市内には、認定こども園を含む保育施設が 37 か所あります。利用児童数は、年々増加を続けており、令和５年４月１日の利用児童数は 2,081 人となっています。

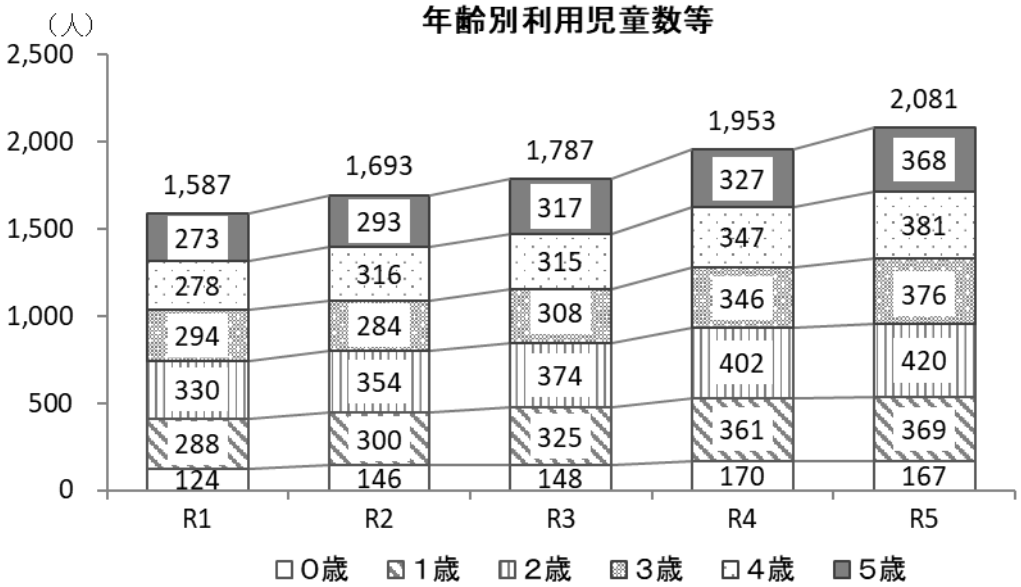

※各年４月１日現在

		R1	R2	R3	R4	R5
保育施設数(か所)	公立	3	3	3	3	3
	民間	24	25	29	34	34
	計	27	28	32	37	37
保育施設定員数(人)	公立	360	360	360	360	360
	民間	1,262	1,310	1,432	1,740	1,754
	計	1,622	1,670	1,792	2,100	2,114
利用児童数(人)	公立	370	374	370	371	356
	民間	1,217	1,319	1,417	1,582	1,725
	計	1,587	1,693	1,787	1,953	2,081

※各年４月１日現在

③　小学校

市内には、小学校が 17 校あります。在校児童数は、令和５年度が 5,821 人で、令和元年度と比較して 186 人（3.3％）増加しています。

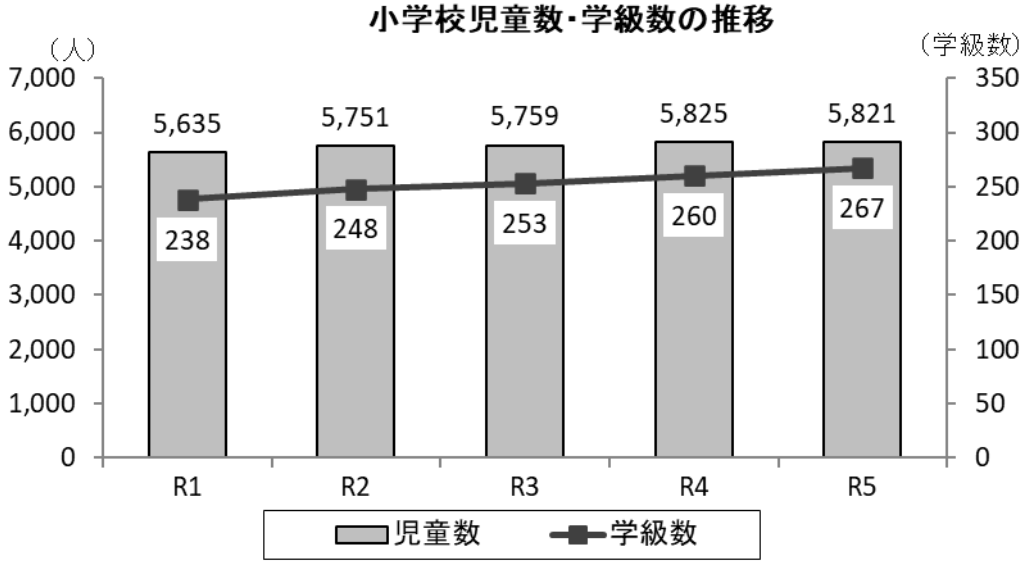

※各年５月１日現在

		R1	R2	R3	R4	R5
学校数		17	17	17	17	17
学級数		238	248	253	260	267
	うち特別支援学級数	49	53	57	58	61
児童数（人）	１年	908	959	925	931	945
	２年	926	928	972	947	946
	３年	962	949	940	995	969
	４年	915	991	981	948	1,006
	５年	982	932	1,007	985	962
	６年	942	992	934	1,019	993
	計	5,635	5,751	5,759	5,825	5,821

※各年５月１日現在

小学校別の児童数をみると、令和元年からの４年間で、児童数が増加しているのは、江別第二小学校、江別太小学校、野幌小学校、東野幌小学校、中央小学校、大麻泉小学校、野幌若葉小学校、文京台小学校、いずみ野小学校の９校となっています。その他の小学校は減少しています。

小学校別児童数

区　分	R1	R2	R3	R4	R5	R1～R5 増加率
江別第一小学校	452	455	449	435	433	-4.2%
江別第二小学校	560	577	593	610	587	4.8%
豊幌小学校	108	108	98	87	90	-16.7%
江別太小学校	427	433	442	443	446	4.4%
大麻小学校	339	344	329	337	325	-4.1%
対雁小学校	644	634	625	626	604	-6.2%
野幌小学校	76	81	87	92	90	18.4%
東野幌小学校	409	439	458	481	506	23.7%
大麻東小学校	339	350	347	335	335	-1.2%
大麻西小学校	301	298	296	285	275	-8.6%
中央小学校	399	415	421	434	416	4.3%
大麻泉小学校	230	237	254	284	303	31.7%
野幌若葉小学校	331	376	381	397	418	26.3%
北光小学校	26	26	21	19	21	-19.2%
文京台小学校	169	192	201	209	223	32.0%
いずみ野小学校	156	145	158	173	189	21.2%
上江別小学校	669	641	599	578	560	-16.3%
計	5,635	5,751	5,759	5,825	5,821	3.3%

※各年５月１日現在

（２）放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、小学生のうち保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図ることを目的として運営されており、令和５年度現在、市内に25か所あります。

令和５年５月１日現在での登録児童は、低学年を中心に 1,027 人となっています。

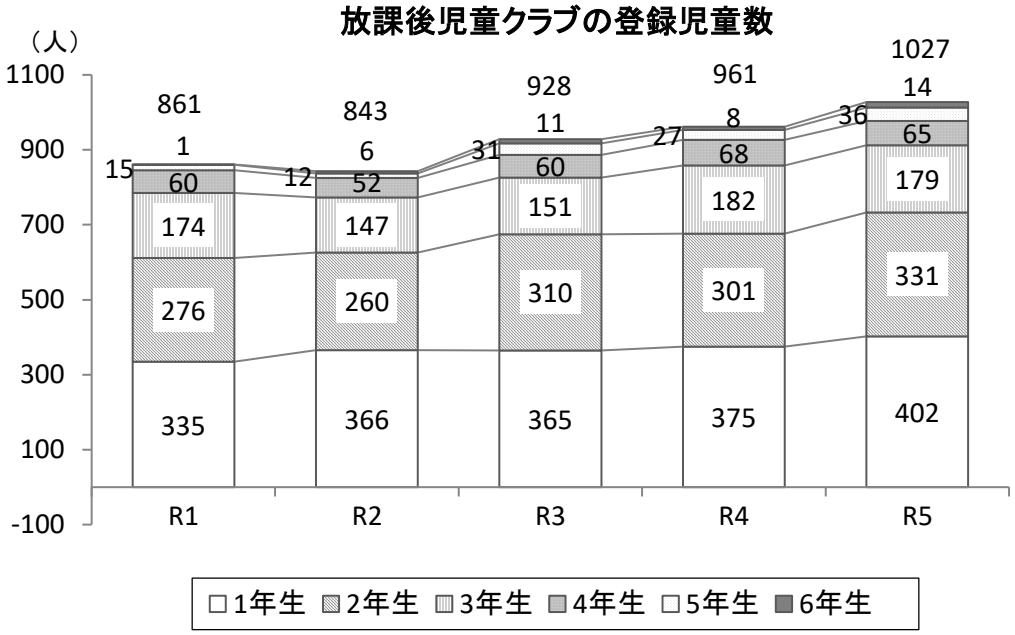

※各年５月１日現在

区　分		R1	R2	R3	R4	R5
実施箇所数(か所)		21	21	23	24	25
定員数(人)		776	785	861	919	959
登録児童数	１年生	335	366	365	375	402
	うち障がい児	1	3	7	5	7
	２年生	276	260	310	301	331
	うち障がい児	2	1	2	5	5
	３年生	174	147	151	182	179
	うち障がい児	2	2	2	1	5
	４年生	60	52	60	68	65
	うち障がい児	0	0	3	1	0
	５年生	15	12	31	27	36
	うち障がい児	2	1	0	3	1
	６年生	1	6	11	8	14
	うち障がい児	0	1	1	0	1
	計	861	843	928	961	1,027
	うち障がい児	7	8	15	15	19

※各年５月１日現在

（３）地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭をサポートする「地域子育て支援拠点」は、令和５年４月現在、市内に８か所設置されています。乳幼児を連れて気軽に立ち寄れる場所の提供のほか、育児相談、各種イベントなど、子育てに関する様々な活動を行っています。

名　称	R1	R2	R3	R4	R5
すくすく	9,019	6,880	5,284	7,416	8,355
ぽろっこ	4,913	3,490	2,621	3,620	4,008
もりのこ	4,859	4,579	2,472	5,511	5,474
ゆうあい	4,458	1,769	2,354	2,403	2,932
わかば	4,868	3,196	1,660	2,934	4,246
どんぐり	3,604	3,947	2,261	2,558	2,705
まんまカフェ	1,450	1,100	805	894	1,362
ぽこ あ ぽこ	73,931	33,756	37,515	67,504	87,675
計	107,102	58,717	54,972	92,840	116,757

※各年度延べ利用者数（人）

（4）預かり保育・一時預かり事業

幼稚園等では、教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施しており、保育園等では、保護者の平均週３日程度の就労や傷病などの理由により、家庭で乳幼児を保育できない場合、緊急・一時的に保育園その他の場所で乳幼児の一時預かりを実施しています。

〇預かり保育（幼稚園等における在園児の預かり）

区　分	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数(人)	64,429	80,995	83,940	87,575	82,896

〇一時預かり（保育園・子育てひろばにおける在園児以外の預かり）

区　分	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数(人)	8,327	7,980	5,285	5,263	5,625
登録児童数(人)	251	186	209	181	145
定員数(人)	100	100	100	110	110
実施箇所数(か所)	10	10	10	11	11

（5）延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化等に伴い、通常の保育時間を超えて保育を必要とする在園児に対し、時間を延長し保育を提供する事業です。

区　分	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数(人)	23,766	21,876	21,300	26,474	29,514
登録児童数(人)	993	996	1,116	1,270	1,417
実施箇所数(か所)	22	25	30	37	37

（6）病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気の治療中又は回復期にある子どもが通園・通学が困難な場合に、仕事などで子どもの保育ができない保護者に代わって、一時的に子どもを預かる事業です。

区　分	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数(人)	1,306	325	912	836	1,731
登録児童数(人)	417	343	406	452	662
定員数(人)	15	24	24	24	24
実施箇所数(か所)	1	2	2	2	2

（7）子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、子どもを養育している保護者が、社会的理由（病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤及び学校などの公的行事への参加）により、一時的に家庭において子どもを養育できなくなった場合に、子どもを短期間児童養護施設で預かる事業です。

区　分	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数(人)	7	0	6	22	17
実施箇所数(か所)	2	2	2	2	4

（8）ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、子育てを手助けしてほしい人（依頼会員）と子育てをお手伝いできる人（提供会員）それぞれが会員登録し、地域で子育てを応援する事業です。

区　分	R1	R2	R3	R4	R5
協力会員数(人)	127	126	92	86	89
依頼会員数(人)	404	407	397	393	387
両方会員数(人)	18	18	15	9	9
活動件数(件)	900	593	399	808	631

（9）緊急サポートネットワーク事業

緊急サポートネットワーク事業は、子どもの病気や残業、出張など、臨時的・突発的に子どもを預ける必要が生じた場合に、地域の提供会員が子どもの預かり（宿泊を伴う預かりを含む）を行う事業です。

区　分	R1	R2	R3	R4	R5
協力会員数(人)	49	43	41	44	53
依頼会員数(人)	231	237	240	237	240
両方会員数(人)	1	1	1	2	2
活動件数(件)	11	25	11	34	39

（10）児童センター

児童センターは、児童生徒が自由に来館し、スポーツや読書などの自由な活動を通じて仲間づくりをするなど、子どもの健全育成を目的とする施設です。

区　分	R1	R2	R3	R4	R5
1 日平均利用者(人)	124.7	86.7	110.9	88.7	103.3
施設数(か所)	7	7	7	7	7

3　子ども・若者の声

こども基本法第11条では、「こども施策を策定する際には、こども・若者又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの」とされています。

江別市では、子ども・若者の声をこれからの子ども・若者施策に反映させるため、中学生から29歳の方を対象とした「子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査」、『理想のまち・えべつ』を語り合う「子どもの居場所」「子どもの権利」などをテーマとした「中学生・高校生・大学生によるワークショップ」、「若者支援機関との意見交換会」を実施しました。

（１）子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査結果（概要）

調査期間	調査の対象	実施方法	回収数	回収率
令和7（2025）年 ８月１５日（金） ～ 9月１２日（金）	江別市在住の 中学生～29歳の 市民	無作為抽出 3,000人 郵送による配布 郵送・WEBによる回収	郵　送: 199 件 WEB：379 件 合計：559 人 （年齢対象外を含めると578人）	18.6%

■　主な調査結果

【居場所について】

・居心地がいい場所の有無は、「ある」が約９割以上、「ない」が約１割以下となっています。
・居心地がいいと感じる場所については、「自宅」が約９割以上と最も高く、次いで「学校」「インターネットやオンライン活動（SNS、オンラインゲームなど）」「アミューズメント施設（カラオケ、ボウリング場、ゲームセンターなど）」となっています。
・居心地がいいと感じる場所を選んだ理由については、「リラックスして過ごせるから」が最も高く、次いで「友達や仲間とおしゃべりしたり、遊んだりできるから」「趣味や創作活動ができるから」となっています。
・居心地がいいと感じる場所にどんなサービスや設備があると嬉しいかについては、「ゆったりとくつろげるスペースがある」最も高く、次いで「おいしい食事を提供してくれる」となっています。
・理想の居場所（こんな場所が江別市にあったらいいなと思う場所）のイメージは、フリースペース・交流・イベントや商業施設・専門店などと自由に過ごせる場所、勉強ができる場所や仲間と過ごせる場所の意見が多くなっています。

【江別市が取り組む子ども・若者政策】

・希望する江別市が取り組む子ども・若者政策については、「居心地のいい居場所の提供」が最も高く、次いで「安心して出産・子育てのできる環境づくり」「経済的な困難を抱えている家庭の支援」となっています。

※アンケート調査結果の詳細は、「資料編」（67～92ページ）に掲載しています。

（2）ワークショップ結果（概要）

	開催日時	開催場所	参加者
中学生	令和７年７月 14 日	江別市民会館２階 21 号	市内の中学生９名 （市内中学校 各１名）
高校生	令和７年７月 15 日	野幌公民館研修室３・４号	市内の高校生 10 名 （市内高等学校 各２名）
大学生	令和７年８月　８日	市民交流施設「ぷらっと」A 会議室	市内の大学生６名 （北翔大学及び 酪農学園大学 各３名）

テーマ・内容	
中学生	①　子どもの居場所（自分にとっての理想の居場所） Q１：こんな場所あったらいいな！ Q２：今ある場所がもっと良くなるには？
高校生	②　子どもの権利（大切だと思う権利、権利の守り方） Q１：あなたが「大切にしたい」と思うこと Q２：それはどうしたら守られる？
大学生	①　若者への支援（こういう「若者支援」があるとうれしい） ②　子どもの権利（「子どもの権利」を守るために必要なこと）

①中学生・高校生

【理想とする居場所】

- １人になれる場所や勉強・読書ができる場所などの「静かな場所」と、友達と騒いでもいい場所や音楽・ダンスを楽しめる場所など「騒げる（音が出せる）場所」
- １人でも友達と一緒でも利用でき、好きなことをしたり、ゆっくりしたりと、制限が少なく、ストレスのない環境

【今ある場所が良くなるためには】

- 「自習スペース」や「図書館」などの勉強する場所が、会話や飲食が可能であること、参考書等が充実していること、利用時間を拡大してほしい
- トイレ、ゴミ箱などの衛生面や草木の整備などの景観、街灯の増設などの安全面などの環境整備

中学生とのワークショップの様子

【権利を守るために「大切にしたいこと」】

- 意見を口にできる環境や場所があること、趣味や興味を自由に追求できること、夢や進路などが否定されず応援してもらえること、自分らしくあること
- 家族や友達との時間や会話、地域の人とのつながり、自分以外の様々な考え方を知ること

【大切にしたいことを守るために必要なこと】

- 相手やその意見を尊重すること、頭ごなしに否定しないこと、認め合うこと、決めつけない（偏見を持たない）こと、意見や悩み事を言い合える環境

高校生とのワークショップの様子

②大学生

【大学生活や江別市の暮らしにおける「困りごと」】

- 飲食店が少ない、バスが時間通りに来ない、食費や交通費などの金銭面

【江別市にあったらうれしい支援】

- 食費の支援、バスの定時運行、若者向けの娯楽の増加に関する支援

【小中高生時代に「したかった」「してあげればよかった」こと】

- 自分で進路を決めたかった、色々な習い事に挑戦したかった、門限をなくしてほしかった

【したかったことをかなえるために必要なこと】

- 行政や地域の支援による子どもの居場所づくりや話しやすい環境づくりなどが必要

大学生とのワークショップの様子

（３）若者の支援機関との意見交換結果

開催日時	開催場所	参加者
令和７年９月17日	総合社会福祉センター	くらしサポートセンターえべつ、江別・岩見沢若者サポートステーションの相談員　４名

①居場所について

・成功・失敗体験ができる場所、何かができる場所とともに、何もしない場所など目的の有無に関わらない多種多様な居場所が必要
・本人が必要なタイミングで必要な情報が得られるような場所があると良い
・居場所の中で出てきた課題への対応や支援の仕組みづくりをしていかなければならない
・居場所は安心・安全が大前提で、ジャッジしない、否定しない、説教しない、決めつけないことが大事
・常設で必ず誰かがいて、一旦相談を受け止めてどこかに繋げることができる場所があると良い
・単なるスペースではなく、人がいて、自分が認められるような場所が求められている
・居場所を作る人（主催）に負担がかかりすぎている
・居場所づくりをしたい人を後押しすることも重要

②学びについて

・学びというのは授業の学びと放課後の学びに分けられ、授業についていけて、具体的に学ぶことができた人に与えられるのが放課後の学びであり、学校に行かないと放課後の学びは選べず、二重の排除がなされてしまっている
・10 代の心の成長を考えると、授業の学びも大切だが、放課後の学びを保障していくことが大人の責務であり、教育ではできない部分は外部の支援者がやるべき

③支援について

・適切な機関につながるまでは、経験や賃金が得られる中間的就労のような自己肯定感を上げる仕組みが必要
・「手伝ってもらう」や「支援してもらう」ではなく、自分たち（利用者）が手伝ったことで評価を受けられる空間
・いずれ働きたいという人の就労を支援するためには、時間がかかることがあるので、その期間の居場所としていろいろな体験ができる場所が江別市内にあると良い

④江別市に期待することについて

・新庁舎を作るにあたって、冊子などがおいてあるフリースペースがあり、相談先などを案内してくれる人がいれば良い
・ホームページが堅いイメージなので、パステルカラーにしたり、えべチュンをあしらったりかわいらしくしてほしい
・江別の横のつながりを活かして、総合案内所を日替わりでやるのはどうか

4　計画策定に向けた課題

課題１　共働き家庭の増加に対応した教育・保育の提供

・令和５年に実施した江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）からは、平日の定期的な教育・保育の利用状況として、前回調査時（H30）と比較して、利用者が増加している状況にあります。
・また、教育・保育を利用している理由としては、就労しているためとの回答が最も多く、前回調査時と比較して増加しています。
・ニーズ調査では、就学前の子どもの母親は約７割が就労しており、前回調査時（H30）よりも働く母親が増えています。また、未就労の母親のうち、８割以上が今後就労したいと回答しており、保育ニーズは今後も高まることが見込まれます。
・保育の利用定員数を増やす取組として、施設の新設などを行い、受け入れ枠を広げてきたことで、令和４年と令和５年の２か年は待機児童がゼロとなっていますが、希望する施設に空きがなく入所をあきらめる潜在的待機児童は増えています。
・そのため、保育の提供体制の確保を引き続き図るとともに、利用者のニーズや希望を把握し、子育て支援事業につなげる仕組みが必要となります。

課題２　多様化する保育ニーズ

・ニーズ調査からは、土曜日や日曜日・祝日における教育・保育の利用希望もみられ、その理由の多くは仕事のためとなっている一方、平日に済ませられない用事を済ませるためや息抜きのためといった理由も前回調査時より増え、多様な理由により利用できる保育サービスの提供が望まれています。
・教育・保育事業の利用者のうち、就学前の子どもの病児・病後児保育施設の利用希望は約４割、一時預かり等の不定期の教育・保育の利用希望は約５割となっており、病児・病後児保育事業や一時預かり事業の利用意向は高くなっています。
・今後もライフスタイルの多様化や働き方改革が進む中で、これまで以上に保護者のニーズが多様化していくことから、各家庭が希望する生活を実現することができるよう、ニーズに対応した体制の検討や、多様な保育サービスの充実を図ることが求められます。

課題３　妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・支援の強化と児童虐待防止

・児童虐待防止対策を含む児童福祉法等の一部を改正する法律が、令和６年４月に施行されるなど、児童虐待防止に向けた体制強化が求められています。
・地域のつながりの希薄化や核家族化の進行といった状況は、子育てについて相談できる相手が少なくなり、母親や子どもの孤立感が高まり、育児放棄をはじめとする児童虐待等の要因となる可能性があります。

・ニーズ調査からは、子育てについて気軽に相談できる相手がいない人や、子どもをみてくれる人がいないなどの回答が少数ながらみられ、また、地域の子育て相談や家庭児童相談等の認知度は低い状況にあります。
・そのため、これまで以上に母子保健と児童福祉の機能が連携して、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない相談支援を行うことが求められます。
・また、公園等の遊び場や子ども向けイベントの情報、子ども連れで行きやすい飲食店情報といった子育てに関する情報を望む声が多く、今後もきめ細やかな情報提供が求められます。

課題４　子ども・若者の居場所づくり

・共働き家庭の増加に伴い、放課後児童クラブの登録児童数の増加が続いています。
・ニーズ調査からは、就学後の放課後児童クラブの利用意向は、低学年では約６割、高学年では約３割となっており、実際に低学年の居場所として放課後児童クラブを利用しているとの回答が約３割となっています。
・今後も放課後児童クラブの利用希望者の増加が見込まれることから、新規クラブの開設や定員拡大などが必要です。
・令和５年に実施した子どもの生活実態調査（以下「生活実態調査」という。）では、家や学校以外の居場所に対し、多くの高校生が利用してみたいと回答しています。
・保護者の就労にかかわらず、子どもが安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、自由に遊べる児童センターや公園をはじめとする社会基盤、さらには子ども食堂など、地域の活動や世代間交流などの取組について充実を図っていく必要があります。
・令和７年に実施した中学生から大学生までを対象としたワークショップや、若者を対象としたアンケート、関係機関等との意見交換では、様々な意見が寄せられましたが、中でも、居場所に関する意見は世代を超えて共通して聞かれました。心地良いと思われる居場所は、人それぞれであることが改めて分かりましたので、多様な居場所づくりに取り組んでいく必要があります。

課題５　障がいなどへの配慮が必要な子どもや家庭への支援

・障がい児の数は増加傾向にあり、障がいのある子どもや発達の特性により困難を抱える子どもへの支援ニーズが高まっています。
・ニーズ調査からは、子育てに不安や負担を感じる理由として、子どもの障がい、経済的なこと、自分の時間がないこと、子育てすることへの精神的負担などがあげられています。
・これら配慮が必要な家庭に対する各種支援の充実を図るほか、地域や学校、家庭、関係機関の連携を図りながら、早期発見・早期支援につながる体制を強化していくことが重要です。

課題６　子どもの貧困対策

・全国の子どもの貧困率は、最新の「国民生活基礎調査」によると、令和３年は１１.５％となり、９人に１人が貧困状態となっています。

・生活実態調査では、母子世帯の７割以上が年収４００万円以下であり、特にひとり親家庭が困難に直面する可能性が高いといえます。
・ニーズ調査によると、子どものいる家庭のうち約５割以上が、子どもの医療費や教育に係る経済的な負担が大きいと感じ、生活全般についても６割以上の家庭で経済的・金銭的なことを気にしています。
・経済的困難や不安を抱えている家庭は、その状況が子どもの生活や学習に対しても影響を与えることが懸念され、また、世代を超えて経済的困難や不安が連鎖する心配もあります。
・関係機関や地域と市が連携し、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、支援につなげる体制の充実が必要です。

課題７　ヤングケアラーへの支援

・本来大人が担うと想定されている家事や家族の過度な世話などを、日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）の認識が社会に広がり始めています。
・令和５年に小学５年生、中学２年生、高校２年生を対象に実施したヤングケアラー調査によると、家族でお世話が必要な人がいる割合は、全体の約１割となっており、日常的にお世話をしているヤングケアラーも見受けられることから、学業や友人関係等に支障が出てしまうことのないよう、サポート体制の強化を図っていく必要があります。

課題８　若者への支援

・若者は、進学、就職、結婚、子育てなどのライフイベントを迎える時期であり、多く喜びがある一方で、様々な葛藤や課題に直面することもあります。
・経済的基盤の脆弱化は、暮らしに多くの影響を与えるため、希望に添った就労支援を行う必要があります。
・ニートやひきこもりといった社会から孤立している若者に対する支援も重要ですが、こうした若者には情報が届きにくいことから関係機関と連携していく必要があります。

第３章　子ども・子育てビジョン

１　基本理念

子どもが主役、子どもしあわせのまち・えべつ

「えべつ未来づくりビジョン（第７次江別市総合計画）」では、基本理念の５つの柱の１つに、江別市の未来を担うすべての子どもたちがいつも笑顔でいられ、自分らしく健やかに成長できるように、子育て環境や子どもの教育環境の充実を図り、子どもたちが元気に育ち、笑顔で学ぶ、未来あるまちとして「子どもの笑顔があふれるまち」を掲げ、まちづくりを進めています。また、えべつ未来戦略の１つに「子どもが主役のまちをつくる」を掲げ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの気持ちや権利を尊重しながら、子どもにやさしいまちづくりを重点的に行っています。

令和２年に策定した前計画では、「みんなで協力、子育て応援のまち」という基本理念のもと、親は「江別で子育てして安心」、子どもは「江別に生まれ育ってよかった」と思えるまちを目指し、子育て支援施策を推進してきました。

本計画では、子どもの権利条約やこども基本法の理念も踏まえ、子どもにとって最善の利益を優先する社会を実現するため、「江別市子どもが主役のまち宣言」との整合や国・北海道の動向、こども大綱で掲げる基本方針などを十分に勘案しながら、より一層の子育て支援施策の充実を目指します。

2　基本姿勢と基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、まず基本姿勢として子どもの権利を尊重することを大きな柱とし、さらに計画推進の視点として３つの基本目標を設定し、それらを３つの柱として総合的に施策を展開します。

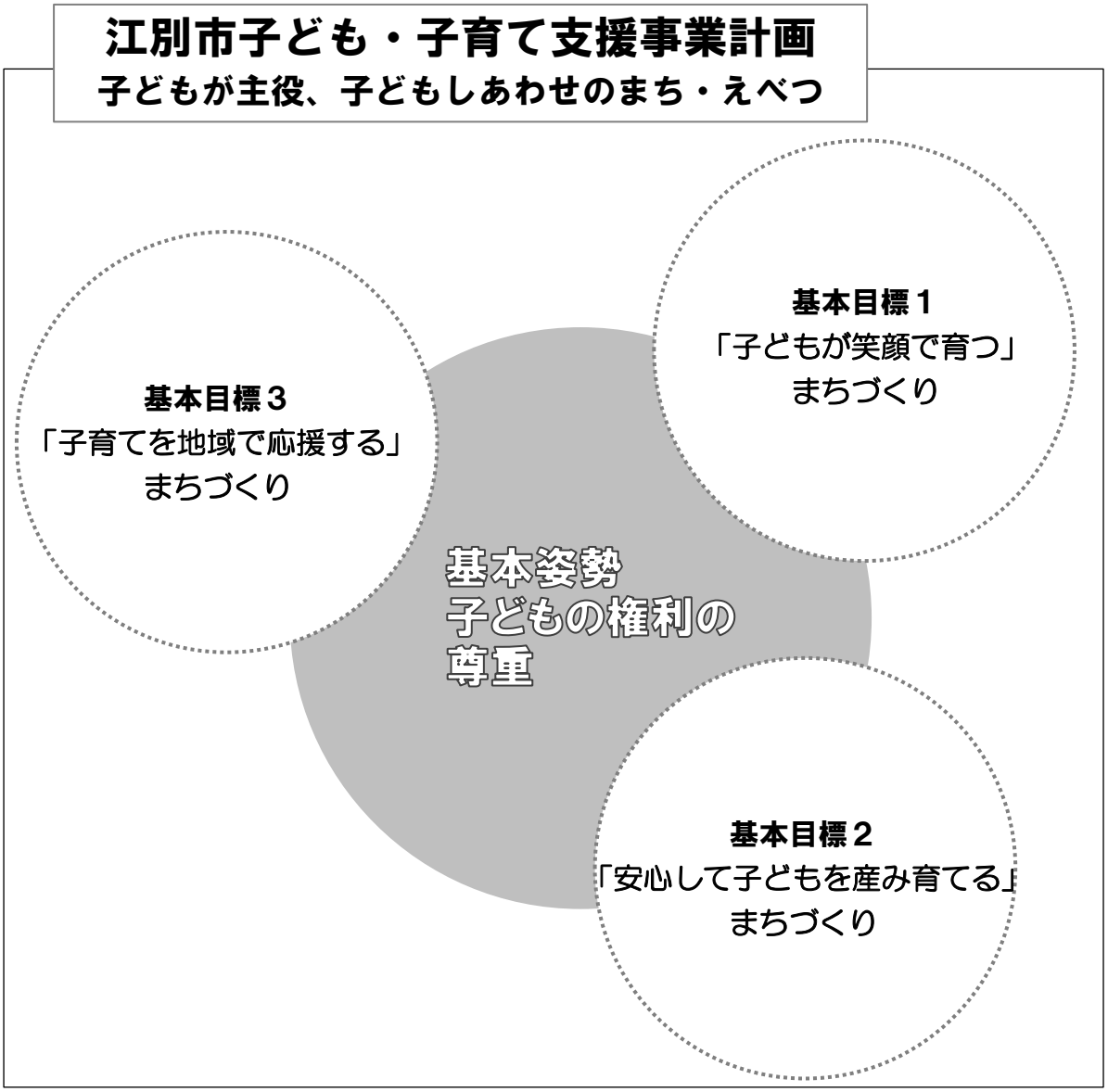

基本姿勢

子どもの権利の尊重

子どもの権利条約では、すべての子どもは等しく人権を有し、健やかに成長するために必要な「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」などが保障されています。

しかし、近年、子どもが被害者となる事件や児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、少年犯罪など、子どもを取り巻く様々な社会問題が深刻化しています。

江別市では、第７次江別市総合計画において、えべつ未来戦略の一つに「子どもが主役のまちをつくる」を掲げ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの気持ちや権利を尊重しながら子どもにやさしいまちづくりを行うこととしており、「江別市子どもが主役のまち宣言」の中においても、子どもの権利の尊重を大きな柱の１つに位置付けています。

また、国においてもこども大綱で掲げる基本方針の中で、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」としています。

こうした状況を踏まえ、今後、江別市では、子どもの権利の尊重を施策展開における大きな柱とします。

基本目標１

「子どもが笑顔で育つ」まちづくり　【子ども自身の育ちを支援】

子どもは自ら“育つ力”を持ち、心身ともに健やかに成長していく権利と、成長していく環境を与えられる権利を持っています。そのため、主体的な「子育ち」の応援や、それにふさわしい環境を整備していくことが重要です。

子どもが、いつも笑顔でいられ、自分らしく、健やかに成長できるように、学校をはじめ、家庭や地域などの教育環境の整備を進めるとともに、障がいのある子どもや不登校の子どもへの支援、いじめや虐待の防止、ヤングケアラー等の新たな課題に対しても適切な対応をしていく必要があります。

また、子どもの権利条約の精神やこども大綱で掲げる基本方針、「江別市子どもが主役のまち宣言」を踏まえ、子どもの持つ権利や子どもの意見が最大限に尊重される社会の実現と未来を担う子どもたちの健全な発達など、子どもが主役のまち、子どもが安心して生活できるまち、子どもの笑顔があふれるまちを目指します。

若者たちが抱える多岐にわたる課題に対し、切れ目のないサポートを提供することで、若者一人ひとりが、希望を持ち、新たな社会の担い手になれるよう、必要な支援を実施していきます。

また、若者の意見が地域づくりに反映されるよう、若者の声に耳を傾け、主体的な社会参画を促す仕組みづくりを行いながら、江別市で過ごす若者が、安心して学び、働き、暮らし、そして自分らしくいられるまちを目指します。

基本目標２

「安心して子どもを産み育てる」まちづくり　【子育て家庭への支援】

安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現のためには、男女ともに自分らしく生きられるように働き方の多様化に対応した支援を行うなど、子育て家庭の様々な不安や負担感を解消していく必要があります。

妊娠期から出産期、子育て期まで、切れ目のない支援サービスを提供するとともに、医療体制や相談機能体制の充実を図ります。

令和６年度に設置したこども家庭センターが中心となり、妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく漏れなく実施する体制を構築します。

また、すべての人が地域で安心して子どもを産み育てることができるよう、待機児童対策や子育て支援サービスの充実を図るとともに、妊娠、出産から、子どもの病気への対応まで、医療や相談機能の充実、子育て情報の充実を図り、いざというときに安心できる体制を整備します。

さらに、子育て家庭や子ども自身の抱える課題が多様化している中で、ひとり親家庭への支援や、貧困対策など、個々の家庭のニーズに応じ、「気づき」の段階から適切な支援を進めていきます。

乳幼児期から子どもの社会的自立が確立されるまでの切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

基本目標３

「子育てを地域で応援する」まちづくり　【地域子育て環境の充実】

核家族化や共働き家庭の増加により、子育て家庭の地域における関わり合いが希薄になり、子育てに関する不安や負担、孤立感を感じる親は少なくありません。

子育てが家庭内に閉ざされ、地域で孤立しているという状況による不安感・負担感、孤立感を軽減し、身近な生活の場である地域が子育てしやすい環境となるよう、子育て家庭が必要とする情報の提供や気軽に相談できる体制整備、地域の子育て支援ネットワークの強化を推進します。また、親子が集える交流の場やあそびの場を充実させ、子育て世代の交流を促進し、子育てに関する不安の解消に努めます。

また、子どもが交通事故や犯罪、家庭内等での不慮の事故等に巻き込まれることを未然に防止するために、地域ぐるみで子どもの安全を守るとともに、情報提供などの啓発活動にも努めます。子ども連れでも安全・安心に外出できるよう、住環境の整備を行うなど、地域が子どもや子育て家庭にとって配慮された環境となるよう、子育てしやすいまちを目指します。

3　施策の体系

子ども・子育てビジョン（基本理念）、並びにその実現に向けた基本目標について、体系化すると以下のとおりです。

基本理念　　子どもが主役、子どもしあわせのまち・えべつ

	基本目標	基本施策	施策の展開
基本姿勢 子どもの権利の尊重	基本目標　1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり 【子ども自身の育ちを支援】	1-1 子どもの教育・保育の充実	(1)幼児期の教育・保育の充実 (2)学校教育の充実
		1-2 子ども・若者の活動の機会や居場所づくり	(1)居場所づくり (2)子ども・若者の活動の場となる環境の整備 (3)若者の就労・キャリア形成の支援
		1-3 子どもの権利の意識醸成	(1)子どもの権利の啓発 (2)子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進
		1-4 健全な成長の支援	(1)青少年の健全育成 (2)障がいのある子どもの支援 (3)児童虐待及び DV 防止体制の充実 (4)いじめ防止や不登校の子どもへの支援 (5)ヤングケアラーへの支援
	基本目標　2 「安心して子どもを産み育てる」まちづくり 【子育て家庭への支援】	2-1 子育て支援の充実	(1)教育・保育定員の確保 (2)子育て支援サービスの充実 (3)放課後児童クラブの整備
		2-2 親子の健康の確保	(1)相談体制の充実・確保 (2)母子保健などの充実 (3)食育の推進 (4)小児医療の充実
		2-3 ひとり親家庭への支援	(1)ひとり親家庭への支援
		2-4 子どもの貧困対策の推進	(1)教育支援の充実 (2)生活支援の充実 (3)経済的支援の充実 (4)関係機関との連携支援
	基本目標　3 「子育てを地域で応援する」まちづくり 【地域子育て環境の充実】	3-1 子育て支援ネットワークづくり	(1)地域全体で子育てする意識の普及啓発 (2)子育てボランティアや関連団体の育成、支援
		3-2 子育てしやすく安全な環境の整備	(1)住環境の整備 (2 交通安全の確保 (3)犯罪被害の防止・有害環境対策 (4)被害に遭った子どもたちへの適切な支援
		3-3 子育てに関する知識と情報の共有	(1)情報発信・共有・啓発
		3-4 共働き・共育てへの支援	(1)働く人や事業主の意識改革と環境整備 (2)働きたい女性への支援

第４章　総合的な施策の展開

基本目標１

「子どもが笑顔で育つ」まちづくり　【子ども自身の育ちを支援】

基本施策１－１　子どもの教育・保育の充実

（１）幼児期の教育・保育の充実

子どもの健やかな育ちを保障するためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供が欠かせず、特に幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、集団生活を通して生活習慣や自主性、社会性を身につける重要なものです。

既存の教育・保育の資源を最大限に活用しながら、質の高い教育・保育の普及を図るとともに、その受け皿の拡大を支える保育人材の育成・確保に努めます。

また、すべての子どもが、幼稚園や保育園、認定こども園等で培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう、小学校、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業者、その他の関係機関との密接な連携を強めていきます。

併せて、気候変動などに伴う気温の上昇への対策に必要な冷房施設の整備や安全対策など、教育・保育施設や児童福祉施設の更なる環境改善を進めていきます。

（２）学校教育の充実

家族形態や価値観、ライフスタイルの多様化などにより、地域社会等のつながりや支え合いの希薄化がみられ、子どもに対する家庭や地域の教育力も変化していると考えられます。

ニーズ調査からは、学校教育環境の整備を求める声もあげられており、子どもたちが個性豊かに生きる力を育むために、学校、家庭、地域が協力して教育内容及び指導方法の改善・充実を進めるとともに、学校施設や教育環境の整備を進めることが重要です。

江別市内の小中学校では、各学校が地域の特性を生かした「特色ある学校づくり」の実現に向けて、家庭や地域と連携しながら、主体的に地域一体型の事業に取り組んでおり、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めています。また、市内小中学校に学習サポート教員や学校支援地域ボランティアを派遣し子どもの理解度に応じた指導をすることで、子どもの学力向上につなげています。

また、義務教育の９年間で発達段階に応じた連続性のある指導に取り組み、「目指す子ども像」を実現するため、小中一貫教育の推進を行い、学習意欲の向上や中１ギャップの緩和などに努めます。

さらに、より多くの子どもたちが本に親しむことができるよう、学校担当司書を巡回方式で学校図書館に配置することにより、効率的な図書館機能を維持し、より良い読書環境整備に努めます。

基本施策１－２　子ども・若者の活動の機会や居場所づくり

（１）居場所づくり

すべての子ども・若者が、安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、多様な学びや遊び、体験活動などの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することのできる社会づくりが重要です。

江別市では、児童センターが７館（公設）あり、子どもの活動の場としてだけではなく、地域の子育て活動や放課後の子どもの居場所としての役割を担っています。

また、学校プールの夏季休業期間中の開放や、体育館及びグラウンドの土曜開放等により、スポーツに親しむ機会を提供することで、子どもの健全育成につなげています。

これらの事業を継続しながら、自然体験活動や文化活動など、子どもの健全育成に資する体験学習の機会の充実に努めます。

中高生が放課後に気軽に集まり、気の合う仲間と過ごしたり、勉強したりできる居場所のニーズに対応するため、中高生の声を聴きながら、利用しやすい居場所づくりを進めます。

加えて、子ども食堂など、子どもの居場所となりうる場が地域の団体等により展開されるようになってきており、さらに活動が広がるよう支援のあり方を検討します。

今後も児童センターだけでなく、地域の社会資源を効果的に活用して、多様な居場所づくりを進めます。

なお、子ども・若者に関する取組を行う際には、市内に４つの大学があるという江別市の強みを生かし、大学や大学生との連携を図りながら、取組を進めるよう努めます。

（２）子どもの活動の場となる環境の整備

少子化の進行、塾や習い事の増加などにより、年齢の異なる子ども同士で遊ぶことが減り、遊びを通した人間づきあいやルールを学ぶ機会が少なくなっています。

そのため、年齢の異なる子ども同士の交流の場を設けることで、体験を通じて協調性、思いやりの心などの社会性を身につけることができるよう支援します。

放課後児童クラブの利用の増加に対応するため、新たな放課後児童クラブの開設や既存クラブの定員を増やすなど、受入体制を整備します。また、学校から直接児童センターに来館できるようにすることなどにより、待機児童対策を行うことで、すべての子どもが放課後に安全で安心して過ごせる場所の確保に努めます。

さらに、児童センターにおいて、地域や異世代間の交流を通じた遊びやイベントを企画し、子どもの健全育成を図るとともに、冷房施設の整備や安全対策などの更なる環境整備を進めるなど、多くの子どもに利用してもらえるよう、快適に利用できる環境づくりに努めます。

情報図書館においては、子どもたちが快適に過ごせるような読書環境を維持するとともに、今後も引き続き児童書の充実に努めるなど読書環境の整備を進めます。

（３）若者の就労・キャリア形成の支援

若者のキャリア形成を支援し、安定した就労を実現することは、若者自身が豊かな生活を営むことはもとより、地域の活力にもつながる重要なものです。

そのため、若者に対して、様々な経験ができる機会を提供するとともに、関係機関と連携し具体的な就労のサポートを行います。

大学生については、インターンシップ、ワークショップ、地域イベントなどへ参加する機会を提供し、自身のキャリアを考えるきっかけづくりを行います。

様々な事情により、就労から遠ざかり、就労への不安や悩みのある方については、市内の関係機関と連携した支援を行います。

また、仕事に関する様々な相談をワンストップでできるようにするとともに、就労相談や就職支援セミナーの実施、企業説明会による人材のマッチング支援等を行います。

基本施策１－３　子どもの権利の意識醸成

（１）子どもの権利の啓発

すべての人が子どもの権利を正しく理解し、子どもが幸福で愛情と理解のある環境で健全に成長するために、子どもだけでなく、親や学校教育現場、そして社会全体に対しても子どもの権利に対する理解が一層浸透するよう、地域全体で子どもを守るための普及啓発を進めることが必要です。

江別市では広報やホームページをはじめ、さまざまな機会・媒体を活用した情報提供・発信を推進することにより、子どもの権利に対する市民意識の向上に努めます。

また、江別市子どもが主役のまち宣言の内容を子どもや大人に広く周知し、子ども一人ひとりが権利の主体であることへの理解の浸透に努めます。

さらに、広く市民意識の醸成を図り、子どもの権利を尊重したまちづくりを目指すため、子どもの権利に関する条例制定に向けた検討を進めます。

（２）子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進

子どもの権利条約において、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮するとされています。

また、こども基本法でも、意見を表明する機会の確保が基本理念のひとつとして示されています。

「えべつ未来づくりビジョン（第７次江別市総合計画）」では、江別市自治基本条例の理念に基づき、市政への市民参加を進めるとともに、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学などの各種団体と連携して魅力ある協働のまちづくりを目指しています。

こうした考え方のもと、子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりがまちづくりに積極的に意見を表明できる場や子どもの声を届ける支援や仕組み等を創出し、子どもの意見がより社会に反映されるような環境づくりに努めます。

基本施策１－４　健全な成長の支援

（１）青少年の健全育成

次代を担う青少年の健全な育成は市民共通の願いですが、青少年を巡る昨今の状況は、いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、少年犯罪の深刻化など様々な問題が発生しています。

また、近年は、青少年が他世代と交流する機会が減り、大人と接することや社会に順応することが苦手になっているといわれています。

北海道の新卒３年以内の若年離職率は全国平均と比べ高い傾向がみられ、北海道教育委員会では、望ましい勤労観・職業観を育成するため、早い時期からのキャリア教育の充実に取り組んでいます。

江別市では各中学校の中学２年生を対象に職場体験活動を実施し、望ましい勤労観や職業感、自己の進路を選択する能力等の育成を図っています。

また、次代を担う青少年に、多様性を認め合い、性別にかかわりなく、すべての市民が自分の能力を発揮し、自分らしく暮らすことができる男女共同参画社会を目指し、啓発を行います。

（２）障がいのある子どもの支援

住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がい等により特別な支援が必要な子どもとその保護者に対し、一人ひとりの発達状況や個々の障がい特性等に応じた専門的かつ総合的な相談対応や支援が必要です。

江別市では、発達支援が必要とされた子ども、障がいのある子ども、医療的ケア児は年々増加しています。そのため、障がいのある子どもの早期発見、早期療育のための体制整備を図りながら、乳幼児期から一貫した切れ目のない支援を行うため、保健、福祉、教育、医療分野等の関係機関による連携を進めます。

また、障がいのある子どもやその家庭が地域で安心して生活するためには、身近にいつでも相談できる窓口が必要であることから相談支援体制の充実と人材の育成を図ります。

医療的ケア児を含め障がいの重度化・多様化に対応するため、障がい特性や程度に応じたサービスが受けられるよう、関係機関と連携しながら、ニーズの高い日中一時支援事業等のサービス提供体制の充実を図るとともに、インクルージョンの推進に努めます。

将来においても住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、重層的な地域支援体制の構築を図るため、子ども発達支援センターの機能を拡大する等、児童発達支援センター設置の検討を進めます。

さらに、現在、４歳以上を対象としている個別支援保育に関して、年齢の拡大を含めた制度のあり方について見直しを検討します。

（３）児童虐待及びＤＶ防止体制の充実

児童虐待は、家庭生活におけるストレスや経済的問題、子どもや保護者の健康問題等が連鎖的に作用して発生し、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えます。

江別市においても児童虐待及び虐待の発生を予防するための支援件数は増加傾向にあり、継続的な支援が必要な例が多くなっています。

また、配偶者などからの暴力（DV）は個人の尊厳を害し、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、目の前で DV が行われることは、子どもへの心理的虐待につながります。

江別市では、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく支援するため、令和６年度にこども家庭センターを設置したほか、家庭児童対策地域協議会をはじめ、関係機関、関係団体と連携して共通認識及び理解を図りながら、相談・情報提供体制等の充実に努めます。

（４）いじめ防止や不登校の子どもへの支援

いじめ、不登校、ネットトラブル、自殺などの社会問題は依然として後を絶たず、こうした問題を解決するための相談事業の役割は増しています。

江別市では、各種相談窓口を開設し、電話や対面、メール等で相談を受け付けているほか、小中学校においては、カウンセラーや相談員、スクールソーシャルワーカーを派遣し、子どもや保護者、教育関係者からの相談対応を実施しています。

青少年や子育て世代を取り巻く環境を改善するため、子ども・若者や保護者だけではなく、教育関係者も含めた様々な悩みや相談に応じる相談事業の充実を図るとともに、こども家庭センターと学校や関係機関との連携を強化し、問題の早期発見、早期解決に努めます。

（５）ヤングケアラーへの支援

令和５年度に実施したヤングケアラー調査により、江別市においても全国的な傾向と同様、ヤングケアラーといえる子どもたちが一定数存在すると考えられます。

また、こうした状況から、自分がヤングケアラーであることに気づいていない子どもがいることも考えられるため、子ども自身が気づく機会の確保に取り組みます。

ヤングケアラーの認知度は、学年が上がるにつれ高くなっていますが、小学５年生の約４割が「聞いたことがない」と回答しています。ヤングケアラーについて知る機会の提供を行うほか、まわりの大人が気づけるように市民への啓発に取り組みます。

さらに、ヤングケアラーに対する必要な支援が早期から円滑に行われるよう、学校や関係機関と情報共有しながら、適切な支援につなげるよう連携を図っていきます。

基本目標２

「安心して子どもを産み育てる」まちづくり 【子育て家庭への支援】

基本施策２－１　子育て支援の充実

（１）教育・保育定員の確保

江別市では、共働き家庭が増えていることや子どもの転入が多いことなど、高い保育需要が継続しています。そのため、待機児童が生じないよう、今後の保育ニーズの動向を見ながら、既存の教育・保育施設等の利用定員の見直しなどにより、適切な教育・保育定員の確保に努めます。

また、保育の利用定員の確保に不可欠である保育士等の人材確保のため、引き続き、保育士への奨学金返還支援や家賃補助などを継続しながら、ジモガクと連携した市内子育て関連施設の見学・訪問の実施や教育・保育施設への実習の受入、各種支援制度の情報提供などに積極的に取り組むほか、就職時の支援金の検討や市内の大学と連携した市独自の支援制度について検討します。

（２）子育て支援サービスの充実

少子化や核家族化の進行、また、地域における人間関係の希薄化による子育て家庭の孤立を防ぎ、負担感や不安感の軽減を図るため、地域の身近な場所で子育て家庭が気軽に集い、地域と家庭が一体となって子育てを支援していくことが重要です。

江別市では、保護者が疾病等で療養が必要な場合や、出張等の社会的理由により不在となる場合に、一時的に子どもを預けるニーズに対応するため、子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業などを実施しています。

また、あそびのひろば事業の実施により、子育ての情報提供や育児相談、仲間づくりの場を提供しており、居住している地域において親子が安心して交流し合える場として活用されているほか、子育てひろば「ぽこ あ ぽこ」は、天候を気にせず遊べる子育て支援施設として多くの親子に利用されています。

今後も、子育て支援センターや関係機関、地域ボランティア等の連携により、子育て支援事業の充実を図り、子育ての情報提供、育児相談、仲間づくりの場の提供に努めるとともに、民間で実施している遊びの広場等に対する支援の必要性についても検討していきます。

併せて、子ども誰でも通園制度に関し、国の検討状況や先行自治体の実施状況などを情報収集しながら、江別市の状況を踏まえた実施方法を検討します。

さらに、老朽化した公立保育園の建て替え等を見据え、多様化するニーズに対応した施設のあり方も検討します。

（３）放課後児童クラブの整備

放課後児童クラブは、女性の就業率向上による共働き家庭の増加に伴い、入会希望児童数の増加が続くことが想定され、待機児童が生じないよう整備を進めることが求められるほか、子どもの安全性や施設の利便性に対するニーズが今後も高まると考えられます。

共働きの保護者が安心して働くことができるように、民間の放課後児童クラブへの運営費補助の継続、新たな放課後児童クラブの開設や既存クラブの定員の拡大等について検討するとともに、適切な利用者負担のあり方を検討していきます。

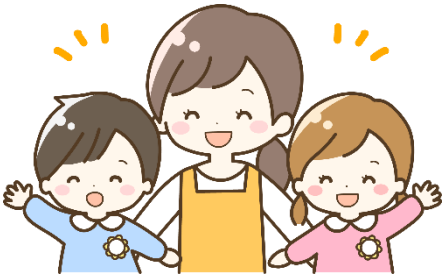

基本施策２－２　親子の健康の確保

（１）相談体制の充実・確保

地域との関わり合いの希薄化や核家族化の進行、身近に相談できる相手が少ないことなどにより、子育て中の親が一人で多くの悩みを抱え込むことで、子育てへの不安感・孤立感が増加し、育児ストレスの原因となる場合があります。

また、予期せぬ妊娠や未成年での妊娠、経済的問題、心身の不調等により不安を抱え、妊娠期からの継続的な支援を必要とする特定妊婦を把握し、積極的に働きかけ、必要なサービスの利用につなげることも重要です。

ニーズ調査では、子育ての悩みの相談相手は「祖父母等の親族」や「友人や知人」が大半を占めていますが、相談相手がいないという方もみられます。

保健センターや子育て支援課における相談対応件数は年々増加しており、相談内容も多様化・複雑化していることから、相談支援担当職員の資質向上と相談体制の充実を図ります。

さらに、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和６年度にこども家庭センターを設置し、子育てを支える体制をさらに推進し、支援を切れ目なく漏れなく実施する体制を構築します。

（２）母子保健などの充実

母子保健では、妊娠届出時や出産後の赤ちゃん訪問などで専門職による伴走型相談支援を実施し、健康面を切り口とした相談や、必要に応じてサポートプランの作成を行っていきます。

また、乳幼児期は、将来の成長に大きな影響を与えるとともに、生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基盤づくりの時期です。

江別市では、妊娠期から乳幼児期の健康の保持・増進、疾病の早期発見などを目指し、妊産婦健診や乳幼児健診、健康教育や産後ケアなどの母子保健事業を実施しています。

今後に向けて、国は切れ目のない健診体制の整備として、新たな健診の拡充を検討していることから、江別市の状況を踏まえた実施体制を構築するとともに、子育て期から将来を見据えた健康づくりや生活習慣病予防の視点を健康診査等に反映させていきます。

（３）食育の推進

食は健康の基礎であり、健康な体を作るだけではなく、規則正しい生活のリズムを確立するためにも欠かせないものになります。

子どもの時の生活習慣は、その後の成長などに大きな影響を与えるとともに、子どもたちが将来子育てをする場合にも影響があることから、健全な食習慣を身につけることが重要となります。

しかし、近年では、社会経済構造の変化などにより、様々な価値観やライフスタイルが生まれ、食生活のあり方も多様化する中で、食への意識の希薄化、不規則な食事や栄養バランスの偏り、朝食の欠食、食塩の摂取過多など、食に関する様々な課題が顕在化しています。

江別市では、第４次食育推進計画において「妊娠期・乳幼児期」「学齢期・青年期」などのライフステージごとに方針を定め、それぞれの年齢に合った食育活動を進めています。

また、学校、家庭、地域が連携し、様々なイベントなどを通して子どもの食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の定着を図ります。

（４）小児医療の充実

子どもの病気や事故等は、短期間で重症化することがあり、子どもを安心して産み育てるためには、小児医療体制の充実は不可欠です。

ニーズ調査では、子育てで気になることとして「子どもの医療や福祉のこと」が約４割、子育てしやすいまちになるために重要なこととして「小児救急医療体制の充実」が約４割となっています。

医療費の心配が少なく子どもを受診させることができる環境は、経済的負担軽減と早期治療を促すことから、今後も通院医療費の自己負担軽減のための助成を継続していきます。

また、子どもがいつでも安心して医療サービスが受けられるよう、広域的診療体制の確立を目指し、休日・夜間の救急医療体制の確保も含めて、一般社団法人江別医師会、市立病院及び夜間急病センターなどの医療機関が相互に連携するとともに、小児の救急医療へのかかり方等の普及啓発にも努め、小児医療の充実を図ります。

基本施策２－３　ひとり親家庭への支援

（１）ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、母子家庭では経済的状況において、また、父子家庭では日常生活において、育児が困難な状況が多くみられ、そのための就業支援や日常生活支援など、子どもと家庭の状況に応じた、きめ細やかな支援を行っていくことが必要です。

江別市では、ひとり親家庭の経済的・精神的な悩み、自立や生活に必要な資金の貸付等の相談に対して、関係機関と連携しながら一人ひとりに寄り添った相談、支援を行います。

また、医療費の負担軽減や日常生活支援に関する社会資源(各種制度・サービス)等の情報提供の取組も継続して実施していきます。

今後も、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健全な成長を確保するために、ひとり親家庭に対する支援体制の充実を図るとともに、支援を必要とする家庭に適切に情報提供ができる取組を推進します。

基本施策２－４　子どもの貧困対策の推進

（１）教育支援の充実

現代の貧困は、家庭の経済格差が、そのまま教育格差につながっていることが要因の一つでもあるといわれています。貧困の連鎖を断ち切り、子どもが自らの将来を切り開いていくためには、家庭の経済状況等にかかわらず、平等に教育を受ける必要があります。

江別市では、小中学校への学習サポート教員の派遣による学習支援を行うとともに、学校生活での悩みを抱える子どもや保護者への相談支援等を行うことで、学習意欲と基礎学力の向上を促し、自己肯定感を高める支援を推進しています。

また、すべての子どもが乳幼児期から義務教育、高校・大学等まで質の高い教育・保育を受けることができる機会を保障するためにも、就学の援助、学習の支援、その他困窮状況にある子どもたちへの支援等の充実に努めます。

なお、各支援を進めるにあたっては、第３期江別市学校教育基本計画などとの整合を図りながら実施していきます。

（２）生活支援の充実

子どもが安心して教育を受けるためには、経済面だけではなく、社会的に孤立することなく、身体的にも、精神的にも安定した生活を送ることができる環境が整っていることが重要になります。

江別市では、生活困窮者の早期把握や自立に向けた支援を行うとともに、支援に必要なネットワークの構築に努めています。

また、子どもやその保護者等の安定した生活や自立、健康確保のための支援体制を充実するとともに、困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成されるよう、子どもとその保護者等の意思を尊重しながら、乳幼児期から社会的自立が確立されるまで、切れ目なく必要な支援を実施していきます。

（３）経済的支援の充実

全国的に理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、特に若年層ほどその割合が高くなっています。

ニーズ調査では、子育てに関して「経済的な負担が大きい」という意見が多く、子育て家庭への経済的負担の軽減が求められています。

生活基盤を安定的に確保するためには、保護者の就労の安定が欠かせません。保護者の就労は、経済的に自立するうえで重要であり、就労だけでは十分に収入が得られない場合であっても、子どもに働く姿を見せることで、子どもが労働の意義を学ぶなど、貧困の連鎖を防ぐ一助となります。

江別市では、生活保護の実施、各種手当の支給、幼児教育・保育の無償化、就学・修学資金の貸与や就学援助、子どもの医療費助成などを通して子育て家庭へ経済的支援を行うとともに、子育て施策の充実や経済的負担の軽減策、地域差のない医療費制度の構築が図られるよう、国や北海道へ求めていきます。

また、ひとり親家庭に対する就労支援として、就労につながる技術の取得を支援するとともに、育児との両立に配慮している企業、女性雇用や人材育成に積極的な企業等の紹介を行っていきます。

今後も、生活実態調査の結果に基づき、経済的困難を抱えている家庭やひとり親家庭の実態を把握し、貧困により生じる様々な困難の改善に向けた取組を進めます。

（４）関係機関との連携支援

経済的な面だけではなく、健康や教育等の複合的な課題を抱える子どもや、その保護者等が、社会から孤立せずに地域で安心して暮らせるよう、課題の早期発見に努め、必要な支援につなげていくことが重要です。

子どもや家庭が抱える複合的な問題は、個々の機関での対応のみでは解決が困難なケースが多く、江別市では、多様な関係機関、関係団体がネットワークを組むことで、早期からの切れ目ない支援に努めています。

今後も庁内での連携を図り、事業を推進するとともに、地域や関係する支援機関・団体等の一層の連携を促進し、相談支援体制の充実に努めます。

基本目標３

「子育てを地域で応援する」まちづくり　【地域子育て環境の充実】

基本施策３－１　子育て支援ネットワークづくり

（１）地域全体で子育てする意識の普及啓発

近年、核家族化の進行や多様化する就労形態、自治会などの地域との関わり合いの希薄化などを背景に、育児をする親が孤立する傾向にあります。そのため、家庭と地域が連携して子育てを行うことができる体制整備が重要です。

地域における子育て会員組織であるファミリー・サポート・センター事業は、依頼会員数に対して提供会員数が不足傾向にあり、利用したくても利用できない場合があることから、制度のＰＲなどの啓発に努め、地域全体で子育てをするような意識の醸成を図ります。

また、市民協働への理解促進を図ることで、地域全体で子育てを行うことに対する参画意欲を高めるとともに、市民活動の活性化やネットワーク化により、市民や地域の多様なニーズへの対応や問題解決を図っていきます。

支援が必要とされる子どもや保護者に対しては、複数の機関で援助を行うため、こども家庭センターが中心となり、家庭児童対策地域協議会などを活用しながら関係機関と連携し、支援を進めます。

（２）子育てボランティアや関連団体の育成、支援

少子化や地域社会のつながりの希薄化により、地域における子どもたちの体験活動の機会が減少しています。

江別市では、地域の異年齢の子ども同士による自然体験活動やスポーツ、文化活動等を行っている団体に対し、活動に必要な環境や情報発信の場の提供などの支援を行うことで、子どもの活動の場の拡充や地域活動の活性化を図っています。

また、子育て支援活動に関わる個人や団体の発掘、育成や資質の向上に取り組むことで、地域における子育て支援活動の展開を図ります。

さらには、子どもの居場所づくりの推進にあたり、子ども食堂などの地域の活動支援の検討を進めます。

基本施策３－２　子育てしやすく安全な環境の整備

（１）住環境の整備

地域において子育てしやすい環境を整えるためには、子育てに適した良質な住環境の整備、安全・安心で快適に生活できるまちづくりを進めることが大切です。

江別市では、入居者が安心して暮らせる市営住宅を供給し、子育て世帯向けの入居者募集や優遇措置を行うなど、子育て世帯の定住化を図っています。

また、引き続き、道路や学校、公共施設の段差解消等のバリアフリー化、市道の排雪などによる冬期間の通行確保など、子どもが安心して生活できる住環境の整備に努めます。

子どもの登下校についても、江別市通学路安全プログラムに基づき、関係機関が連携して、通学路の安全確保に関する取組を進めます。

多様化する地域ニーズを把握し、都市公園としての役割分担、適正配置に努めながらも、子どもの遊び場の確保や、安心して子育てができるよう、子育て世代や地域住民との交流機会の創出に資する公園環境づくりを進めます。

（２）交通安全の確保

子どもを交通事故から守るため、子ども一人ひとりが交通ルールを身につけ、守ることができるように交通安全教育を充実させるとともに、全市民の交通安全意識及び交通マナーの向上や安全に配慮した道路整備を図ることが必要です。

江別市では、子どもたちの交通安全意識の向上及び交通事故減少を目的に、子どもを直接見守ることのできる街頭指導を行うとともに、幼稚園・保育施設、小中学校や放課後児童クラブなどで交通安全教室を開催します。また、交通事故を未然に防止するために、運転者・歩行者及び自転車利用者を対象とした交通安全教育や、ストップマークや注意喚起看板を危険箇所に設置するなど、交通安全意識の醸成を図っています。

今後も、地域と学校、警察などの関係機関が連携し、交通安全教育、交通事故防止対策を行うとともに、冬期間における安全な通行確保のため、市道の除排雪などに努めます。

（３）犯罪被害の防止・有害環境対策

全国的な地域の関わり合いの希薄化、生活形態の多様化などに伴い、地域の犯罪抑止機能は低下し、犯罪の複雑化、多様化、凶悪化、低年齢化が顕著となり、全国各地で子どもが被害者もしくは加害者となる事件が発生しています。

また、インターネットやスマートフォンなどの急速な普及により、ネット依存に陥ったり、子どもが容易に SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを利用し、トラブルや犯罪に巻き込まれる事案が増加しています。

犯罪や非行を防止し、有害環境から子どもを守るため、関係機関や学校、警察、PTA、ボランティアなどの地域住民等と連携し、犯罪や非行の早期発見、早期対応をしていくことで子どもの安全確保を推進します。

さらに、インターネットトラブルから子どもを守るため、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる情報モラル教育の充実に努めます。

（４）被害に遭った子どもたちへの適切な支援

全国的に子どもが犯罪や虐待、ＤＶ被害などに巻き込まれることが多くなっています。

被害に遭った子どもたちは、自ら声を上げることが困難なため、周囲からは問題が見えにくくなっています。また、直接被害に遭わなくても、事件の影響を受け、精神的・身体的に変調をきたす子どもたちも少なからず見られます。

江別市では、犯罪や虐待、DV などの未然防止や早期発見により子どもの被害防止に努めるとともに、こうした子どもたちに対し、関係機関が連携・協力して、速やかに適切な支援を図ります。

あわせて、悩みや不安を抱える子どもが多く、適切な心のケアが求められていることから、今後も相談体制の充実を図り、悩み等の解消・軽減につなげていくとともに、相談内容から児童虐待などが疑われる場合には、速やかに関係機関と連携し、適切な支援を図ります。

基本施策３－３　子育てに関する知識と情報の共有

（１）情報発信・共有・啓発

ニーズ調査から、子育てに関する情報の入手先は、「保育所、幼稚園、学校」との回答が７割程度あった一方で、「隣近所の人、知人、友人」が減少し、「インターネット」が増加しています。情報の内容に関しては、「公園等の遊び場の情報」「子ども向けイベント情報」「子ども連れで行きやすい飲食店情報」「医療機関情報」を望む声が多くみられます。

江別市では、子育て支援サイトや子育て情報誌「ホップステップえべつ」などで、子育てに関する情報提供・情報共有を図るとともに、子育てに関する情報やイベント案内等を電子配信する「えべつ子育てアプリ」を活用し、タイムリーな情報発信を行っています。

今後も、子育て支援サイトとアプリ、SNS 等を活用した多角的な情報発信を行い、多様化する利用者ニーズに対応できるよう努めます。

さらに、地域全体で子育てを支援するため、地域の親子の交流や世代間の交流を図るとともに、子育てを支援する関係機関のネットワークづくりを進め、子育てに関する知識や情報の共有、啓発を進めていきます。

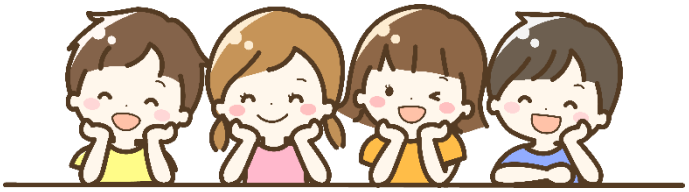

基本施策３－４　共働き・共育てへの支援

（１）働く人や事業主の意識改革と環境整備

働く女性が増え、共働き世帯が主流となっている現在、女性の活躍を推進するためには、男女ともに仕事と家庭の両立が可能な環境づくりが必要です。

それには、男女が共に育児を担うことはあたり前という共通の認識を持つことが重要ですが、依然として、家事や育児の負担は女性に大きく偏る傾向にあります。

「男性は仕事、女性は家事や育児」といった性別役割分担意識を持つ人の割合は減ってきており、意識の変化がみられるものの、実際に男性が家事や育児を担うためには、職場や周囲の理解と時間にゆとりが持てるよう働き方の見直しが必要です。

江別市では、ワーク・ライフ・バランス推進に向け、働く人や事業主を含めた意識改革・環境整備を図るための周知啓発活動等を行っていきます。

（２）働きたい女性への支援

江別市では、女性が結婚、出産、子育てを機に就業を中断する「M字カーブ」の底が浅くなり、女性の就業率も上昇を続けています。

出産後も就労を希望する女性が増えていることから、教育・保育施設の定員確保、求職中の一時預かりや保育園等の利用をしやすくするなど、安心して就労や求職活動ができる環境を整備していく必要があります。

今後も、女性の就労を支援するために、出産や子育て等によりブランクのある就職希望者に対して、就職に必要な技術を習得するための支援や、育児との両立に配慮している企業、女性雇用や人材育成に積極的な企業等の紹介を行っていきます。

また、江別まちなか仕事プラザ事業を通じて、就職相談等を行い、子育て世代の女性の就業を支援していきます。

第５章　量の見込みと提供体制

１　教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を定めることとされています。

【江別市の教育・保育の提供区域・・・・市全体で１区域】

教育・保育の提供区域の設定にあたり、幼稚園・保育園の利用については、江別・野幌・大麻の３地区に区分した場合、地域内の施設利用ができるなど利便性の向上が期待できますが、保護者の通勤上の都合や特色ある施設の選択等の理由から、地区内での利用に限らず、市内全域で利用されています。

特に幼稚園では園バスを利用し、園児は市内全域から通園している実態にあることから、前計画同様、本計画においても「教育・保育を提供する区域」を市全体で１区域として定めます。

教育・　検討の視点

視　点		１区域
視点１	利用者にとってわかりやすく合理性のある区域設定であるか	◎市全体とする１区域はわかりやすい。 ◎これまでの施策展開との連続性の観点からも整合性がある。
視点２	利用者にとって利便性が高い区域設定であるか	▼従来どおりに市内全体を１つの区域とする観点から施設・事業が整備されるため、区域設定効果としての利便性向上は見込まれない。
視点３	区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎圏域設定の如何にかかわらず、利用者は従来どおりに区域を超えての利用を選択するケースが少なくないことが見込まれることなどから、利用実態に合った計画としやすい。
視点４	一過性の需要に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎一過性の需要（一時的なニーズの増大など）に対して、市内全体を受け皿として調整するなど、柔軟な対応が可能。

2　将来の子ども人口

（１）将来人口

江別市の将来人口は、今後は徐々に減少傾向で推移し、令和６年の 118,136 人から令和 11 年には 114,502 人まで減少すると見込まれます。

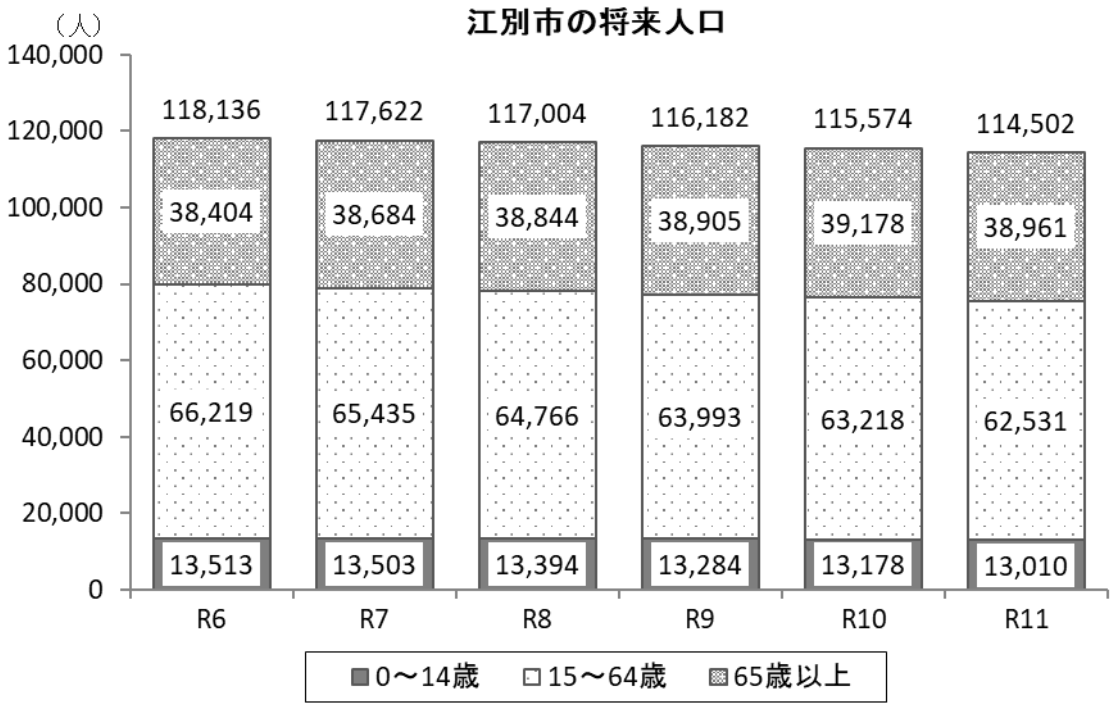

※各年４月１日現在

※令和６年度江別市人口推計（コーホート標準）

（本計画では、より直近の状況を反映した「教育・保育の量の見込み」を算出する必要があることから、第７次江別市総合計画の人口推計（令和２年の国勢調査を基準に、過去 15 年間の増減実績をもとに算出した、年齢５歳階級別の人口集団の５年ごとの推計）を用いず、直近の令和６年４月１日を基準に、過去３年間の増減実績をもとに算出した、各年齢級別の人口集団の各年の人口推計を使用しています。）

	実績	推計				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
総数	118,136	117,622	117,004	116,182	115,574	114,502
0～14 歳	13,513	13,503	13,394	13,284	13,178	13,010
割合	11.4%	11.5%	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%
15～64 歳	66,219	65,435	64,766	63,993	63,218	62,531
割合	56.1%	55.6%	55.4%	55.1%	54.7%	54.6%
65 歳以上	38,404	38,684	38,844	38,905	39,178	38,961
割合	32.5%	32.9%	33.2%	33.5%	33.9%	34.0%

※各年４月１日現在

（２）将来子ども人口

江別市の０～17 歳（各年４月１日現在）の将来子ども人口は、少子化により減少傾向で推移し、令和６年の 16,632 人から令和 11 年には 16,151 人に減少することが見込まれます。

このうち、就学前の子ども（0～5 歳）については、同期間に 4,639 人から 4,241 人と 400 人程度の減少、小学生（6～11 歳）については、5,879 人から 5,720 人と 150 人程度の減少、中学生（12～14 歳）については、2,995 人から 3,049 人と 50 人程度の増加、高校生（15～17 歳）については、3,119 人から 3,141 人と 20 人程度の増加が、それぞれ見込まれています。

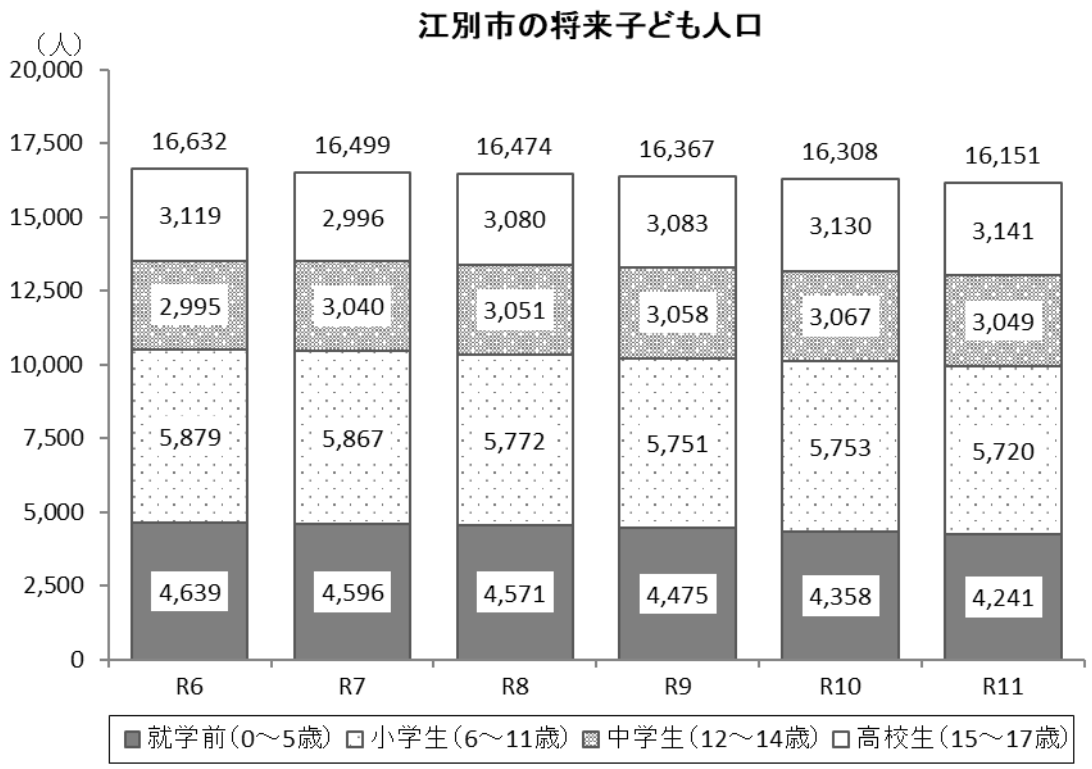

※各年４月１日現在

将来子ども人口（年齢別）

		実績	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
総数		16,632	16,499	16,474	16,367	16,308	16,151
	0 歳	587	614	594	583	570	556
	1 歳	732	660	691	669	656	641
	2 歳	802	783	706	740	716	702
	3 歳	838	841	821	740	776	751
	4 歳	806	861	864	844	761	798
	5 歳	874	837	895	899	879	793
	6 歳	963	897	859	918	922	902
	7 歳	961	990	922	883	944	948
	8 歳	963	979	1,008	939	900	962
	9 歳	989	972	988	1,017	948	909
	10 歳	1,017	1,000	983	999	1,028	959
	11 歳	986	1,029	1,012	995	1,011	1,040
	12 歳	1,011	992	1,035	1,018	1,001	1,017
	13 歳	1,029	1,016	997	1,040	1,023	1,006
	14 歳	955	1,032	1,019	1,000	1,043	1,026
	15 歳	1,030	968	1,046	1,033	1,014	1,057
	16 歳	979	1,048	985	1,064	1,051	1,032
	17 歳	1,110	980	1,049	986	1,065	1,052
就学前		4,639	4,596	4,571	4,475	4,358	4,241
	0～2 歳	2,121	2,057	1,991	1,992	1,942	1,899
	3～5 歳	2,518	2,539	2,580	2,483	2,416	2,342
小学生		5,879	5,867	5,772	5,751	5,753	5,720
	低学年	2,887	2,866	2,789	2,740	2,766	2,812
	高学年	2,992	3,001	2,983	3,011	2,987	2,908
中学生		2,995	3,040	3,051	3,058	3,067	3,049
高校生		3,119	2,996	3,080	3,083	3,130	3,141
子どもの数の対人口比		14.1%	14.0%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%

※各年４月１日現在

3　幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

（教育・保育の利用の認定）

認定区分	定　義	利用対象施設・事業
１号認定	満３歳以上の保育の必要性がない就学前の子どもであって学校教育に通う子ども	幼稚園 認定こども園
２号認定 （教育希望）	満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち学校教育に通う子ども	幼稚園 認定こども園
２号認定 （保育認定）	満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち保育施設を利用する子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業
３号認定	満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

［量の見込みと確保方策］　　（単位：人）

市全体		R7						R8					
		１号認定	２号認定		３号認定			１号認定	２号認定		３号認定		
		教　育		保　育				教　育		保　育			
		３歳～未就学			２歳	１歳	０歳	３歳～未就学			２歳	１歳	０歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		592	647	1,233	485	412	188	594	650	1,269	443	438	184
②確保の内容（提供体制）	特定教育・保育施設	1,226		1,202	332	284	175	1,175		1,262	338	293	180
	確認を受けない幼稚園	310						310					
	特定地域型保育施設				88	82	37			0	98	92	40
	企業主導型保育施設			18	10	9	5			18	10	9	5
	提供量の合計	1,536		1,220	430	375	217	1,485		1,280	446	394	225
② － ①		297		△13	△55	△37	29	241		11	3	△44	41

市全体		R9						R10					
		１号認定	２号認定		３号認定			１号認定	２号認定		３号認定		
		教　育		保　育				教　育		保　育			
		３歳～未就学			２歳	１歳	０歳	３歳～未就学			２歳	１歳	０歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		564	618	1,237	471	429	183	542	593	1,220	462	427	182
②確保の内容（提供体制）	特定教育・保育施設	1,135		1,260	351	310	177	1,105		1,275	361	319	177
	確認を受けない幼稚園	310						310					
	特定地域型保育施設			0	98	92	40			0	98	92	40
	企業主導型保育施設			18	10	9	5			18	10	9	5
	提供量の合計	1,445		1,278	459	411	222	1,415		1,293	469	420	222
② － ①		263		41	△12	△18	39	280		73	7	△7	40

市全体		R11					
		１号認定	２号認定		３号認定		
		教　育		保　育			
		３歳～未就学			２歳	１歳	０歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		517	566	1,201	459	423	180
②確保の内容（提供体制）	特定教育・保育施設	1,105		1,273	365	323	171
	確認を受けない幼稚園	310					
	特定地域型保育施設			0	98	92	40
	企業主導型保育施設			18	10	9	5
	提供量の合計	1,415		1,291	473	424	216
② － ①		332		90	14	1	36

［確保方策の考え方］

○１号認定・２号認定教育希望

・定員数は、現在の定員数を反映させたものです。

・２号認定のうち幼児期の学校教育を利用すると見込まれる子どもについては、これに係る量の見込みに対応するものを教育希望の確保方策として考えます。

・１号認定と２号認定教育を合わせて、計画期間の１年目から十分な提供量が確保されています。

○２号認定保育利用及び３号認定

・特に増加傾向にある２号認定保育利用及び３号認定のニーズの高まりを踏まえ、認定こども園の定員枠の見直しや、幼稚園からの認定こども園への移行を推進し、既存施設を活用しながら保育の枠の拡大を図っていきます。

○公立のやよい保育園の老朽化に伴い、安全な保育環境を含めた提供体制を確保するため、施設の建て替えを検討します。

4　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

（1）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

［事業の概要］

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る事業です。

［量の見込みと確保方策］

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	１年生	人	472	484	517	520	508
	２年生	人	417	415	426	455	458
	３年生	人	228	279	278	285	305
	４年生	人	88	91	112	111	114
	５年生	人	44	40	42	52	51
	６年生	人	14	22	20	21	25
	合計	人	1,263	1,331	1,395	1,444	1,461
確保方策（提供体制）		人	1,131	1,251	1,371	1,451	1,451

［確保方策の考え方］

提供体制の確保にあたっては、教育委員会と連携し、学校施設等の利活用を検討するほか、待機児童の発生が見込まれる小学校区に新たに放課後児童クラブを開設する民間事業者等に対する施設整備補助金も活用し、小学校区ごとのニーズに応えられるよう整備等に努めます。

（2）利用者支援事業

〇子育て支援コーディネーター

［事業の概要］

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

［量の見込みと確保方策］

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（基本型）	箇所	3	3	3	3	3
確保方策（提供体制）	箇所	3	3	3	3	3

［確保方策の考え方］

引き続き、市役所窓口、公設の子育て支援センター、あそびのひろばに子育て支援コーディネーターを配置し、子育て家庭が必要とする様々な情報の提供や子育てに関する相談を実施します。

○こども家庭センター

［事業の概要］

こども家庭センターは、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し、妊娠期から子育て期に関する悩みや困りごとに対し、切れ目のない支援を行う機関です。

［量の見込みと確保方策］

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （こども家庭センター型）	箇所	1	1	1	1	1
確保方策（提供体制）	箇所	1	1	1	1	1

［確保方策の考え方］

令和６年度に市内１箇所のこども家庭センターを設置したことにより、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運用が図られています。引き続き、関係機関と連携・協力した支援を実施します。

（3）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・子育てひろば）

［事業の概要］

乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。

［量の見込みと確保方策］

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/月	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
確保方策（提供体制）	箇所	8	8	8	8	8

［確保方策の考え方］

現状の実施体制で対応しながら、より多様なニーズに対応したサービスを提供できるよう検討していきます。

（4）預かり保育・一時預かり事業

［事業の概要］

幼稚園等では、教育時間終了後の在園児の預かり保育、保育園等では、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を主として、昼間に一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

［量の見込みと確保方策］

〇預かり保育

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/年	83,000	84,300	81,000	79,100	76,900
確保方策（提供体制）	人/年	83,000	84,300	81,000	79,100	76,900

〇一時預かり

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/年	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100
確保方策（提供体制）	人/年	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100

［確保方策の考え方］

〇預かり保育（幼稚園等における在園児の預かり）

引き続き、各幼稚園等における預かり保育により、提供体制を確保します。

〇一時預かり（保育園・子育てひろばにおける在園児以外の預かり）

引き続き、保育園、子育てひろばで実施することにより、提供体制を確保します。

（5）時間外保育事業（延長保育事業）

［事業の概要］

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

［量の見込みと確保方策］

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人	1,470	1,490	1,500	1,480	1,470
確保方策（提供体制）	人	1,470	1,490	1,500	1,480	1,470

［確保方策の考え方］

引き続き、保育園、認定こども園及び特定地域型保育施設において実施することにより、提供体制を確保します。

（6）病児・病後児保育事業

［事業の概要］

病児・病後児について、医療機関や保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等行う事業です。

［量の見込みと確保方策］

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/年	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
確保方策（提供体制）	人/年	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

［確保方策の考え方］

引き続き、医療機関と連携した施設において実施することにより、提供体制を確保します。

（7）子育て短期支援事業（ショートステイ）

［事業の概要］

保護者の疾病や仕事、育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを、児童養護施設等において一時的に養育、保護を行う事業です。

［量の見込みと確保方策］

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/年	60	60	60	60	60
確保方策（提供体制）	人/年	60	60	60	60	60

［確保方策の考え方］

引き続き、児童養護施設等に委託することにより実施します。

（8）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

［事業の概要］

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者において、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

［量の見込みと確保方策］（小学生）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/週	14	15	15	15	13
確保方策（提供体制）	人/週	14	15	15	15	13

［確保方策の考え方］

引き続き、ファミリー・サポート・センターの運営を委託することにより実施します。

（9）妊婦健康診査

［事業の概要］

妊婦の健康の保持や増進及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用を助成する事業です。

［量の見込みと確保方策］

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/年	614	594	583	570	556
1 人あたりの健診回数	回	14	14	14	14	14
健診回数 （受診人数×1 人あたりの健診回数）	回	8,596	8,316	8,162	7,980	7,784

［確保方策の考え方］

引き続き、医療機関及び助産所に委託することにより、提供体制（健診回数）を確保します。

（10）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

［事業の概要］

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

［量の見込みと確保方策］

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/年	614	594	583	570	556
確保方策（提供体制）	人/年	614	594	583	570	556

［確保方策の考え方］

引き続き、民生委員・児童委員連絡協議会に委託することにより、提供体制を確保します。

（11）養育支援訪問事業

［事業の概要］

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

［量の見込みと確保方策］

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/年	49	47	46	45	44
確保方策（提供体制）	人/年	49	47	46	45	44

［確保方策の考え方］

育児家事支援については、子育て世帯訪問支援事業として支援員の派遣を委託することにより実施し、専門的支援については、こども家庭センター保健師等により支援を行います。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

［事業の概要］

幼稚園や保育園等を利用する際には、施設により保育料のほか教育・保育に必要な教材費等の保護者負担が生じることが想定されます。

そのために、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、保護者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成することを目的とした事業です。

［確保方策の考え方］

国の動向を注視しつつ、実施に向けて検討していきます。

（13）副食費に係る補足給付を行う事業

［事業の概要］

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、認定こども園、保育園との公平性の観点から、所得など一定の条件のもと、私学助成幼稚園利用者の保護者に対し、副食費相当額を助成する事業です。

［確保方策の考え方］

私学助成幼稚園で給食費として徴収している費用のうち、副食費相当額を免除します。

（14）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

［事業の概要］

待機児童を解消するためには、子育て安心プランに基づく受け皿の確保や、地域の保育ニーズに沿った施設整備を図っていく必要があります。

本事業は、その際、多様な事業者の能力の活用が十分図られるよう、事業者の参入促進に関する調査研究や設置・運営を支援することを目的とした事業です。

［確保方策の考え方］

引き続き、市内各地域における教育・保育ニーズの把握に努め、ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用した施設整備が図られるよう調査研究を行います。

また、施設整備を促進するため、国・北海道の補助金等の制度を活用することも含め、事業者に対する助言・指導などの支援策を講じます。

（15）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

［事業の概要］

認可保育園や認定こども園などを利用していない生後 6 カ月から満 3 歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる制度です。

［量の見込みと確保方策］

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	量の見込み	人/日	-	5	5	5	5
	確保方策（提供体制）	人/日	-	2	3	3	5
1歳	量の見込み	人/日	-	11	10	9	8
	確保方策（提供体制）	人/日	-	2	5	6	8
2歳	量の見込み	人/日	-	10	10	10	10
	確保方策（提供体制）	人/日	-	2	5	7	10

［確保方策の考え方］

国の指針を踏まえ、令和８年度から実施していきます。

なお、乳児等通園支援事業が満３歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、地域の教育・保育施設と連携し、利用終了後の受け入れ枠の確保及び乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制の整備に努めます。

（16）子育て世帯訪問支援事業

［事業の概要］

様々な理由により養育困難な状況となった世帯や、ヤングケアラーの属する世帯に対し、ヘルパーの派遣により、家事及び養育に関する支援を行う事業です。

［量の見込みと確保方策］

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人日	145	145	145	145	145
確保方策（提供体制）	人日	145	145	145	145	145

［確保方策の考え方］

市内２か所の事業所に委託することにより、提供体制を確保します。

（17）親子関係形成支援事業

［事業の概要］

相談支援等を通じて事業の利用が必要と認められる保護者に対し、ペアレントプログラム等の講座受講を通じて適切な親子関係の構築や児童の発達理解等を図る事業です。

［量の見込みと確保方策］

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人	50	50	50	50	50
確保方策（提供体制）	人	50	50	50	50	50

［確保方策の考え方］

市内の事業所に委託し、年間 10 名程度の保護者が５回の連続講座を受講できる体制を確保します。

（18）妊婦等包括相談支援事業

［事業の概要］

妊産婦等に対して、保健師等の専門職が面談することにより、妊産婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供などについて伴走型の相談支援を行う事業です。

［量の見込みと確保方策］

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	回	1,728	1,692	1,662	1,617	1,578
確保方策（提供体制）	回	1,728	1,692	1,662	1,617	1,578

［確保方策の考え方］

妊娠届出時、妊娠８か月頃、赤ちゃん訪問などの母子保健事業の機会を活用し、保健師や助産師がすべての妊産婦等を対象に、面談を実施することで提供体制を確保します。

（19）産後ケア事業

［事業の概要］

退院直後のお母さんと赤ちゃんに対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

［量の見込みと確保方策］

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人日	491	481	472	459	448
確保方策（提供体制）	人日	491	481	472	459	448

［確保方策の考え方］

産後６か月未満の母子が、宿泊・日帰り・訪問などでサポートが受けられるよう、産科医療機関、助産院などに委託で実施することにより提供体制を確保します。

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進及び推進状況の把握

計画の基本理念「子どもが主役、子どもしあわせのまち・えべつ」の実現に向けて、市民協働による自助、互助、公助とともに、受益と負担のバランスを保ちながら計画の推進を図ります。

本計画では、市民の視点に立った指標を設定し、計画全体の成果について点検・評価していきます。

成果指標は、江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果をもとに設定し、次回調査実施予定の令和 10 年度の目標値を設定し計画推進を図ります。

また、ＰＤＣＡサイクルに基づき、事務事業評価の結果や、数値目標が設定されている事業の結果を活用しながら、計画の点検・評価を行います。その際、必要に応じて、課題の整理や改善等、計画の見直しを行います。

指標項目	現状値 （令和５年度）	目標値 （令和 10 年度）
地域における子育ての環境や支援について満足度が高い人（５段階評価の４と５）の割合	34.6%	40.0%

※江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査より成果指標を設定

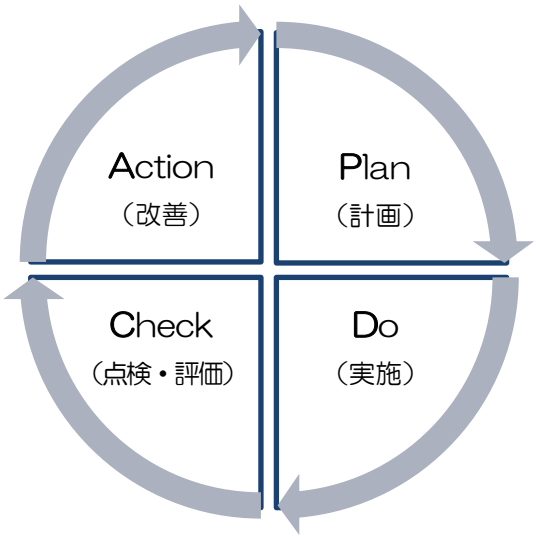

2　関係機関との連携の強化

本計画は、総合計画や地域福祉計画などの他計画、「江別市子どもが主役のまち宣言」などとの整合性を図るとともに、江別市の関係部署をはじめ、北海道や国などの関係する行政機関や団体とも連携を図りながら取り組んでいきます。

さらに、多様化・高度化する市民ニーズに柔軟に対応するため、行政サービスのみならず、地域団体、ＮＰＯなどの各種団体との連携及び一般事業主などとの連携を強化します。

とりわけ、本計画の推進のためには、地域住民が一体となって子育て支援を推進していく必要があり、市民との連携・協力を強化し、計画を進めていきます。

3　計画に基づく措置の実施状況の公表

毎年度、本計画の実施状況を市ホームページ等で市民に公表します。

また、計画を変更しようとするときは、市民の意見を反映するとともに、変更内容を市民に公表します。

資　　料

1　江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

（1）調査の概要

本調査においては、対象者別に次の２種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法	回収率
就学前子ども アンケート	市内の就学前(0～5 歳) 5,283 人の保護者	無作為抽出 1,500 人 郵送による配布 郵送・WEB による回収	51.3%
小学生 アンケート	市内の就学児童(小学 1～6 年生) 5,907 人の保護者	無作為抽出 1,500 人 郵送による配布 郵送・WEB による回収	46.4%

【調査基準日】令和５年 11 月１日
【調 査 期 間】令和６年１月 22 日～２月２日（２月５日回収分まで受付）

（2）就学前調査

①家庭で気になっていること【生活全般】

・「生活する上での経済的・金銭的なこと」が 71.8%で最も多く、次いで「子どもの将来安定的に働ける雇用・労働環境」が 43.2%、「防犯・防災などの生活の安全面」が 41.0%となっています。
・前回調査と比較して、「生活する上での経済的・金銭的なこと」が 14.7 ポイント増加しています。

家庭で気になっていること　生活全般

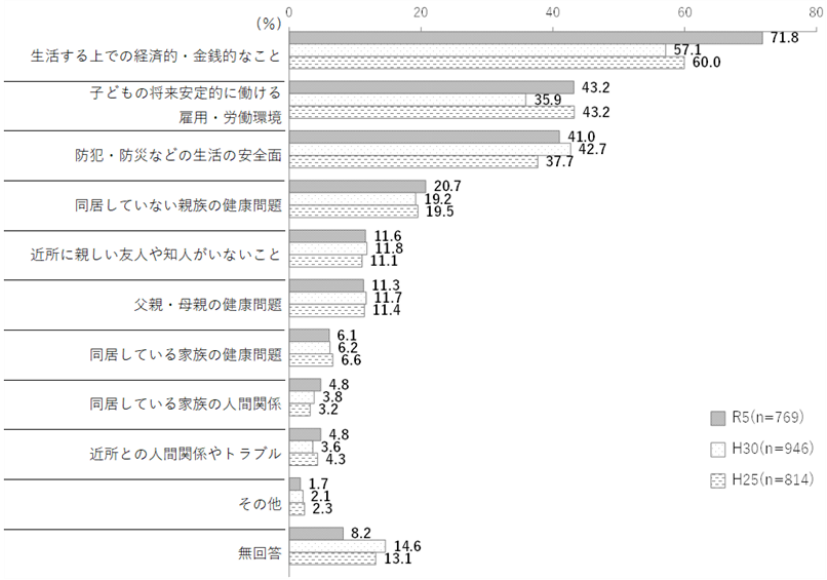

②家庭で気になっていること【子育て】

・「経済的な負担が大きい」が 54.7%で最も多く、次いで「子どもの健康的な発育や成長」が 47.9%、「子どもの医療や福祉のこと」が 40.6%となっています。

・前回調査と比較して、「経済的な負担が大きい」が 15.3 ポイント増加し、「時間的な制約が大きい」が 13.8 ポイント増加しています。

家庭で気になっていること　子育て

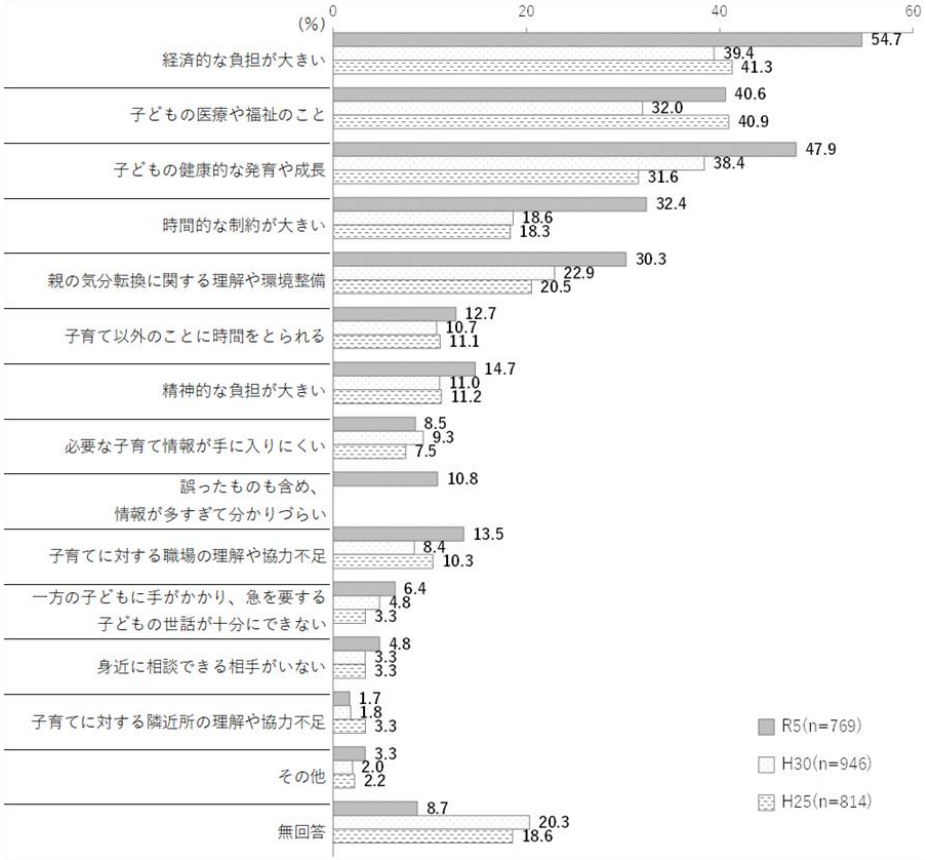

③子育てで感じていること

・「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」が 58.8%、「楽しみや喜びを感じることが多い」が 37.3%となっています。

子育てで感じていること

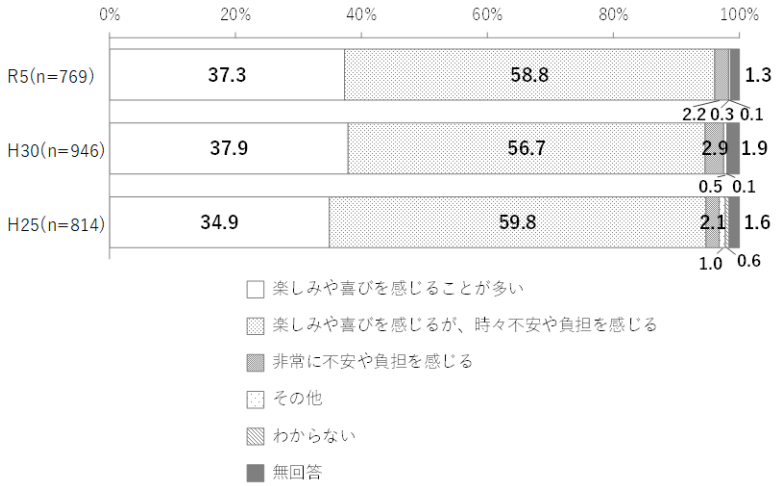

④母親の就労状況

・「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 31.0%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 27.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 26.1%となっています。

・前回調査と比較して、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 9.8 ポイント減少しています。

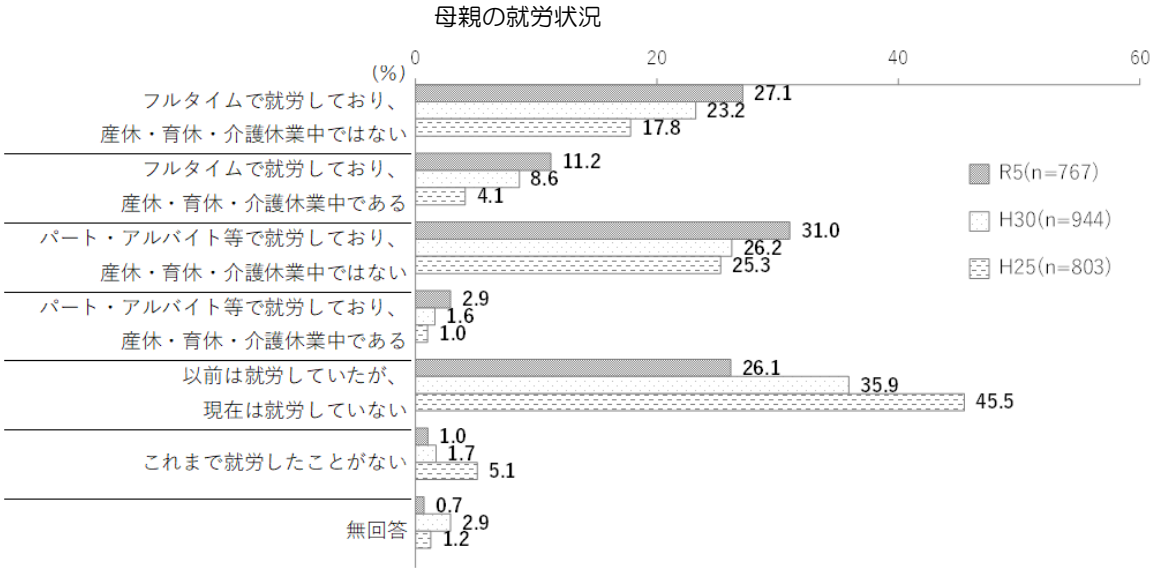

・「一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」が 47.1%と最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」が 34.6%となっています。

・前回調査と比較して、「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」が 8.1 ポイント増加しています。

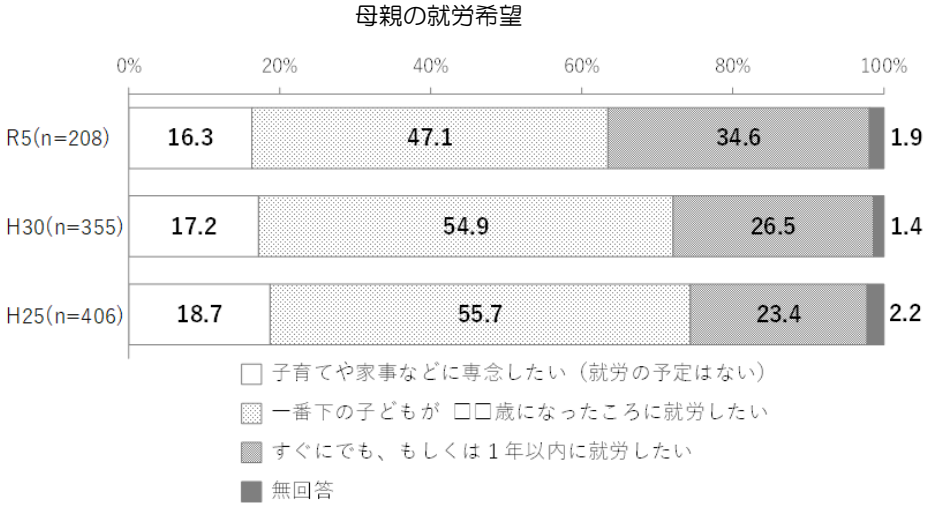

・「一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」と回答した方の□□歳の年齢は「3 歳」が 33.7%と最も多く、次いで「7 歳以上」が 27.6%、「4 歳」が 15.3%となっています。
・前回調査と比較して、大きな差はみられません。

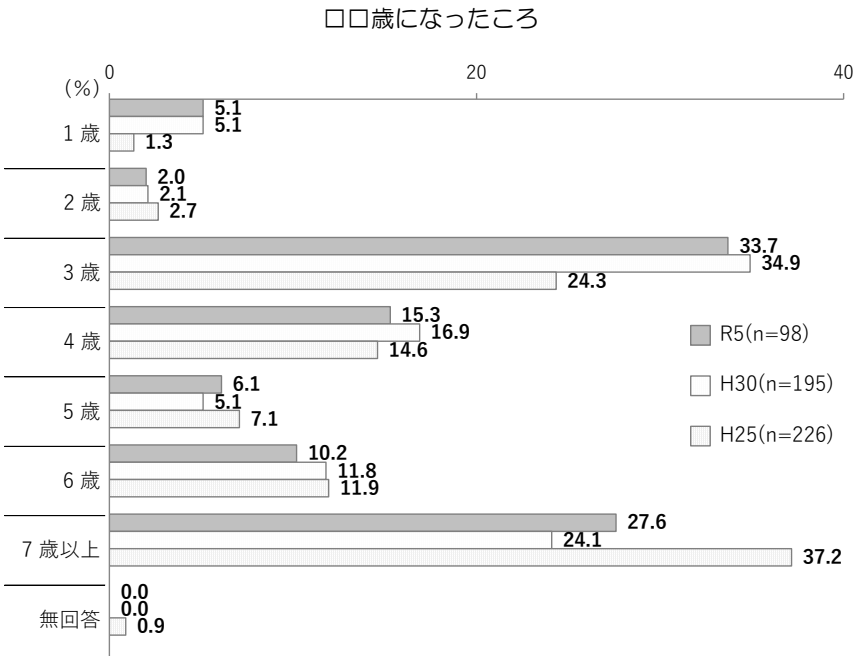

⑤定期的に利用したい教育・保育事業

・「認定こども園」が 54.0%と最も多く、次いで「認可保育園」が 44.1%、「幼稚園」が 40.2%となっています。

・前回調査と比較して、「幼稚園」が 14.6 ポイント減少しています。

定期的に利用したい教育・保育事業

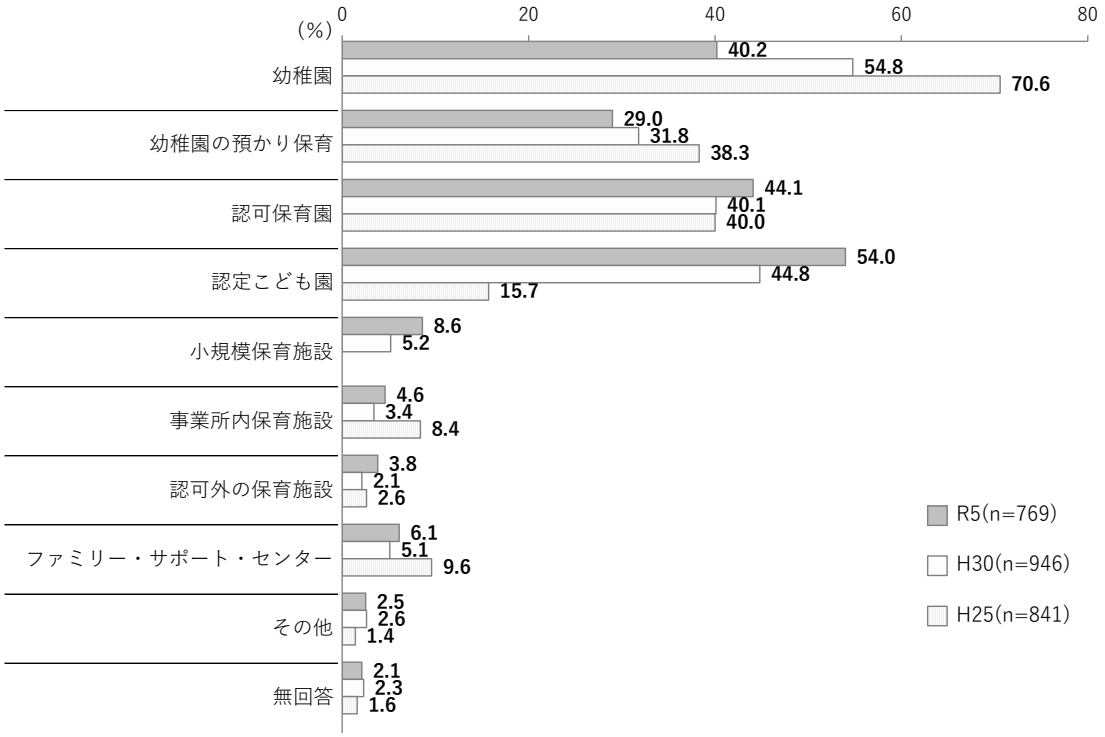

⑥就学後の放課後に希望する居場所【１～３年生までの間】

- 「自宅」が 60.7%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が 56.4%、「習い事」が 37.4%となっています。
- 前回調査と比較して、「児童センター・児童館」が 13.9 ポイント増加し、「自宅」が 12.7 ポイント増加しています。

就学後の放課後に希望する居場所　【低学年】

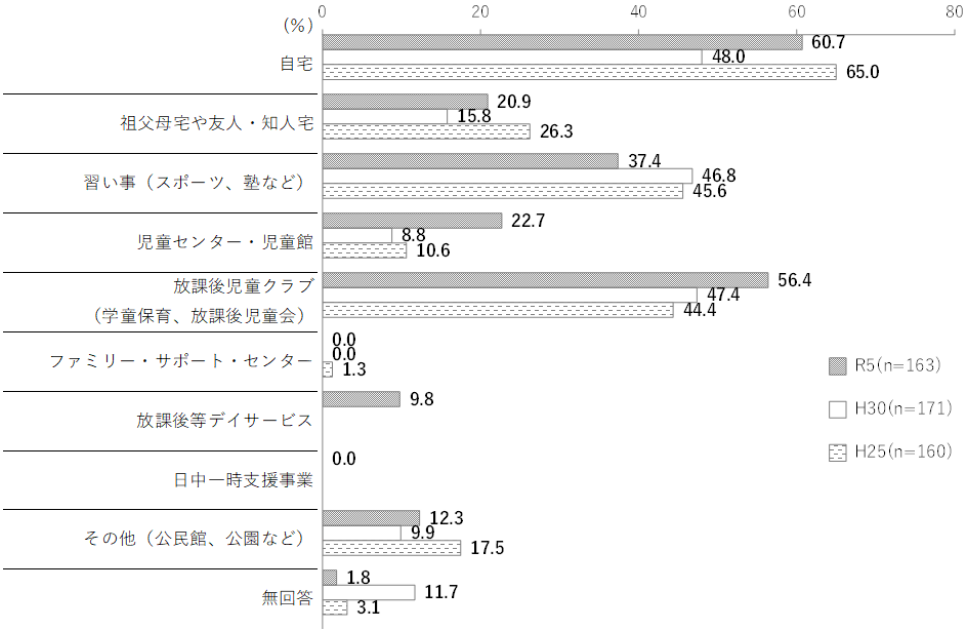

※「放課後等デイサービス」「日中一時支援事業」は新規の選択肢です。

⑥就学後の放課後に希望する居場所【４～６年生までの間】

・「自宅」が 74.2%と最も多く、次いで「習い事」が 45.4%、「放課後児童クラブ」が 25.2%となっています。

・前回調査と比較して、「自宅」が 22.2 ポイント増加し、「児童センター・児童館」が 15.1 ポイント増加しています。

就学後の放課後に希望する居場所　【高学年】

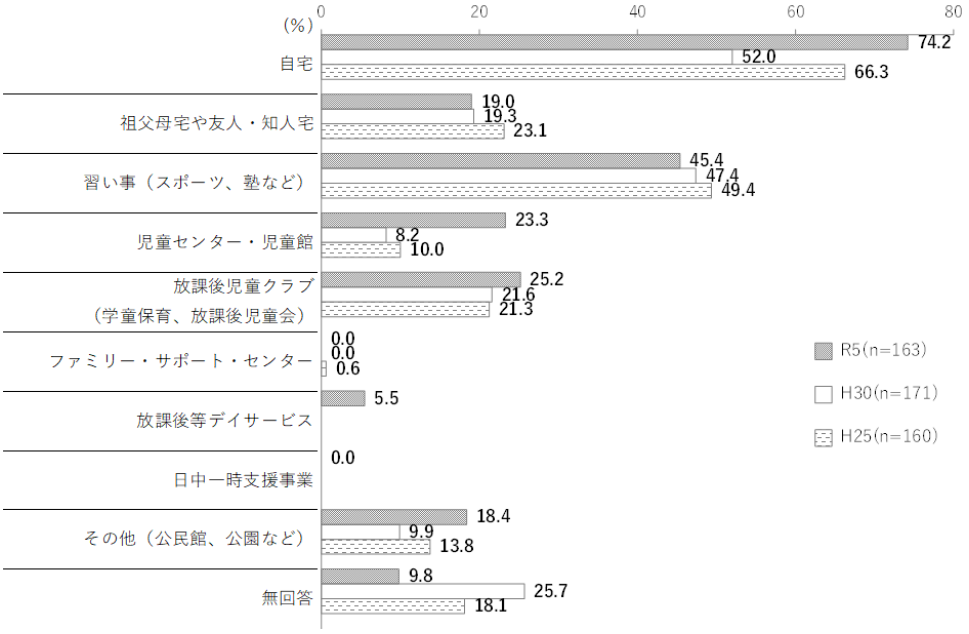

※「放課後等デイサービス」「日中一時支援事業」は新規の選択肢です。

⑦子育てに関して欲しい情報

・「公園等の遊び場の情報」が 68.7%と最も多く、次いで「子ども向けイベント情報」が 68.0%、「子ども連れでいきやすい飲食店情報」が 63.1%となっています。

・前回調査と比較して、「子育てに優しい、子育てしやすいすまいに関する情報」及び「小学校や中学校の紹介・特徴」が 9.5 ポイント増加しています。

子育てに関して欲しい情報

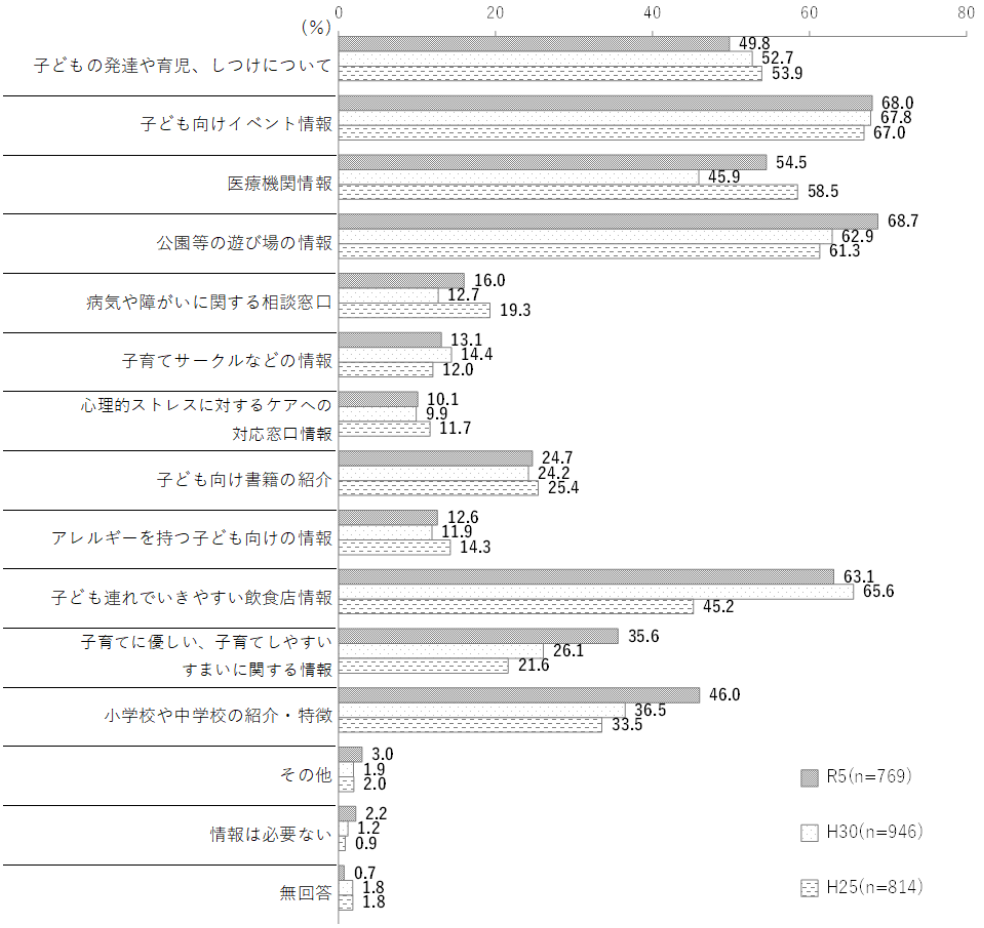

⑧家の近くの遊び場について感じていること

・「雨の日に遊べる場所がない」が 41.2%と最も多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が 29.1%、「遊具などの設備が古くて危険である」が 19.0%となっています。

・前回調査と比較して、「雨の日に遊べる場所がない」が 6.5 ポイント減少しています。

家の近くの遊び場について感じていること

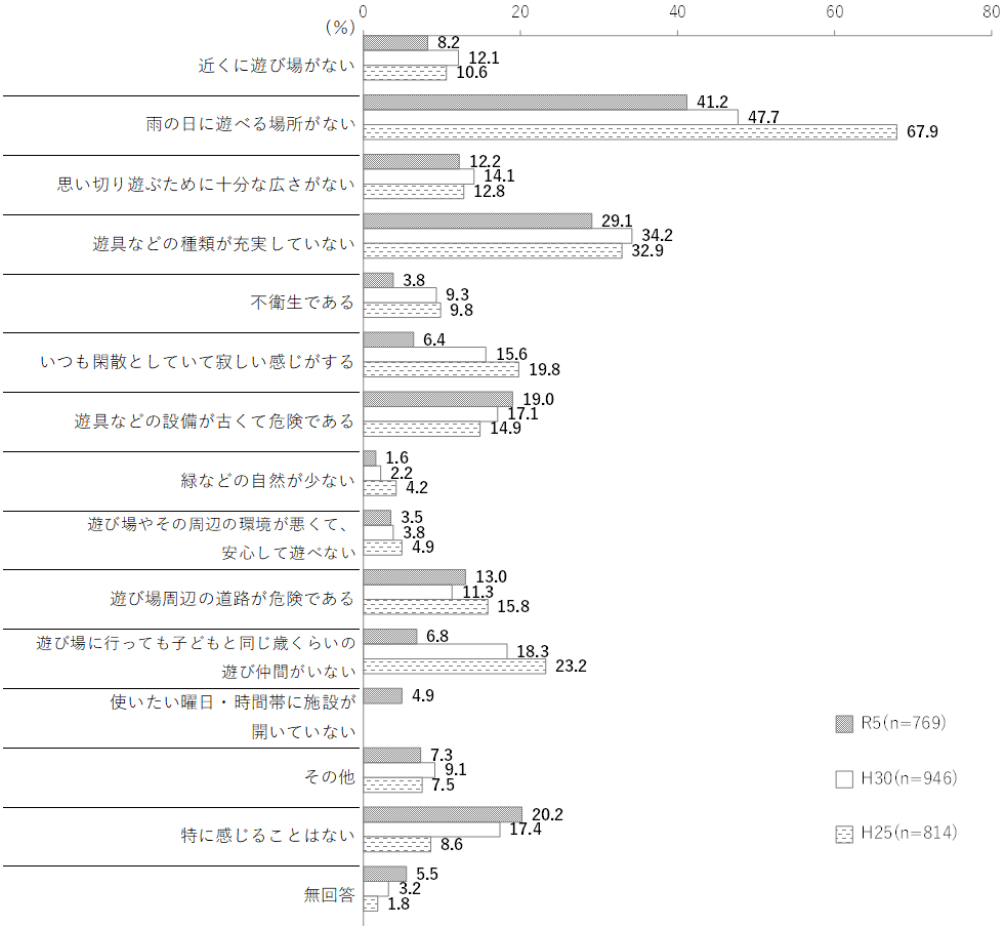

※「使いたい曜日・時間帯に施設が開いていない」は新規の選択肢です。

⑨子育てしやすいまちとなるために重要だと思うこと

・「保育園・放課後児童クラブ（学童保育）などの整備」が 45.8%と最も多く、次いで「保育園や幼稚園の費用の負担軽減」が 45.5%、「小児救急医療体制の充実」が 43.2%となっています。

・前回調査と比較して、「交通事故や不審者などから子どもを守る安全・安心の取り組みの推進」が 18.4 ポイント減少しています。

子育てしやすいまちになるために重要だと思うこと

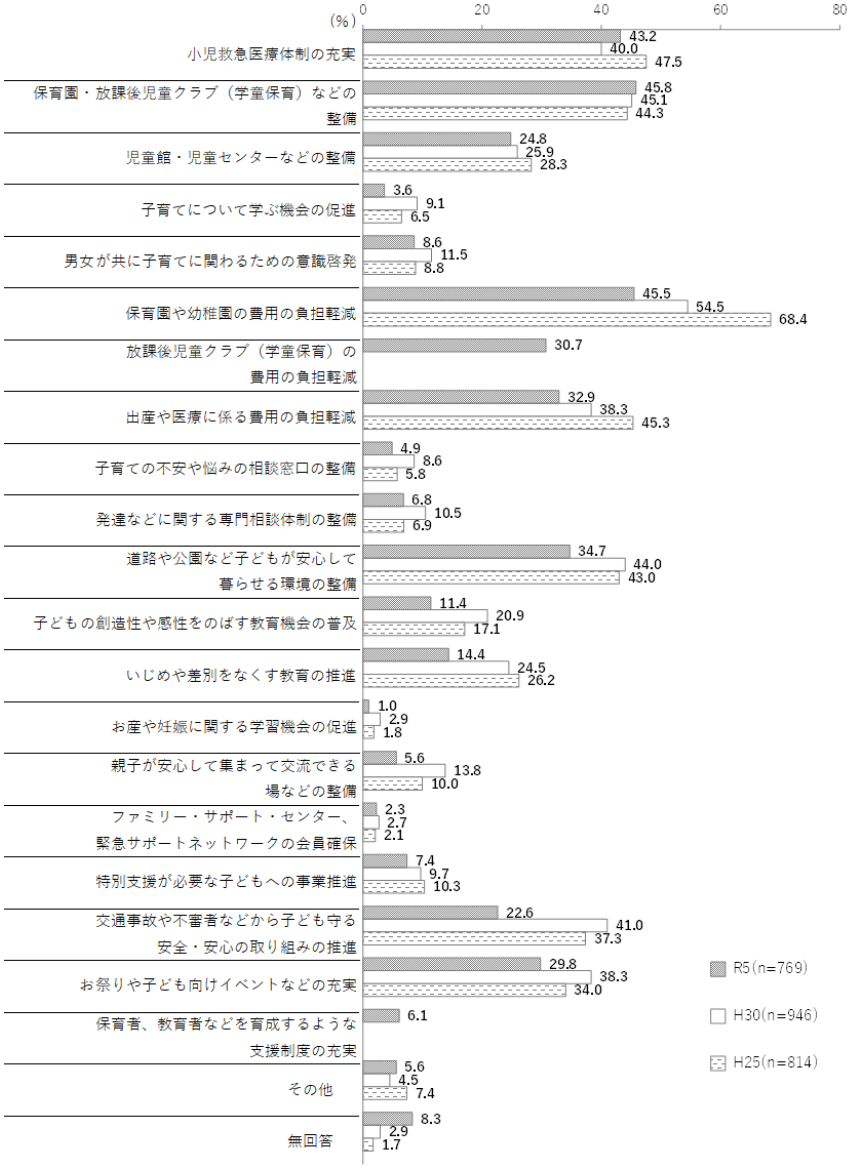

※「放課後児童クラブ（学童保育）の費用の負担軽減」「保育者、教育者などを育成するような支援制度の充実」は新規の選択肢です。
※「保育園や幼稚園の費用の負担軽減」「ファミリー・サポート・センター、緊急サポートネットワークの会員確保」は前回調査までと表現が異なります。

⑩子育て支援事業の利用状況等

【利用経験と利用希望】

・利用経験が低く、利用希望が高い事業は、利用が促進するものと考えられるため、利用しやすい環境を整備する必要があると思われます。

利用経験と利用希望

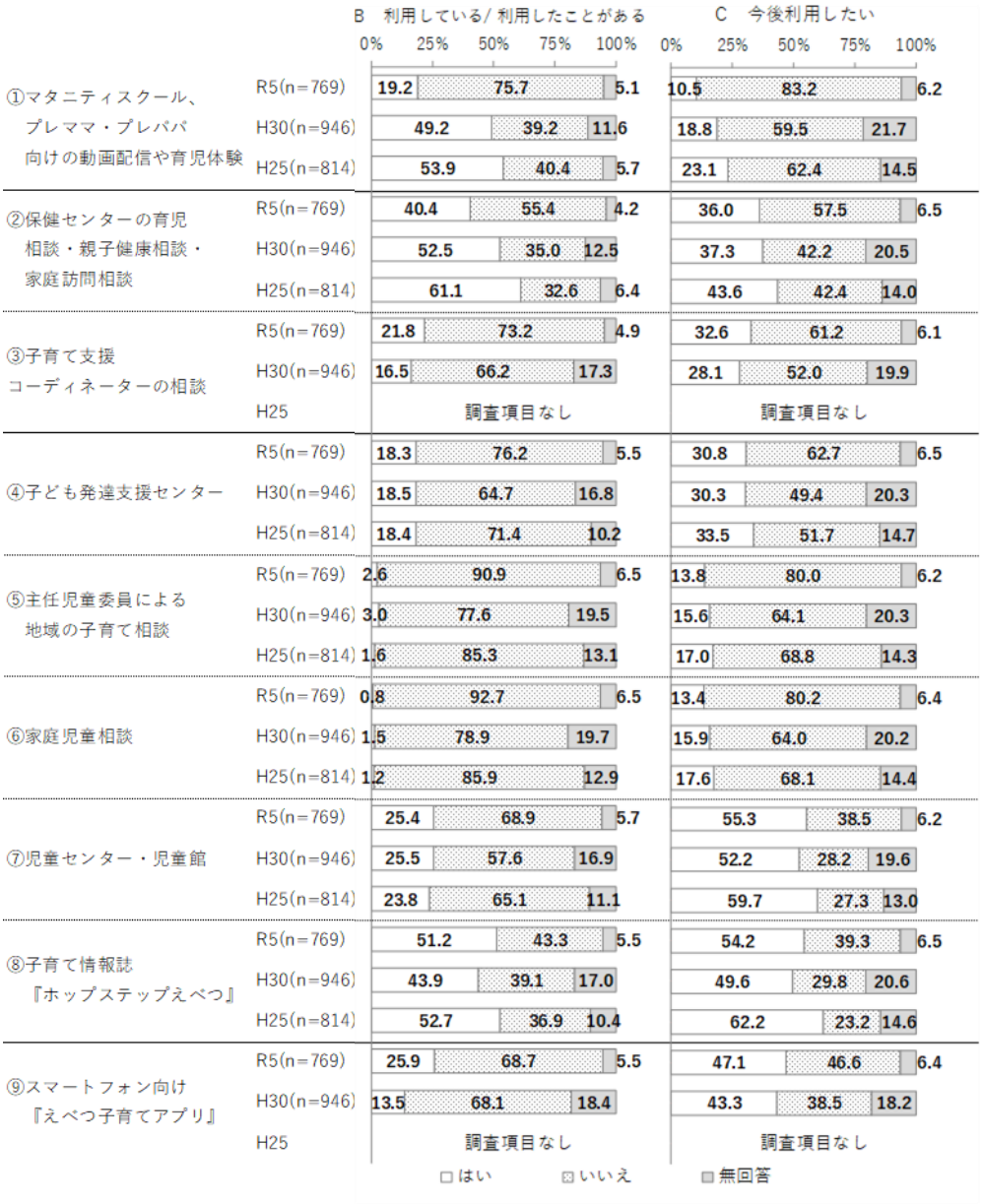

【認知度と利用希望】

・認知度が低く、利用希望が高い事業は、利用が促進するものと考えられるため、事業の情報発信をより進めることが必要だと思われます。

認知度と利用希望

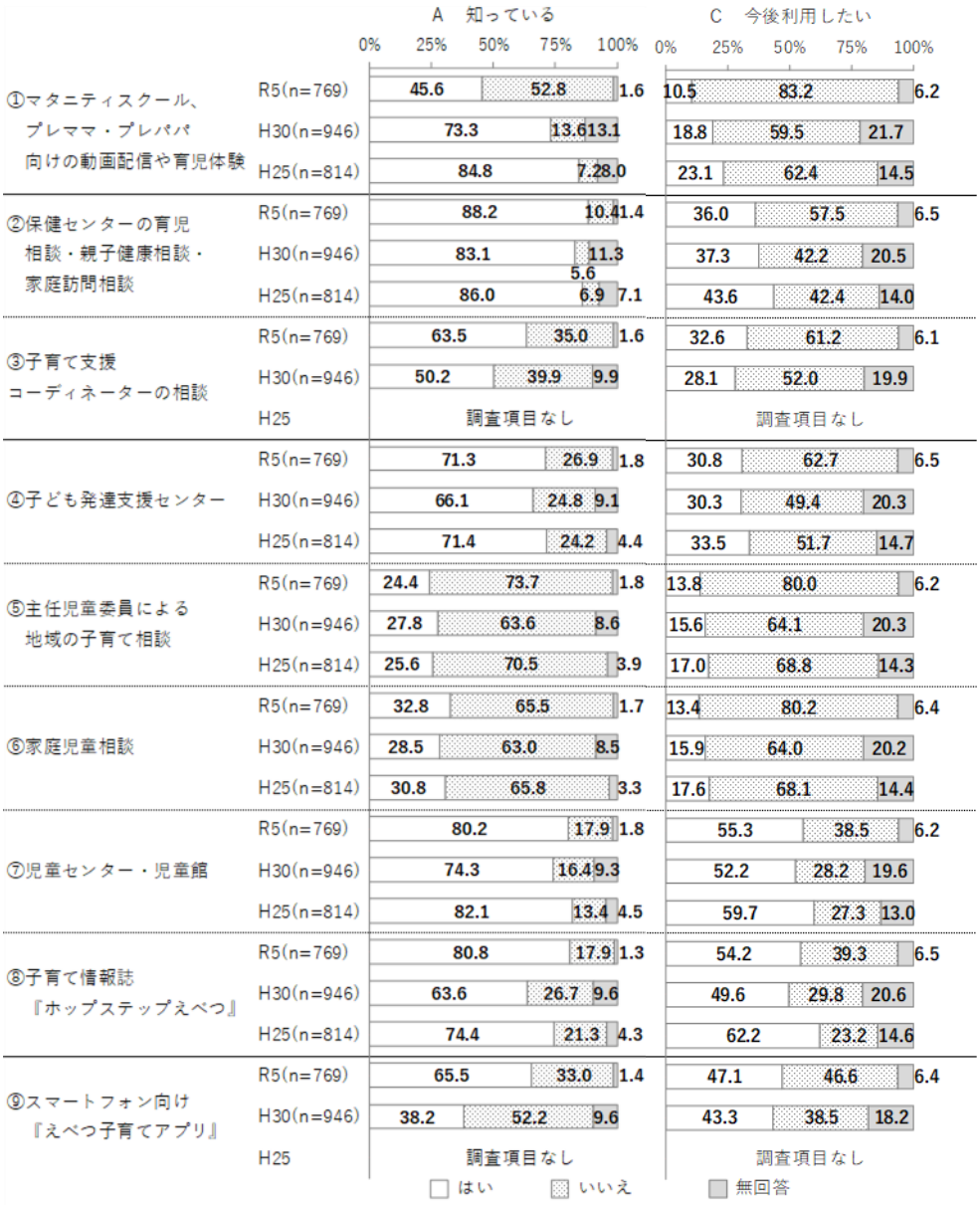

（3）小学生調査

①家庭で気になっていること【生活全般】

・「生活する上での経済的・金銭的なこと」が 65.1%で最も多く、次いで「子どもの将来安定的に働ける雇用・労働環境」が 50.7%、「防犯・防災などの生活の安全面」が 42.7%となっています。

・前回調査（H30）と比較して、「生活する上での経済的・金銭的なこと」が 12.0 ポイント増加し、「子どもの将来安定的に働ける雇用・労働環境」が 8.3 ポイント増加しています。

家庭で気になっていること　生活全般

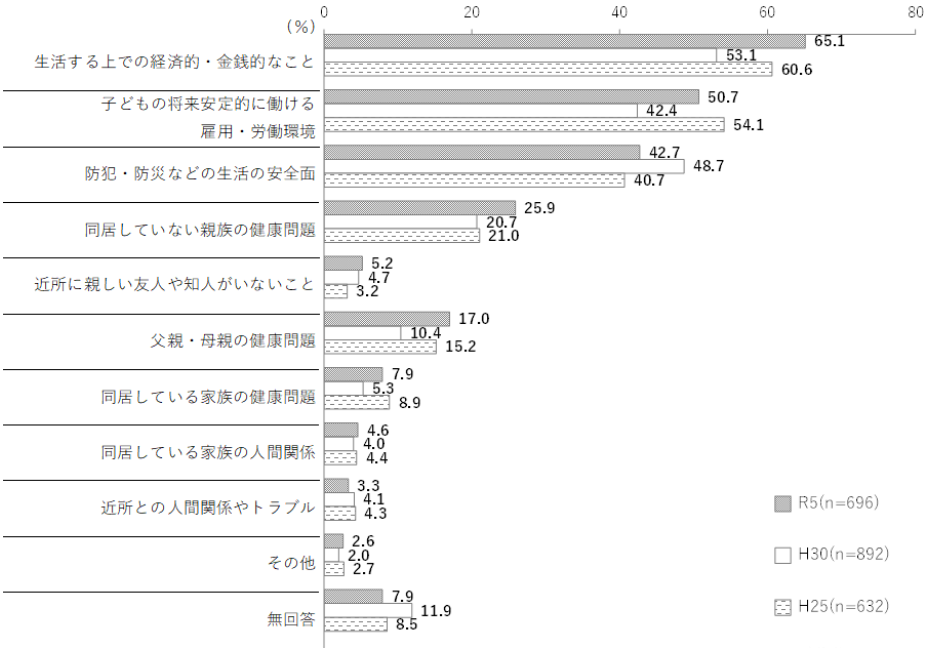

②家庭で気になっていること【子育て】

•「経済的な負担が大きい」が 55.3%で最も多く、次いで「子どもの医療や福祉のこと」が 45.7%、「子どもの健康的な発育や成長」が 37.1%となっています。

• 前回調査と比較して、「経済的な負担が大きい」が 10.2 ポイント増加し、「子どもの健康的な発育や成長」が 8.0 ポイント増加しています。

家庭で気になっていること　子育て

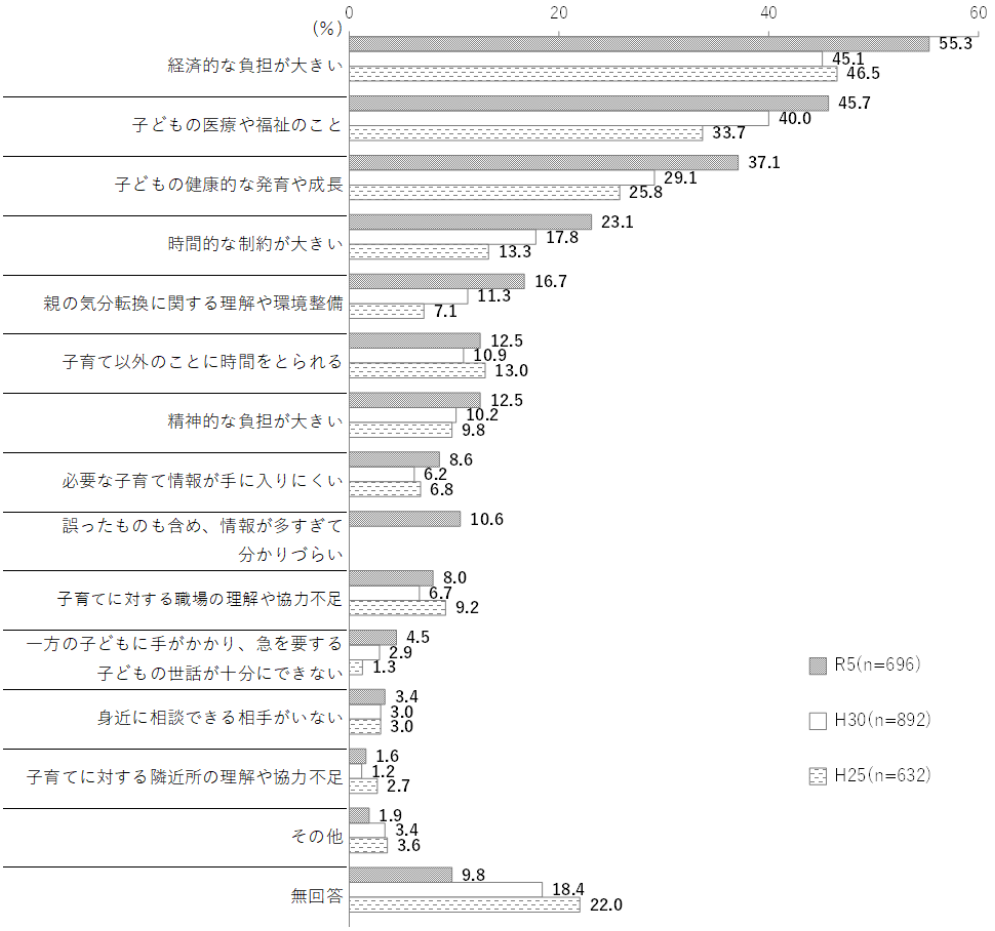

③子育ての感想

・「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」が 59.3%、「楽しみや喜びを感じることが多い」が 35.2%となっています。

子育ての感想

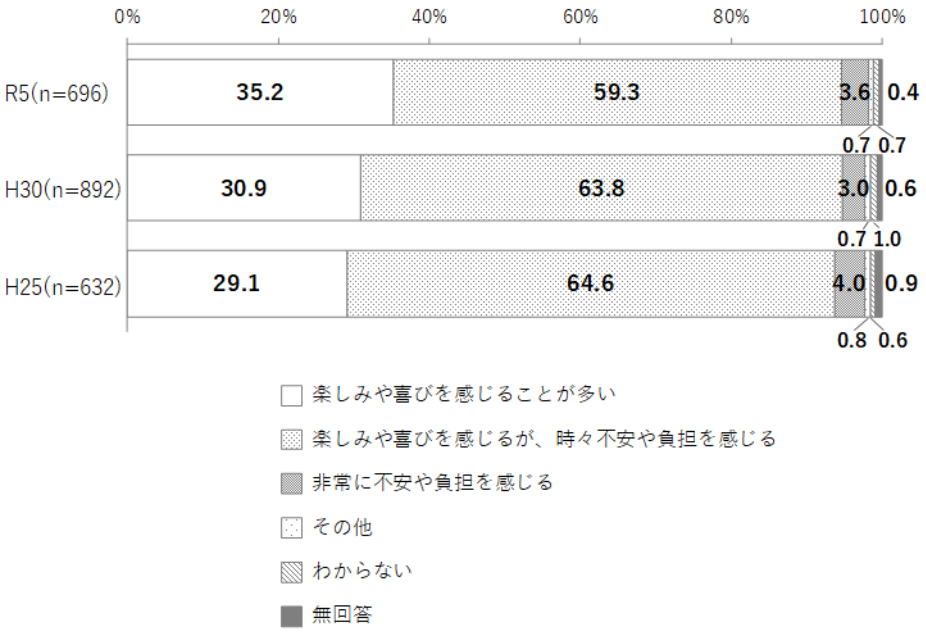

④子育てに関して欲しい情報

・「医療機関情報」が 53.7%と最も多く、次いで「子ども向けイベント情報」が 53.3%、「公園等の遊び場の情報」が 45.3%となっています。

・前回調査と比較して、「小学校や中学校の紹介・特徴」、「医療機関情報」、「公園等の遊び場の情報」が増加しています。

子育てに関して欲しい情報

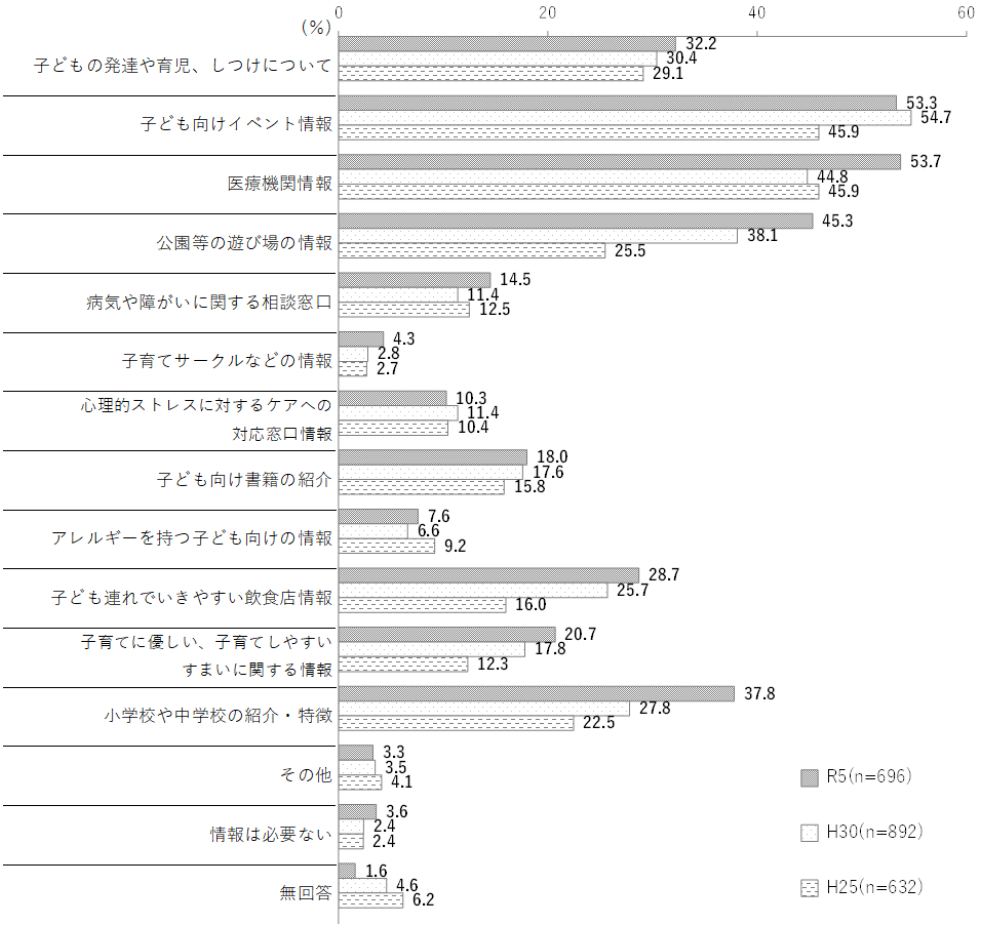

⑤家の近くの遊び場について感じていること

・「雨の日に遊べる場所がない」が 53.9.%と最も多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が 26.6%、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が 14.1%となっています。

・前回調査と比較して、「雨の日に遊べる場所がない」、「いつも閑散としていて寂しい感じがする」が減少しています。

家の近くの遊び場について感じていること

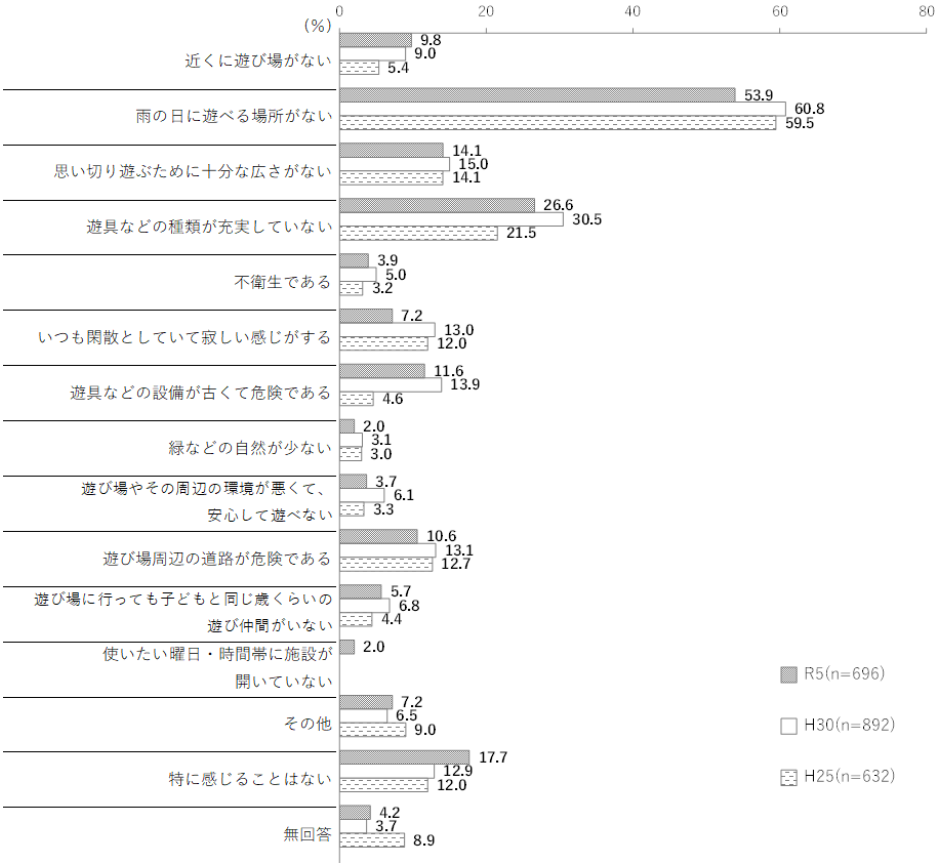

※「使いたい曜日・時間帯に施設が開いていない」は新規の選択肢です。

⑥子育てしやすいまちになるために重要だと思うこと

・「小児救急医療体制の充実」が 41.1%と最も多く、次いで「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が 38.9%となっています。

・前回調査と比較して、「小児救急医療体制の充実」が 7.2 ポイント増加し、「保育園や幼稚園の費用の負担軽減」が 25.2 ポイント減少、「交通事故や不審者などから子どもを守る安全・安心の取り組みの推進」が 17.3 ポイント減少しています。

子育てしやすいまちになるために重要だと思うこと

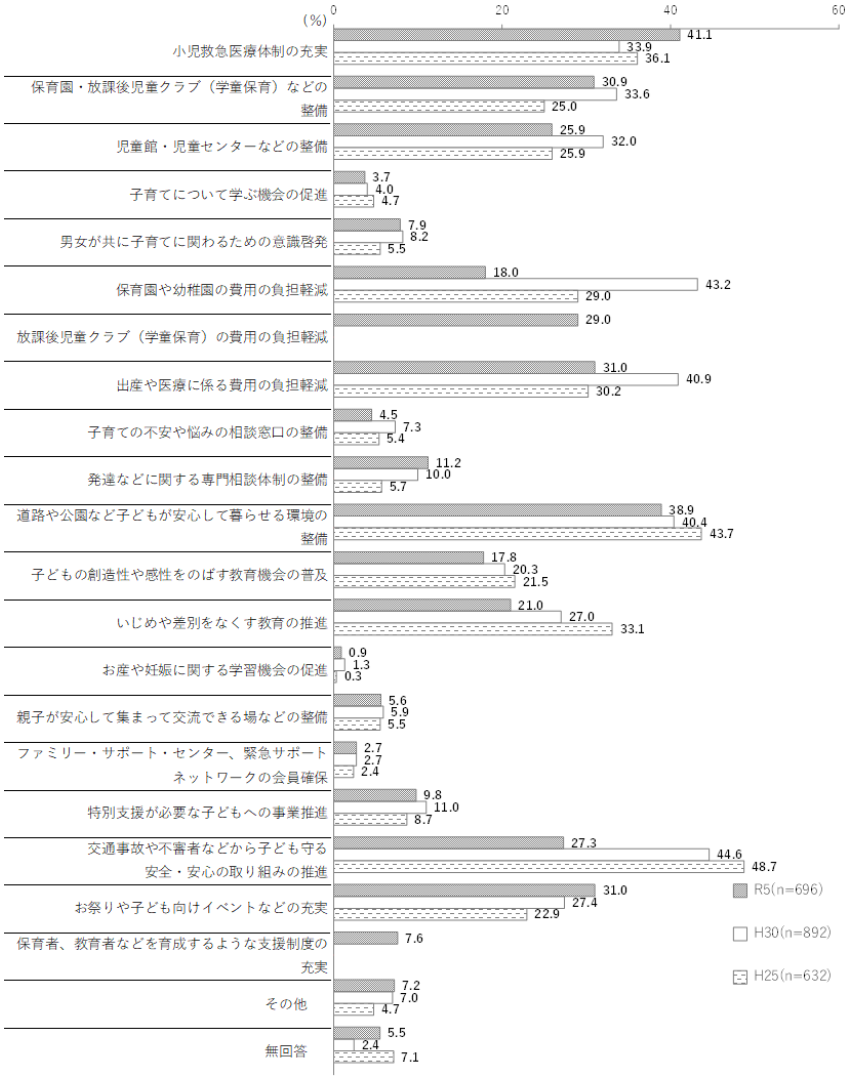

※「放課後児童クラブ（学童保育）の費用の負担軽減」「保育者、教育者などを育成するような支援制度の充実」は新規の選択肢です。

※「保育園や幼稚園の費用の負担軽減」「ファミリー・サポート・センター、緊急サポートネットワークの会員確保」は前回調査までと表現が異なります。

2　江別市子どもの生活実態調査・ヤングケアラー調査

（1）調査の概要

本調査においては、対象者別に次の２種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法	回収率
保護者	小学２年生、小学５年生、中学２年生、高校２年生相当の保護者	・市立小中学校に通う小学２年生、小学５年生及び中学２年生は各学校を通じて配付・WEB 回収 ・市立小中学校以外に通う児童生徒、令和５年４月１日現在 16 歳（以下「高校２年生相当」という。）は郵送による配付・WEB 回収	21.9% （配布数：3,975）
子ども	小学５年生、中学２年生、高校２年生相当の子ども		17.0% （配布数：3,023）

【調査期間】令和５年 10 月～11 月

（2）調査世帯の状況

- 調査世帯の「家族形態」は、「両親世帯（核家族）」が多く、うち 6.4%が「ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）」となっています。
- 「家族の人数」は「４人」、「子どもの人数」は「２人」が最も多くなっており、年収が低い世帯ほど「１人」の割合が高くなっています。

（3）子どもの教育

- 『授業の理解度』について、全体では、「ほとんどわかる」「まあまあわかる」を合わせた理解度の高い割合が 84.8%となっていますが、「ひとり親世帯」や年収の低い世帯では、「あまりわからない」の割合が高くなっています。
- 高校２年生相当では、『授業の理解度』が高いほど、「進学希望」の割合が高くなっています。
- 『就学援助』について、全体では、約９割が受けていないのに対し、「母子世帯」では、約６割が受けています。
- 高校２年生相当の約７割が「進学希望」であり、うち約７割が「四年制大学」を希望しています。また、『場所』では、「母子世帯」や年収が低い世帯ほど「自宅から通える学校」の割合が高くなっています。

（4）生活状況

- 『子どもに関する施策の情報を得るための手段』については、前回と比較すると「ＳＮＳ（ＬＩＮＥやＸ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）など)」が高くなっています。
- 年収が低い世帯ほど、「毎日食べる」の割合が低くなっています。
- 朝食を食べないほど、『授業の理解度』は低く、「インターネット上の友達」とよく話し、「自己肯定感」が低い傾向が見られます。
- 「平日の放課後」については、「ひとり親世帯」や年収が低い世帯ほど、「塾や習い事」の割合が低く、「ショッピングセンターなど」の割合が高くなっています。

（5）保護者の就労状況

- 「母親」の就労状況は、約８割が何らかの就労をしており、正社員が約２割、パート等が約５割となっています。
- 「母子世帯」の約４割がパート等の就労で、早朝や夜勤等の勤務形態の割合が高くなっています。
- 「世帯年収」は、「両親世帯」の６割以上が 500 万円以上である一方、「母子世帯」の７割以上が 400 万円以下となっています。

（6）経済状況

- 「ローンや借金の状況」については、全体では、「住宅購入」や「自動車購入」の割合が高く、「ひとり親世帯」や収入が低い世帯では「生活費」の割合が高く、「母子世帯」では「借金返済」の割合も高くなっています。
- 「子どもから見た家の暮らし向き」については、約２割が苦しいと感じており、収入が低い世帯ほどその割合が高くなっています。
- 「母子世帯」や収入の低い世帯では、経済的理由で支払いや購入できなかった経験や子どもに病院を受診させなかった経験が「あった」割合が高くなっています。
- 「母子世帯」や収入が低い世帯ほど、「民営賃貸」「公営賃貸」の割合が高くなっています。

（7）悩みや相談

- 保護者では「ひとり親世帯」や年収が低い世帯ほど、「相談する人はいない」の割合が高くなっています。
- 保護者では、年収が高い世帯ほど、「悩みはない」の割合が高くなっています。
- 子どもの相談相手は、「ひとり親世帯」や年収が低い世帯では、「親」より「学校の友達」の割合が高くなっています。

（８）支援策と利用希望

- 子育て支援環境の充実のために、望ましいと考えている支援策は、「進学にかかる費用負担の軽減」が 73.5%と最も多く、次いで「放課後等に利用できる子どもの居場所」が 9.8%、「子育てに関する情報が得られる場」が 5.9%となっています。（１番目に選択した支援策）
- 高校２年生が利用してみたい場所は「進学の際に利用できる返済不要の給付奨学金」が 55.6%と最も多く、次いで「他者からの目線を気にしないで過ごすことができる場所」が 50.8%、「家で勉強ができないとき、『家以外で』勉強ができる場所」が 50.0%となっています。

（９）ヤングケアラー調査　※子どものみ対象とした調査

- 家族でお世話が必要な人が「いる」は約１割、「いない」は９割程度となっています。
- お世話を必要としていると回答した人（41 人）では、「きょうだい」が 16 件で最も多く、次いで「祖母」が 13 件、「祖父」が６件となっています。
- お世話が必要な理由として、「祖母」では「高齢（65 歳以上）」、「きょうだい」では「幼い」が最も多くなっています。
- 家族にお世話が必要な人がいると回答した小学５年生（17 人）では、自分自身がお世話をしていると回答した人が７人となっています。
- 家族にお世話が必要な人がいると回答した中学２年生、高校２年生相当（計 24 人）では、「母親」が 16 人と最も多く、次いで「父親」、「自分」が 10 人、「きょうだい」が９人となっています。

3　江別市子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査

（1）調査の概要

本調査においては、次のアンケートを実施しました。

調査の種類	調査の対象	実施方法
子ども・若者の意識や生活に関するアンケート	江別市在住の中学生～29歳の市民	無作為抽出　3,000人 郵送による配布 郵送・WEBによる回収

【調 査 期 間】令和７年８月１５日～９月１２日（９月１８日回収分まで受付）

（2）本人の状況

・年齢は、「15～19 歳」が 32.2%、「20～24 歳」が 24.3%、「12～14 歳」が 22.4%、「25～29 歳」が 20.8%となっています。

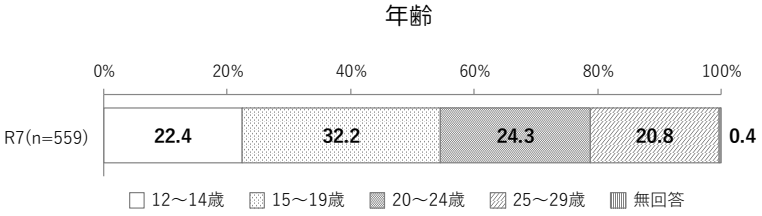

・現在の状況は、「生徒・学生（予備校生などを含む）」が 63.3%で最も高く、次いで「正規の社員・職員・従業員」が 19.5%、「パート・アルバイト」が 6.6%となっています。

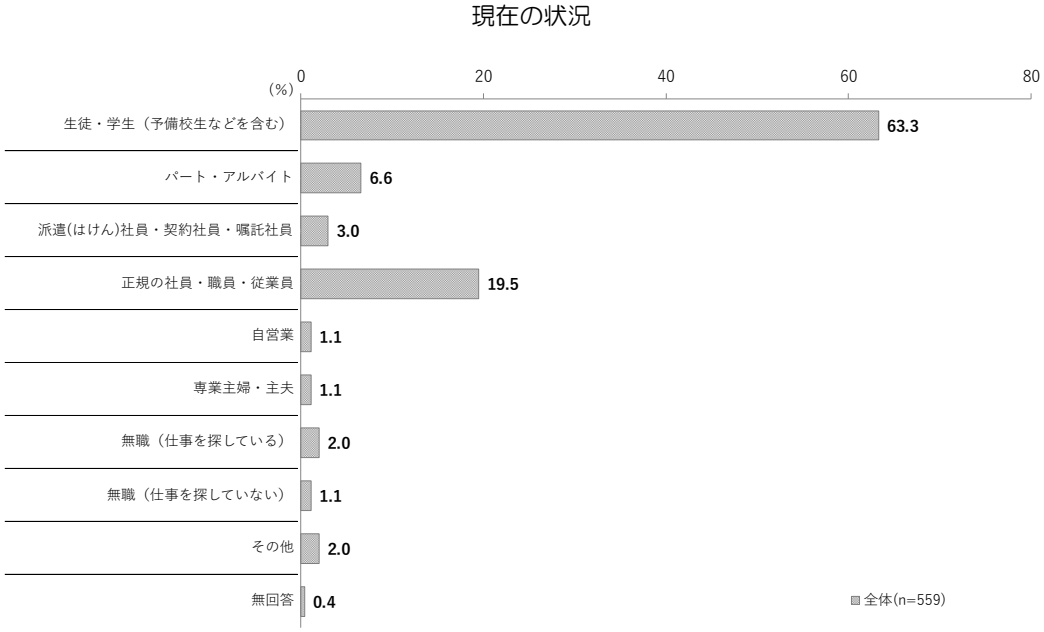

（3）居場所

・居心地がいい場所の有無については、「ある」が 91.2%、「ない」が 8.6%となっています。年代別では、25～29 歳で「ある」は 84.5%と、全体に比べ 6.7 ポイント低くなっています。

居心地がいい場所の有無

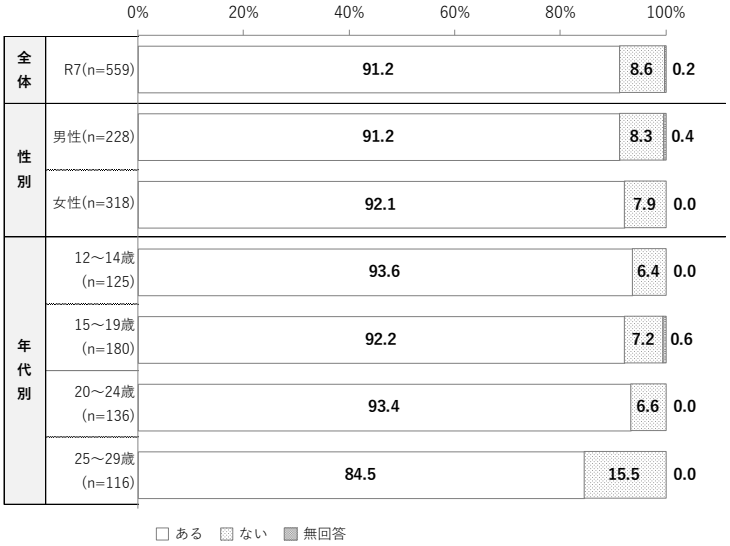

・居心地がいいと感じる場所については、「自宅」が 91.8%で最も高く、次いで「学校」が 22.9%、「インターネットやオンライン活動（SNS、オンラインゲームなど）」が 22.7%、「アミューズメント施設（カラオケ、ボウリング場、ゲームセンターなど）」が 21.4%となっています。

居心地がいいと感じる場所

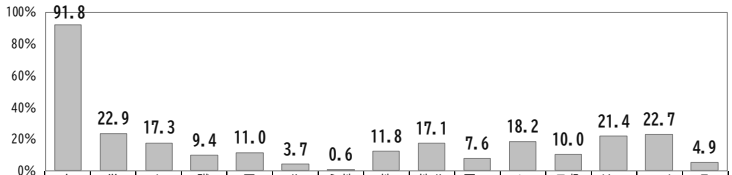

		n=	自宅	学校	クラブ活動（部活動）	職場・アルバイト先	図書館（情報図書館、道立図書館など）	公民館（中央公民館、野幌公民館など）	地域交流スペース（市民交流施設「ぷらっと」など）	地域のカフェ	公園や自然のスポット（野幌森林公園、地域の公園など）	スポーツ施設（市民体育館、野幌運動公園など）	ショッピングモール（イオン江別など）	趣味や学びの場（音楽教室、スポーツクラブ、学習塾など）	アミューズメント施設（カラオケ、ボウリング場、ゲームセンターなど）	インターネットやオンライン活動（SNS、オンラインゲームなど）	その他
全体		510	91.8	22.9	17.3	9.4	11.0	3.7	0.6	11.8	17.1	7.6	18.2	10.0	21.4	22.7	4.9
性別	男性	208	91.8	26.4	21.6	8.7	9.6	3.4	1.4	13.0	18.3	11.5	17.8	8.7	23.1	23.6	4.3
	女性	293	91.8	20.5	14.3	9.9	11.9	4.1	－	10.9	16.0	5.1	18.8	11.3	20.5	21.5	5.1
年代別	12～14歳	117	91.5	35.0	33.3	0.9	12.8	4.3	－	5.1	18.8	12.8	23.9	21.4	22.2	17.9	6.8
	15～19歳	166	91.0	30.7	24.1	6.6	12.7	5.4	0.6	9.0	15.1	5.4	9.6	6.6	21.7	22.3	1.8
	20～24歳	127	96.1	18.1	6.3	15.0	11.8	2.4	－	15.0	17.3	7.1	22.0	6.3	23.6	26.8	5.5
	25～29歳	98	87.8	1.0	－	17.3	5.1	2.0	2.0	20.4	17.3	6.1	21.4	7.1	17.3	24.5	7.1

・居心地がいいと感じる場所を選んだ理由については、「リラックスして過ごせるから」が86.1%で最も高く、次いで「友達や仲間とおしゃべりしたり、遊んだりできるから」が51.2%、「趣味や創作活動ができるから」が44.7%となっています。

居心地がいいと感じる場所を選んだ理由

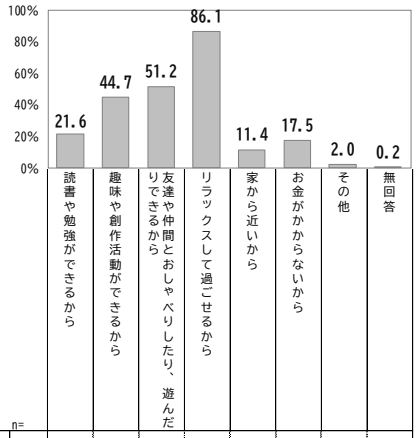

		n=	読書や勉強ができるから	趣味や創作活動ができるから	友達や仲間とおしゃべりしたり、遊んだりできるから	リラックスして過ごせるから	家から近いから	お金がかからないから	その他	無回答
全体		510	21.6	44.7	51.2	86.1	11.4	17.5	2.0	0.2
性別	男性	208	19.7	49.5	52.9	81.3	13.5	19.2	1.4	-
	女性	293	22.5	40.6	50.9	89.4	9.9	15.7	2.4	0.3
年代別	12～14歳	117	22.2	54.7	66.7	82.9	8.5	15.4	4.3	0.9
	15～19歳	166	21.7	45.8	55.4	82.5	9.0	17.5	-	-
	20～24歳	127	25.2	40.2	44.9	90.6	15.0	20.5	0.8	-
	25～29歳	98	16.3	36.7	33.7	89.8	14.3	15.3	4.1	-

（4）悩みごと

・悩んでいることや不安に感じていることの有無については、「将来のこと」が38.6%で最も高く、次いで「お金のこと」が35.8%、「勉強や進学のこと」が32.9%、「仕事や就職のこと」が32.6%となっています。

・年代別では、「勉強や進学のこと」は12～14歳が53.6%と全体に比べて20.7ポイント、15～19歳が48.3と全体に比べて15.4ポイントそれぞれ高くなっています。

悩んでいることや不安に感じていること

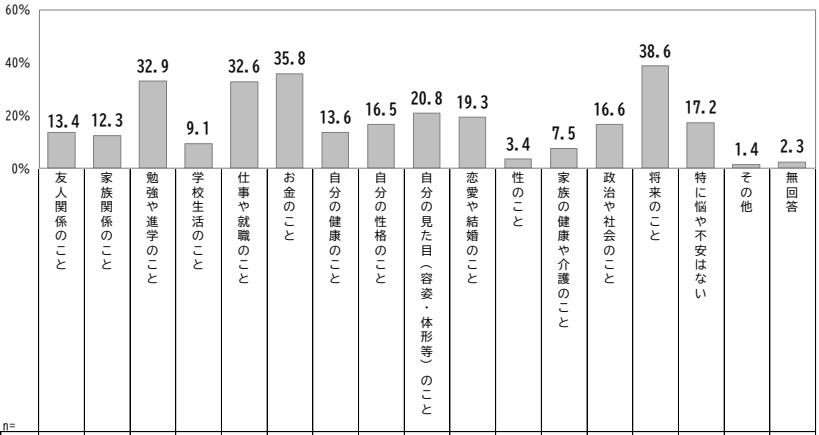

		n=	友人関係のこと	家族関係のこと	勉強や進学のこと	学校生活のこと	仕事や就職のこと	お金のこと	自分の健康のこと	自分の性格のこと	自分の見た目（容姿・体形等）のこと	恋愛や結婚のこと	性のこと	家族の健康や介護のこと	政治や社会のこと	将来のこと	特に悩みや不安はない	その他	無回答
全体		559	13.4	12.3	32.9	9.1	32.6	35.8	13.6	16.5	20.8	19.3	3.4	7.5	16.6	38.6	17.2	1.4	2.3
性別	男性	228	11.8	10.1	30.3	6.1	34.6	33.8	12.7	12.7	12.3	17.1	4.8	5.3	18.0	35.5	18.4	1.8	3.1
	女性	318	14.2	13.8	34.6	11.3	31.4	37.1	14.5	19.2	26.1	21.1	1.6	9.1	15.4	40.6	16.0	0.9	1.9
年代別	12～14歳	125	23.2	11.2	53.6	16.8	6.4	9.6	6.4	16.0	16.8	4.0	1.6	2.4	6.4	27.2	28.0	0.8	5.6
	15～19歳	180	15.6	9.4	48.3	15.0	30.6	27.2	11.1	17.2	26.1	15.0	3.9	4.4	14.4	33.9	20.6	0.6	1.1
	20～24歳	136	9.6	9.6	19.1	2.2	54.4	50.0	16.2	15.4	16.2	27.2	5.1	8.1	22.1	41.9	8.1	2.2	1.5
	25～29歳	116	4.3	21.6	3.4	-	38.8	60.3	22.4	17.2	22.4	33.6	2.6	17.2	25.0	55.2	10.3	2.6	1.7

・悩みや不安を感じたときの相談相手については、「親」が 63.1％で最も高く、次いで「友人・知人」が 57.4％となっています。
・年代別では、「友人・知人」は 15～19 歳が 63.3％と全体に比べて 5.9 ポイント、12～14 歳が 61.6％と全体に比べて 4.2 ポイントそれぞれ高くなっています。

悩みや不安を感じたときの相談相手

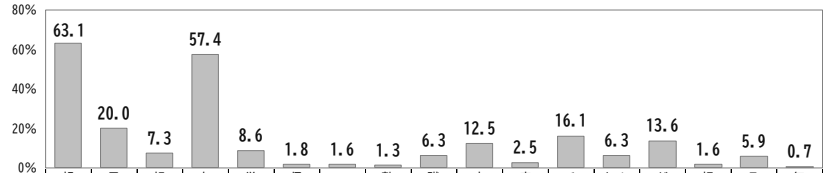

		n=	親	兄弟姉妹	祖父母・その他親族	友人・知人	学校の先生（保健室の先生以外）	保健室の先生	スクールカウンセラー	塾や習い事の先生	職場の仲間や上司	恋人や夫または妻、パートナー	病院の先生	チャットGPTなどの生成AI	LINEやX（旧Twitter）などのSNSで知り合った仲間	だれにも相談しない・したくない	相談できる人はいない	その他	無回答
全体		559	63.1	20.0	7.3	57.4	8.6	1.8	1.6	1.3	6.3	12.5	2.5	16.1	6.3	13.6	1.6	5.9	0.7
性別	男性	228	59.2	18.4	7.5	60.1	10.5	0.4	1.8	0.9	7.5	12.3	2.6	11.0	5.7	11.4	2.2	6.6	0.4
	女性	318	67.0	21.4	7.2	56.9	7.5	2.8	1.6	1.6	5.3	13.2	2.5	19.5	6.6	14.2	0.9	5.3	0.9
年代別	12～14歳	125	68.0	20.8	8.0	61.6	16.0	4.8	0.8	4.8	－	－	0.8	10.4	4.8	15.2	0.8	6.4	1.6
	15～19歳	180	61.7	26.1	6.7	63.3	12.8	2.2	3.9	0.6	1.7	7.2	1.1	21.1	7.8	12.8	1.1	6.1	0.6
	20～24歳	136	67.6	14.7	5.9	53.7	3.7	－	0.7	－	11.8	19.1	3.7	14.7	2.9	14.0	0.7	5.1	－
	25～29歳	116	55.2	15.5	9.5	48.3	－	－	－	－	13.8	26.7	5.2	16.4	9.5	12.1	4.3	6.0	0.9

（5）日頃の生活

・ほとんど家から出なくなった主な理由については、「生活リズムがくずれてしまったこと」が 22.2％で最も多く、次いで「病気やケガをしたこと」が 20.4％、「人間関係がうまくいかなかったこと」が 18.5％となっています。

ほとんど家から出なくなった理由

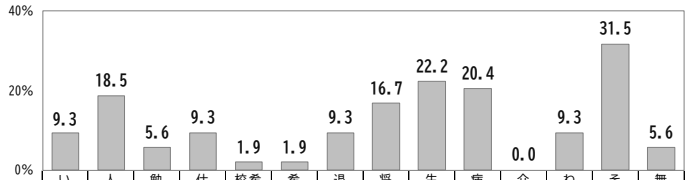

		n=	いじめ・いやがらせを受けたこと	人間関係がうまくいかなかったこと	勉強についていけなかったこと	仕事が大変だったこと	希望の学校に進学できなかったこと（高校・大学等）	希望する仕事に就けなかったこと	退学や退職したこと	将来に不安があること	生活リズムがくずれてしまったこと	病気やケガをしたこと	介護・看護をすることになったこと	わからない、答えられない	その他	無回答
全体		54	9.3	18.5	5.6	9.3	1.9	1.9	9.3	16.7	22.2	20.4	－	9.3	31.5	5.6
性別	男性	20	－	15.0	5.0	10.0	5.0	5.0	15.0	10.0	15.0	5.0	－	20.0	35.0	－
	女性	31	16.1	22.6	6.5	9.7	－	－	6.5	22.6	29.0	32.3	－	3.2	25.8	6.5
年代別	12～14歳	9	22.2	22.2	22.2	－	－	－	－	22.2	22.2	11.1	－	22.2	44.4	－
	15～19歳	17	－	11.8	5.9	－	－	－	11.8	5.9	23.5	5.9	－	11.8	23.5	17.6
	20～24歳	12	16.7	16.7	－	8.3	8.3	－	－	25.0	16.7	33.3	－	8.3	25.0	－
	25～29歳	16	6.3	25.0	－	25.0	－	6.3	18.8	18.8	25.0	31.3	－	－	37.5	－

（6）将来のこと

- 夢や将来やりたいことについては、「あるし、かなえたい」が 54.2%と最も多く、次いで「ない」が 20.6%、「わからない・考えたことがない」が 16.5%となっています。
- 年代別では、15～19 歳では「あるし、かなえたい」が 63.3%と、全体に比べて 9.1 ポイント高くなっています。

夢や将来やりたいこと

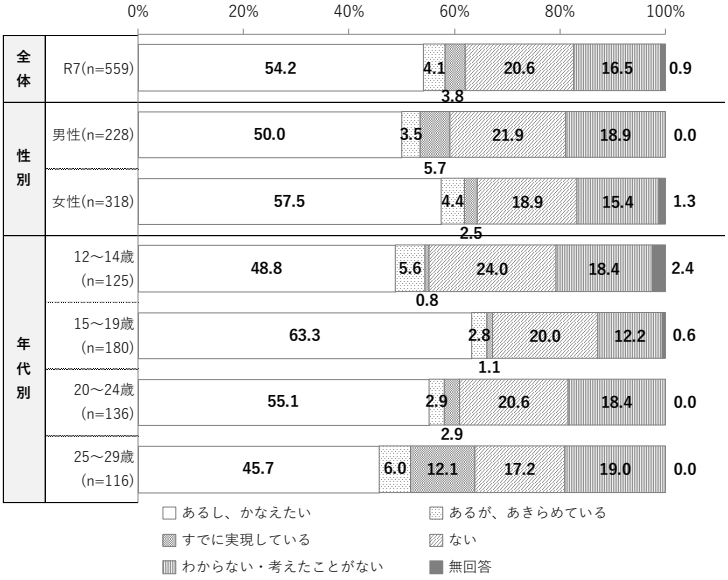

- 希望する江別市が取り組む子ども・若者政策については、「居心地のいい居場所の提供」が 47.2%で最も高く、次いで「安心して出産・子育てのできる環境づくり」が 34.9%、「経済的な困難を抱えている家庭の支援」が 31.1%となっています。

子ども・若者政策に望むこと

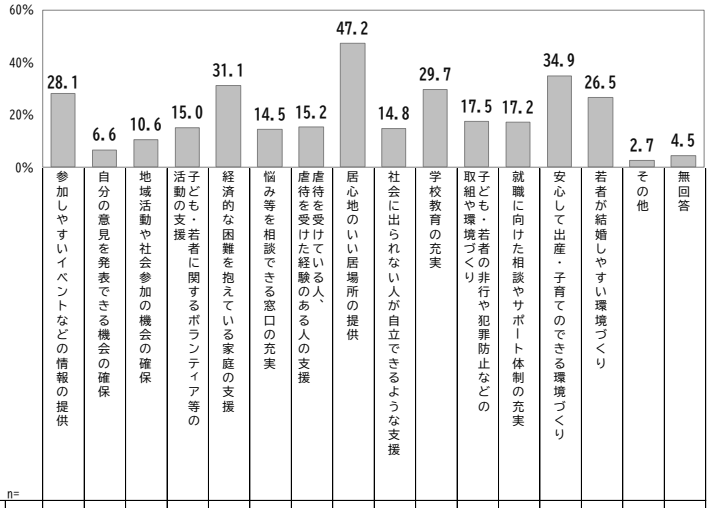

		n=	参加しやすいイベントなどの情報の提供	自分の意見を発表できる機会の確保	地域活動や社会参加の機会の確保	子ども・若者に関するボランティア等の活動の支援	経済的な困難を抱えている家庭の支援	悩み等を相談できる窓口の充実	虐待を受けている人、虐待を受けた経験のある人の支援	居心地のいい居場所の提供	社会に出られない人が自立できるような支援	学校教育の充実	子ども・若者の非行や犯罪防止などの取組や環境づくり	就職に向けた相談やサポート体制の充実	安心して出産・子育てのできる環境づくり	若者が結婚しやすい環境づくり	その他	無回答
全体		559	28.1	6.6	10.6	15.0	31.1	14.5	15.2	47.2	14.8	29.7	17.5	17.2	34.9	26.5	2.7	4.5
性別	男性	228	28.5	9.2	15.4	14.5	33.3	15.8	13.6	45.2	15.8	31.6	17.1	16.7	26.8	30.7	2.6	3.5
	女性	318	27.4	4.4	7.2	15.7	30.2	14.2	16.7	49.1	14.2	29.2	17.9	17.3	41.2	23.6	2.2	4.4
年代別	12～14歳	125	35.2	9.6	8.0	15.2	23.2	14.4	15.2	56.8	16.0	40.0	16.8	9.6	16.8	12.0	1.6	5.6
	15～19歳	180	23.9	7.8	12.8	14.4	33.3	13.3	15.0	46.7	10.6	33.3	17.2	16.1	27.2	23.9	3.3	3.3
	20～24歳	136	31.6	5.9	14.0	16.2	33.8	14.0	15.4	44.1	17.6	18.4	16.9	25.0	44.1	35.3	2.9	4.4
	25～29歳	116	23.3	2.6	6.0	14.7	33.6	17.2	15.5	42.2	17.2	26.7	19.8	18.1	56.0	36.2	2.6	3.4

4　『理想のまち・えべつ』を語ろう！（ワークショップ）

	開催日時	開催場所	参加者
中学生	令和７年７月 14 日	江別市民会館２階 21 号	市内の中学生９名 （市内中学校 各１名）
高校生	令和７年７月 15 日	野幌公民館研修室３・４号	市内の高校生 10 名 （市内高等学校 各２名）
大学生	令和７年８月　８日	市民交流施設「ぷらっと」Ａ会議室	市内の大学生６名 （北翔大学及び 酪農学園大学 各３名）

テーマ・内容	
中学生	①　子どもの居場所（自分にとっての理想の居場所） Ｑ１：こんな場所あったらいいな！ Ｑ２：今ある場所がもっと良くなるには？
高校生	②　子どもの権利（大切だと思う権利、権利の守り方） Ｑ１：あなたが「大切にしたい」と思うこと Ｑ２：それはどうしたら守られる？
大学生	①　若者への支援（こういう「若者支援」があるとうれしい） ②　子どもの権利（「子どもの権利」を守るために必要なこと）

（1）中学生・高校生

①子どもの居場所（自分にとっての理想の居場所）

- 理想とする居場所については、「静かな場所」と「騒げる（音が出せる）場所」がそれぞれ多く挙げられました。静かな場所としては、１人になれる場所や勉強・読書ができる場所など、騒げる場所としては、友達と騒いでもいい場所や音楽・ダンスを楽しめる場所などとなっています。
- 本来は静かな場所であることが多い自習室や図書館のような勉強する場所でも、会話や飲食が可能なスペースもほしいとの意見もありました。１人でも友達と一緒でも利用でき、好きなことをしたり、ゆっくりしたりと、制限が少なく、ストレスのない環境が求められていることがうかがえます。
- 今ある場所の改善策については、「自習スペース」や「図書館」など、勉強する場所に関する意見が多く挙げられました。主な内容としては、理想とする居場所同様に会話や飲食が可能であることのほか、参考書等の充実、利用時間の拡大となっています。
- 生活環境については、トイレ、ゴミ箱などの衛生面や草木の整備などの景観、街灯の増設などの安全面についての意見もあり、環境整備が求められていることがうかがえます。
- 地域の人や異なる世代と交流ができる環境づくり、学習環境におけるクーラー設置や利用時間の拡大、Wi-Fi が利用できる場所の増設も挙げられました。

②子どもの権利（大切だと思う権利、権利の守り方）

・大切にしたいことについては、自分の考えや気持ちなどに関する意見が多く挙げられました。主な内容としては、意見を口にできる環境や場所、趣味や興味を自由に追求できること、夢や進路などが否定されず応援してもらえること、自分らしくあることとなっています。
・家族や友達、地域の人などとの交流についても多く挙げられました。主な内容としては、家族や友達との時間や会話、地域の人とのつながり、自分以外の様々な考え方を知ることとなっています。
・自分や自分以外の人の意見や気持ちを尊重し、わかり合うことを大切に思っていることがうかがえます。
・他に、１人で過ごせる場所や時間、睡眠・食欲が挙げられました。
・大切にしたいことを守るために必要なことについては、個々の尊重に関する意見が特に多く挙げられました。主な内容としては、相手やその意見を尊重すること、頭ごなしに否定しないこと、認め合うこと、決めつけない（偏見を持たない）こととなっているとともに、意見や悩み事を言い合える環境が必要であるとの意見も挙げられました。
・交流やコミュニケーションに関する意見も挙げられました。主な内容としては、子ども同士が交流できる場所、世代を超えた交流ができる場所、困った時に SOS が出しやすい環境づくりとなっています。
・他の人と交流し、理解し合うことが必要であると考えていることがうかがえます。

（３）大学生

①若者への支援（こういう「若者支援」があるとうれしい）

・大学生活や江別市の暮らしにおける「困りごと」については、食事や交通に関する意見が挙げられました。主な内容としては、飲食店が少ない、バスが時間通りに来ないなどとなっています。また、食費や交通費などの金銭面についての意見も挙げられました。
・これらの「困りごと」を踏まえた「江別市にあったらうれしい支援」については、食費、バスの定時運行、若者向けの娯楽の増加に関する支援が、「うれしい支援」上位３つとして選ばれました。
・他に、気軽に行ける休憩・勉強スペースや職業体験などが挙げられました。

②子どもの権利（「子どもの権利」を守るために必要なこと）

・小中高生時代に「したかった」「してあげればよかった」ことについては、自分の気持ちや希望が尊重されなかったことや様々な制限についての意見が多く挙げられました。主な内容としては、自分で進路を決めたかった、色々な習い事に挑戦したかった、門限をなくしてほしかったなどとなっています。また、学校や人間関係に関する意見も挙げられています。
・これらの「したかった」「してあげればよかった」ことをかなえるために「必要なこと」については、行政や地域の支援による子どもの居場所づくりや話しやすい環境づくりなどが挙げられました。

5　江別市子ども・子育て会議

（１）江別市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月３日条例第 34 号

改正

令和５年３月 10 日条例第１号

令和６年３月 28 日条例第６号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72条第１項の規定に基づき、江別市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子育て会議は、法第 72条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第３条　子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）　子どもの保護者

（2）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（3）　子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

（4）　その他市長が必要と認める者

（委員の任期等）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　子育て会議に会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（部会）

第８条　子育て会議は、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する委員をもって充てる。
４　部会長は、部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（庶務）

第９条　子育て会議の庶務は、子ども家庭部において処理する。

（委任）

第 10 条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（会議の招集の特例）

２　この条例による最初の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則（令和５年３月 10 日条例第１号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月 28 日条例第６号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（2）江別市子ども・子育て会議委員名簿

（50 音順：敬称略）

	所属団体等	氏　　名	備　考
1	北翔大学	石塚　誠之	
2	よつば保育園ＰＴＡ	泉　考昌	R7.3 まで
	やよい保育園ＰＴＡ	山口　　怜	R7.4 から
3	市民委員	岡　幸代	
4	江別市民生委員児童委員連絡協議会	金子　大吾	
5	江別青年会議所	久保　祐紀	
6	市民委員	久保田　直樹	
7	ＮＰＯ法人江別手をつなぐ育成会	齋藤　奈緒子	
8	江別市小中学校長会	佐藤　一希	R7.3 まで
		山本　　武	R7.4 から
9	江別市私立幼稚園連合会(保護者代表)	鈴木　善大	
10	市民委員	髙橋　祐子	
11	札幌学院大学	藤野　友紀	会長
12	江別市民間社会福祉施設連絡協議会	松本　和也	
13	江別市私立幼稚園連合会(事業者代表)	村山　昭二	副会長
14	江別市ＰＴＡ連合会	八木橋　源	R7.3 まで
		小川　　嶺	R7.4 から

※任期：令和５年 11 月１日～令和７年 10 月 31 日
　　令和７年１１月１日～令和９年１０月３１日

（３）計画策定の経緯

年　月　日		議　事
令和５年度	令和５年９月１日	第１回子ども・子育て会議 【協議事項】 ① 江別市子どもの生活実態調査、ヤングケアラー調査の実施について
	令和５年 12 月 18 日	第２回子ども・子育て会議 【協議事項】 ① 第３期江別市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について
	令和６年１月 22 日 ～２月２日	ニーズ調査の実施
	令和６年3月 18 日	第３回子ども・子育て会議 【協議事項】 ① 第２期江別市子ども・子育て支援事業計画の実績について ② 教育・保育施設に係る利用定員の設定及び確認について ③ 子どもの権利条例について
令和６年度	令和６年4月 22 日	第１回子ども・子育て会議 【報告事項】 ① 第３期江別市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果について
	令和６年７月8日	第２回子ども・子育て会議 【協議事項】 ① 家庭的保育園の認可・特定地域保育事業の利用定員の設定および確認について ② 第３期江別市子ども・子育て支援事業計画素案について
	令和６年８月７日	第３回子ども・子育て会議 【協議事項】 ① （仮称）江別市子どもが主役のまち宣言について

年　月　日		議　事
	令和６年８月27日	第４回子ども・子育て会議 【協議事項】 ①　（仮称）江別市子どもが主役のまち宣言（案）について
	令和６年10月3日	第5回子ども・子育て会議 【協議事項】 ①　家庭的保育事業等の認可・特定地域型保育事業の利用定員設定及び確認について ②　第３期江別市子ども・子育て支援事業計画素案について
	令和６年10月29日	第６回子ども・子育て会議 【協議事項】 ①　江別市子どもが主役のまち宣言（案）に対する意見公募の結果について ②　教育・保育施設に係る利用定員の設定及び確認について ③　第３期江別市子ども・子育て支援事業計画（案）量の見込みについて
	令和６年11月19日	第７回子ども・子育て会議 【協議事項】 ①　第３期江別市子ども・子育て支援事業計画素案について ②　第３期江別市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）について
	令和６年12月9日 ～令和7年１月9日	パブリックコメントの実施
	令和７年1月27日	第８回子ども・子育て会議 【協議事項】 ①　第３期江別市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

年　月　日		議　事
令和７年度	令和７年６月９日	第１回子ども・子育て会議 【協議事項】 ①　江別市子ども計画について ②　市民アンケート調査及びワークショップの実施手法について
	令和７年７月１４日 ７月１５日 ８月　８日	『理想のまち・えべつ』を語ろう！（ワークショップ）の実施
	令和７年８月１５日 ～９月１２日	子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査の実施
	令和７年９月１７日	若者の支援機関の皆さんとの意見交換会の実施
	令和７年１０月２日	第２回子ども・子育て会議 【報告事項・協議事項】 ①　ワークショップの実施結果について ②　江別市子ども計画の骨子について
	令和７年１０月３０日	第３回子ども・子育て会議 【報告事項・協議事項】 ①　子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査結果について ②　江別市子ども計画の素案について

６　第３期江別市子ども・子育て支援事業計画（案）意見公募（パブリックコメント）結果について

（１）意見公募（パブリックコメント）結果概要

■意見の募集結果

募 集 期 間	令和６年１２月９日から令和７年１月９日まで
提 出 者 数	１８名
提 出 件 数	５１件

■意見の反映状況

内　　容	件　数
１　意見を受けて案に反映したもの	２
２　案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの	６
３　案に反映していないが、今後の参考等とするもの	１７
４　案に取り入れなかったもの	１
５　その他の意見	２５
合　　計	５１

■いただいたご意見の内容等（提出いただきましたご意見は、できるかぎり原文のとおり掲載しております。）

〇第３期江別市子ども・子育て支援事業計画（案）について

１　意見を受けて案に反映したもの

No.	意見の内容	市の考え方
1	子どもアドボケイトの導入 今年度より、子どもの意見表明等支援事業が全国で実施されております。この事業は一時保護所や社会的養護で生活する児童を対象に実施するものになっておりますが本来であれば子ども全体の意見を吸い上げる取り組みが望ましいと思います。ですので、スクールソーシャルワーカーを利用する、もしくはアドボケイトを導入して子どもの意見を吸い上げ学校、もしくは市への取り組みに意見を伝えていけるようなシステムがあるとよいかと思います。江別市内の子どもがいる教育機関、教育施設に訪問して子どもが思ってることを拾い上げる専門家がいると子どもが安心してのびのびと生活できる市になり、不登校などの子どもの生育に関する問題が減り、ゆくゆくは子育てしやすい街につながるのではないかと感じます。	子どもの意見を吸い上げ、まちづくりへ反映していく取組みについては、本計画（案）の基本目標１、基本施策１－３子どもの権利の意識醸成の（２）子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進の中で検討していくこととしていますので、子どもの声を届ける支援や仕組み等についても、1－3（2）の項目に追記します。
2	「子ども」が直接行政に「〇〇をやってほしい。」、「〇〇をやめてほしい」などの声を届ける「目安箱」的な仕組があれば、政治参加意識が高まると思います。	

２　案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの

No.	意見の内容	市の考え方
3	＜基本施策 1-3＞子どもの権利の意識醸成 市長就任の挨拶の中で子ども・子育て事業に対する熱意を感じた一人であり、11 月の「子どもが主役のまち宣言」を頼もしく思った。今年は子どもの権利条約ができて 30 年。今こそ江別市の「子どもの権利条例」制定に期待したい。	「子どもの権利条例」の制定につきましては、本計画（案）にも記載のとおり、子どもの権利を尊重したまちづくりを目指すため、今後、子どもの権利に関する条例の制定に向けた検討を進めます。

4	＜基本施策 1-4＞健全な成長の支援 （2）放課後児童デイが増えて、保護者・本人の選択肢が広がったことは喜ばしい。１８歳で学校を卒業した人が施設入所ではなく在宅生活を送るうえで利用できる場所はあるのだろうか？医療的ケアが必要な場合はどうなのか？切れ目のない支援、重層的な支援体制の構築を望む。	ライフステージに応じて切れ目のない支援を進めていくとした国のこども大綱の内容を踏まえ、本計画（案）においても、「乳幼児から一貫した切れ目のない支援を行う」こととしており、１８歳に達した後についても住み慣れた地域での生活を継続することができるよう体制を整備します。
5	ネットでの発信に力を入れてほしいです。 子育てをしていると、紙媒体を見る時間よりネットを見ている時間の方が圧倒的に多いです。万が一のときに紙媒体が安心ということも大事なことだと思うので、バランスよく両立していただけると有難いです。	本計画（案）の基本目標３、基本施策３－３子育てに関する知識と情報の共有の（１）情報発信・共有・啓発に記載のとおり、子育て支援サイトとアプリ、ＳＮＳ等を連携した多角的な情報発信に努めます。
6	子育てを地域で応援するまちづくりの施策の展開の中で「(2) 子育てボランティアや関連団体の育成、支援」とありました。江別市の子育て支援拠点として 8 か所設置されているようですが、市内には市が目指すものと同じ想いで活動している団体もあり、子育てをより充実させていくには、施策の展開にもあるように、子育て支援関連団体を市で支援・補助した上で更なる充実を図り、子育てへの孤立・不安を少しでも減らし、子育てしやすい環境づくりを目指してほしいと思います。	ご意見のとおり、今後は本計画（案）の施策の展開に基づき、支援の充実に努めます。
7	キラキラさんと交流して思った事は、安全・安心・温かい雰囲気の中で、子育てが楽しい・充実した時間が過ごせる場所がある、という事です。このような場所が遠出をしなくても身近にあればと切に思います。江別市のキャッチフレーズに適した場所だと考えられます。	本計画（案）の基本目標２、基本施策２－１子育て支援の充実の（２）子育て支援サービスの充実に記載のとおり、地域の身近な場所で子育て家庭が気軽に集い、地域と家庭が一体となった子育て支援に努めます。
8	我が子は泉小学校に通っていますが、校区内に児童館がありません。低学年の頃は校区外の児童館に行くことができず、親に用事があると、お友達と室内で遊ぶことができません。 小学生、中学生が自由に出入りできる場所を校区内に設置していただけると、子供達が地域で心のよりどころを見つけ、学ぶことも増えると思います。 その場所が学校に行けない子供達の居場所になったり、塾に通えない子供達が勉強を教えてもらえる環境も整えば子供の将来が大きく変わると思います。	本計画（案）の基本目標１、基本施策１－２子どもの活動の機会や居場所づくりの（１）居場所づくりに記載のとおり、小学生以上の子どもの居場所づくりについては、児童センターだけでなく、地域の社会資源を効率的に活用して、多様な居場所づくりを進めます。

３　案に反映していないが、今後の参考等とするもの

No.	意見の内容	市の考え方
9	＜基本施策 1-2＞子どもの活動の機会や居場所づくり 現在児童センター７館。児童数が比較的多い対小（604 人）、中央小（416 人）、いずみ野小（189 人）校区には設置されていない。各校区放課後児童クラブも低学年優先で、定員を満たしていると聞く。高学年が安心・安全に過ごせる児童センターの開設は急務と考えるが、いかがか？（施策 2-1（3）とも関連あり） また、児童センターができることで、中高生の居場所もできると考える。	保護者の就労にかかわらず、子どもが安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、居場所づくりに取り組むことは重要です。 現時点では、新しい児童館・児童センターの計画はありませんが、既存施設や子ども食堂など地域の社会資源などの利活用も視野に入れながら、多様な居場所づくりを進めます。 また、中高生の居場所については、本計画（案）にも記載のとおり、今後、中高生の意見を聴きながら利用しやすい居場所づくりを目指します。
10	児童館、ミニ児童館の新設 大麻栄町地区は、ウィズランド大麻栄町、新町、北町と大きな宅地造成が行われ多くの子育て世帯が転入してくる地域となっていますが、圧倒的に子育て支援の受け皿が足りていません。多くのご家庭では共働きで入学後に児童クラブに申し込みますがすぐに満員になり足りていません。そして多くのご家庭がパートの働き方なので、短時間や長期休暇のみの利用希望です。又、３年生以降になると学童は預けられなく家で留守番をさせる現状です。麻の実児童センターは低学年にしては校区外ですし、老朽化が進んでいます。市の運営するミニ児童館、児童センターがあると、気軽に利用できて良いです。	現時点では、新しい児童館・児童センターの計画はありませんが、既存施設の利活用も視野に入れながら、身近な地域における子どもの居場所づくりについて検討します。
11	自治会館のリニューアル 自治会館をリニューアルしてご年配の方々が孤立しないように、子供達も気軽に立ち寄れる場所として、一緒に集える場所が欲しい。図書館や学生が勉強できるスペースがあれば、子供達がゲームやネットではなく、活字と触れ合えたり、学びあい高めあう地域になると思います。	子どもの居場所づくりについては、本計画（案）の基本目標１、基本施策 1－2 子どもの活動の機会や居場所づくりの（１）居場所づくりの中で検討していくこととしています。 いただいたご意見は、具体的な事業展開を検討する上で、参考とさせていただきます。
12	子ども達と高齢者がつどえる場所について予算を増やしてほしい。 小学生以上の子が居場所とできる場所をふやしてほしい。	本計画（案）の基本目標１、基本施策 1－2 子どもの活動の機会や居場所づくりの（１）居場所づくりに記載のとおり、小学生以上の子どもの居場所づくりについては、児童センターだけでなく、地域の社会資源を効率的に活用して、多様な居場所づくりを進めます。

13	P29、33＜放課後（小・中・高生）の居場所について＞ 自治会館の活用　小・中・高生の企画運営による「つどいの場」を地域町内会と連携して行う。 例）学習室、読書室、遊び室など 子どもには、集団（5～10 人）の中で、社会の中で調和して生きていく技（スキル）を身に付けてほしい。	本計画（案）の基本目標１、基本施策 1－2 子どもの活動の機会や居場所づくりの（1）居場所づくりに記載のとおり、小学生以上の子どもの居場所づくりについては、児童センターだけでなく、地域の社会資源を効率的に活用して、多様な居場所づくりを進めます。
14	学校におけるスポーツ少年団の存続、もしくはクラブ活動　　先生方の働き方改革もありますが、地域のボランティアなどで放課後に子供達が体を動かす場や文化的に学べる場所があれば良い。例を挙げると栗沢小学校です。バレーボールや吹奏楽が全国でも活躍するレベルで盛んです。	第３期江別市学校教育基本計画では、子どもが地域と一体になってスポーツ・文化に親しむ環境を構築することを目指していくこととしています。 いただいたご意見は、具体的な事業展開を検討する上で、参考とさせていただきます。
15	P43 に関して　女性は出産後に社会復帰するタイミングが難しく、現状難しいです。資格や手に職のある人はいつでもやりたい事出来るかもしれませんが、全ての女性がそうではありません。特に一時的に子どもを預けて行うことは容易ではないので、そこの部分を応援する仕組みがあると良いのでは？と感じます。P52 の部分にも関係があるかと感じますが、保育園・幼稚園だけにとどまらず、一般の一時預かりの利用をした際にも保育料の補助をするなど選択の幅も拡げて頂けたらよいと感じます。	保育所等に在籍していない児童を、保育所等に一時的に預けられる制度として「一般型一時預かり」があります。 一般型一時預かりの利用形態のうち､「私的預かり」では、求職活動や育児疲れなどの理由でも利用可能となっています。（週３日間まで） いただいたご意見は、今度の子ども・子育て施策を検討するうえで参考とさせていただきます。
16	多様化する保育ニーズ P19 ライフスタイルの多様化により、土日祝に働くママ達もとても多い中、土日祝に預かる場所や保育士の人数確保の難しさからか、仕事なのに預けられず、やむなく仕事を休まなければならないという現状があります。しかも、急に「保育希望者が多い為預かれません」というケースもあり、その部分は早急に江別市で対応していく問題と感じます。	多様化する保育ニーズについては、本計画（案）の基本目標３、基本施策 3－4 共働き・共育てへの支援の（２）働きたい女性への支援の中で検討していくこととしております。 いただいたご意見は、具体的な事業展開を検討する上で、参考とさせていただきます。

17	トワイライトステイの市内実施 ショートステイ実施箇所が２から４か所に増えておりますが、いずれも江別市内で行われておらず、実質使いづらい取り組みになってしまっているかと思います。 ショートステイを実施するには児童養護施設のような住環境が必要になるので江別市内に児童養護施設がない以上は難しいですが、トワイライトステイであれば宿泊を要するような形にはならないので取り入れやすいのではないかと思います。実際に、保育園や児童会館で取り組んでいる自治体もあると聞いております。	トワイライトステイにつきましては、基本施策２－１（２）にありますとおり、子育て家庭のニーズに対応する子育て支援事業の充実を図るため、先進的な取組を行っている市町村を参考にしながら検討します。
18	ホームスタート導入 ひとり親、貧困世帯の家庭支援ということで、市への相談を待つだけではなく、こちらから働きかけるような取り組みが必要かと思います。ホームスタートは札幌市では手稲区でのみ実施されておりますが江別全域でこちらが利用できるようになれば助かる母子家庭、貧困家庭などは多くいるかと思います。	子育ての孤立防止については、本計画（案）の基本目標２、基本施策２－１子育て支援の充実の（２）子育て支援サービスの充実の中で検討していくこととしています。 いただいたご意見は、具体的な事業展開を検討する上で、参考とさせていただきます。
19	＜基本施策 2-1＞子育て支援の充実 子育て中の親が孤立しないように支援サービスやひろば事業が活性化しており、情報もアプリで見られるようになり進化していると思う。 緊急サポート事業については、利用者の自己負担が大きいので、なんらかの補助があればさらに利用しやすいと思う。	緊急サポートネットワーク事業への助成については、令和４年度から、ひとり親世帯を対象に利用料の減免を始めたところです。 今後も利用者の声などを集約しながら、利用しやすい仕組みづくりを検討します。
20	共働き家庭が多くなっている中、緊急サポートの助成があるといいと思います。子どもだけでなく、ママが体調不良で困ったお話が聞こえてきます。 小学生の一時預かりが欲しい声も聞こえています。	妊娠期及び出産後の子育て支援については、本計画（案）の基本目標２、基本施策２－２親子の保健の確保の（１）相談体制の充実・確保、及び（２）母子保健の充実の中で検討していくこととしています。また、子育てに係る経済的負担の軽減については、同じく基本施策２－４子どもの貧困対策の推進（３）経済的支援の充実の中で検討していくこととしています。 いただいたご意見は、具体的な事業展開を検討する上で、参考とさせていただきます。

21	現在二児の母ですが、本当はまだ子供を産みたいけれど、経済的な理由と年齢的なもので諦めています。でも一番の理由は、新生児を育てながら、上の子のお世話ができる自信がないからです。双方の親は遠方住みかつ高齢で、長期間子供のお世話をお願いするには難しく、夫の育休も「まだ自分の会社では前例がないから」と望めません。夫に育休を取ってもらうのが一番望ましいとは思うのですが、２人産んで思うことは、新生児のお世話をしながらまだ産後ボロボロの心身で夫にそれを指示する余裕はなかったからです。妊娠出産の痛みも辛さもわかって欲しくても夫に想像し難いのは仕方ないですが、私は産後、その大変さを経験先輩ママ方に側にいて欲しかったです。毎週会って子供達も慣れ親しんでいたきらきらさんのスタッフさんたちに側にいて欲しかったです。そういった産後ケアしてくださるハグネットさんは予約でパンパン！それでも１泊だけでもかなり助けられました。きらきらさんでも訪問保育をされてるので、産後、何度もこれを利用しようと思いましたが、いかんせん料金が高くて手が出ません。せめて産後一週間でもその料金の助成があれば、上の子のお世話をお願いしてママは新生児のお世話と自身の身体を休めることに専念できるのになあと思いました。どうか身内のサポートを受けるのが難しい人にも２人目、３人目を産める希望となる支援が欲しいです。	妊娠期及び出産後の子育て支援については、本計画（案）の基本目標２、基本施策２－２親子の保健の確保の（１）相談体制の充実・確保、及び（２）母子保健の充実の中で検討していくこととしています。また、子育てに係る経済的負担の軽減については、同じく基本施策２－４子どもの貧困対策の推進（３）経済的支援の充実の中で検討していくこととしています。 いただいたご意見は、具体的な事業展開を検討する上で、参考とさせていただきます。
22	＜基本施策 1-1＞子どもの教育・保育の充実 アンケート実施結果からも、保育園・幼稚園等集団の中で過ごす子が多い。その中には障がいを持つ子や他国籍の子もいると思うが、早くから身近に接することでお互いの理解が生まれる。その素地の上で学童期以降、インクルーシブ教育を推進し、多様な在り方を認め合える共生社会の実現を願う。	保育園・幼稚園等に在籍する障がいを持つ子どもや外国籍の子どもは、近年、増加傾向にあります。 学童期以降においても特別な支援や配慮が必要な児童・生徒は増加傾向にあることから、「第３期江別市学校教育基本計画」の基本的な考えの中では、障がいや困難を抱える子どもを含むすべての子どもたちが、可能な限り共に教育を受けることができる体制を整え、教育活動を進めていく必要があるものとしています。 本計画（案）においても、関連する計画と整合・連携を図ることとしており、いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

23	昨年の 11 月末に発表された江別市「子どもが主役のまち宣言」の表明を見ましてこちらを書こうと思いました。まだ子供は小学生ですが、週に数回市内の子育て団体で仕事をしています。その子育てひろばには毎週月曜にたくさんのお母さんお子さんが利用しに来ます。このひろばの雰囲気が好きと言われ 10 台ある駐車場もいっぱいになり、オープン前から待って頂いている親子さんもいます。ひろば以外にも多世代交流サロン、食育として食の大切さを来て頂いた年配の方や親子さんにもお伝えする活動も毎回 20 人前後の方に喜ばれ足を運んで頂いてます。市民の方に喜ばれ、感謝をもらっていますが、予算が無く、利用者さんの希望にお答えできないのが現実です。年配の方、お母さん、お父さん、小さなお子さん、小学生のお兄ちゃんお姉ちゃん、初めて来館された方も「また来るね！楽しかった」と元気になってまた姿を見せてくれます。「子育て孤独に悩んで息が詰まって人と話がしたくて勇気を出して来てみました」という方がたくさんいます。なので、市と民間の団体が一緒に子ども、お父さん、お母さん、年配の方にもっと寄り添って頂けるよう資金面でご協力いただければと思います。	民間で実施している遊びの広場等に対する支援の必要性については、本計画（案）の基本目標２、基本施策２－１子育て支援の充実の（２）子育て支援サービスの充実の中で検討していくこととしています。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
24	スマートフォンなどの利用、活用について「子ども」自身が考え、発信する取組がほしい。	情報モラル教育については、本計画（案）の基本目標３、基本施策３－２子育てしやすく安全な環境の整備の（３）犯罪被害の防止・有害環境対策の中で教育の充実に努めていくこととしています。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
25	保育園の給食について 毎月、保育園から給食だよりを配布され献立を見ますが、りんごとだんごが定期的に献立に入っていることが残念です。給食の見本を見たことがないので、意見するのは立場違いかもしれませんが... 江別市は、食に対する危機管理が足りないのではないのでしょうか。日々、人手不足のなか保育している保育士に、わざわざ集団で危険な食べ物を提供させる必要性は私は無いと思っています。	保育園の給食は、栄養バランスのとれたおいしい献立を基本に、季節の食材や伝統行事を取り入れたものを作成しています。 給食の提供にあたっては、こどもの発達状況に応じて食材の量や大きさ、固さなどに十分注意して調理をしており、りんごやだんごなどの提供に際しても、同様に配慮しているところです。 いただいたご意見は、今後の献立を検討するうえで、参考とさせていただきます。

４　案に取り入れなかったもの

No.	意見の内容	市の考え方
２６	もっと具体的な計画案があると思ったので全体的に薄いなと思いました。長い文章と硬い用語ばかりで、なおかつありきたりな内容しかなく、一保護者として「江別市は、本当に子育ての街とうたって成長していく気があるのかな？」と不安に思いました。役所なので仕方ないと思いますが...辛辣ですみません。子育て支援の軸となる役所が、もっと行動的に攻めないと江別市はこのまま変わらないと思います。 私が事業計画対してどんなことを望んでいたかといえば、「いじめをなくします！（なくす、というより最悪の事態を招かないようにしっかりといじめ解決に向けて行動できるよう教職員の負担を減らします！そのためにはこんな負担を減らせるよう、こういう人員を配置します！だと思いますが）「保育士や教員に〇〇万円の給与を支払えるようにします！」「〇〇年までに小児医療体制をこうします！」という計画でした。	本計画（案）では、基本理念である「子どもが主役、子どもしあわせのまち・えべつ」を実現するため、総合的な施策展開を目指すこととしています。 目標の達成に向けた個別具体的な事業展開については、計画期間内における社会情勢（法改正など）や市の財政状況等を踏まえながら、毎年の予算編成等において検討します。

５　その他の意見

No.	意見の内容	市の考え方
27	ヤングケアラーといえる子どもがいる中で「子ども自身が気づく機会の確保」とは具体的にどんなことか？	市内小中学校において、北海道による全児童へのヤングケアラー相談先カードの配布やポスター配布、市内公共施設・店舗等へのポスター掲示やチラシ配架を行い、当事者である子ども自身が周囲の大人にＳＯＳを発信できるよう取り組みます。また、市民への啓発などに取り組みます。
28	地域子育て支援拠点事業 P16 「地域子育て支援拠点」といわれる所は市内８か所となっており、ほかにも市からの助成はないが、ほぼ似たようなことをしている所が５か所程ありますが、そこについての記載が全くないのが気になります。また、いつの間にか「地域子育て支援拠点」と呼ばれる場所が増えていて、既存のところへ、打診もなく新たに開設されたところがそのように呼ばれているのか疑問です。市が運営に関わっていないと「地域子育て支援拠点」というとらえにはならないのでしょうか？もし条件があるのであれば、知りたいです。	地域子育て支援拠点事業の実施主体は市であり、現在は委託を含めた常設の子育て支援センター８か所で実施しています。 「地域子育て支援拠点事業」は子育てに関する相談や情報・親子の交流の場の提供、講習会を開催することが国で位置付けられ、実施内容や方法、場所等については国の基準を満たしたものになっています。 ご意見をいただいた子育て支援団体等が地域で開設している「親子であそべるひろば」はこの条件にあてはまりません。

29	すべての子ども・若者が心身的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指していくことは素晴らしいと考えます。	本計画（案）は、国が目指す「こどもまんなか社会」の実現などの背景も踏まえて策定するものであり、今後も計画に基づく施策の充実に努めます。
30	私が住む町内は、高齢者が多く住む地域であり、敬老といった考え方は、浸透しているように感じますが、逆に子どもが少ない地域でもあり、子育てに対する考え方や対策が手薄になっているように感じます。そうした子どもたちが将来的にこの自治体に住みたいと思ってもらえるような江別市であってほしいです。	本計画（案）は、子どもたちが安心して成長し、将来的に江別市に住み続けたいと思ってもらえるような魅力的なまちづくりを目指し策定するものです。 今後も市民の皆様からのご意見を参考にしながら、計画に基づく施策を進めます。
31	基本理念　子どもの笑顔があふれるまち 基本目標　子ども達が元気に育ち、笑顔で学ぶ未来あるまち　　となっていますが、最近では体に良くないといわれるフッ化洗口が始まり、給食も給食センターでの手作りではなく、コープさっぽろによるお弁当になるかもと聞いてます。 農薬、添加物食品で溢れるこの時代に、子供が元気に育つよう食生活を気をつけてます。どうして住民の意見を聴かずに子供にとって良くない事が、どんどん決まっていくのでしょうか．．．。給食は口にする機会がとても多いです。民間による給食にするなら、無農薬、手作りをしてくれる民間に委託して欲しいです。添加物を多く含まれる給食になってしまえば、子供は元気に育ちませんので是非ご検討のほどよろしくお願いします。	今回のパブリックコメントは、計画（案）に対するご意見を募集するものですので、個別の要望等につきましては、今後の参考にさせていただきます。
32	食は健康の基礎であり…P35 正にそう思うところですが、学校給食はとても重要な役割を担っていると思いますが、給食センターの老朽化に伴い、民間企業に教育の一環でもある「給食」を担おうとしている動きはとても気になります。子ども第一の「給食」となるのでしょうか？コスト優先になり、質の悪い企業宣伝になるものになるのではないか心配です。安心・安全なものが持続的に提供されていくことを願います。	
33	江別のおいしく安心安全な給食がずっと続く事をお願いします。薬品処理されたカット野菜、不安な添加物など使わない心のこもった給食で子ども達の健全な成長につながるように。	

34	学校給食の食材や調味料などに不安があるので、無農薬、オーガニックで徹底して欲しい。	今回のパブリックコメントは、計画（案）に対するご意見を募集するものですので、個別の要望等につきましては、今後の参考にさせていただきます。
35	食の件ですが、食は健康の基礎・・・とありますが、オーガニックとは言いませんが、添加物の使われていない、保存料の入っていない自然な食材を手作りしてほしいです。	
36	最近学校給食の質が下がっていると聞きます。江別市で育った子供達が将来、子供を育てるなら江別がいいと思ってくれるように、地元野菜を使った質の良い給食を食べてもらいたいなと思います。	
37	学校給食は市で直接運営していただきたいです。 できるだけ地元の野菜（できればオーガニックを応援してほしい！）を使っていただきたい。	
38	野幌中学校の場所が通学生の居宅密集地に対して通いにくい位置にあったり、暗い・人気が少ない・熊の出没リスクなど安全面に心配がある。	
39	小学校６年間、毎回スキーを揃えるのがものすごく大変なので、どうにかしてほしいです。３回しかやらないなら、なしでもいい。	
40	先生の負担が大きいので、２年後には中学校の部活の先生が外部講師になると聞きました。子供は部活動にて学んだ事が、心身共に将来に大きな影響を与えると思っています。部活の種類を減らさず、部活費負担も大きくならないようにしていただきたいです。 部活に入れずフラフラする子供が増えると、子供の笑顔が減り治安が悪くなる事も考えられると思います。 江別市の経済も大変かもしれませんが、将来の子供たちの為に支援を注いでいただきたいです。	

41	オムツのゴミ代の無料化は大変助かっています。ありがとうございます。わがままかもしれませんが、オムツ代がかさみ高騰もしているため辛いです。トイレに行けるようになる３歳まではオムツ代の補助があると助かります。（無制限は無駄遣いになるので年間２４袋まで交換可能な券の配布など）。	今回のパブリックコメントは、計画（案）に対するご意見を募集するものですので、個別の要望等につきましては、今後の参考にさせていただきます。
42	子供が生まれると大体の方は住宅の購入を検討すると思います。札幌市近郊で住宅を購入することを検討される方は多く、注目するのはやはり助成金制度！江別と南幌で迷って、助成金の有無で南幌にした、という方の話を聞きます。子育て世代の住みよい街づくりの仕組みを再度検討していただきたいです。	
43	やむを得ず専業主婦をしている人もいて、能力もあり、地域に貢献したいと感じている人も多いと感じ、もったいない人材はたくさんあります。そのような方を色々なところでまずはボランティア活動から取り入れ、（有償）徐々に就業していく形に市としてバックアップしてもらえたら・・・と感じます。	
44	交通安全について 私は普段、子どもを保育園に預けて就労しています。そのため、保育園への送迎をするのに車の運転をしていますが、スマホを見ながら運転する方がとっても多いです！！！！！普通車トラック問わず、2～3日に１回は必ず目撃します。本当に腹が立ちます。摘発してほしいと願っています。	
45	お出かけに関してですが、江別市では小さな子を連れて行けるようなフードコートが存在していないのが不便だと感じています（江別市に引っ越してくる前から遊びに行くにも食べさせるのに困るなと思っていました。	
46	江別市内には気軽に行けるフードコートがありません（蔦屋書店は静かで落ち着いていて席も少なく、子育て世帯が使えるフードコートとは思っていないです）。 子育て世帯が、安心して外食できる飲食店の発信をしていただけたら嬉しいです。	

47	市民協働のまちづくりを目指すためには単年度の助成ではなかなか継続は難しい。市民団体の子育て支援活動、ママの様子、市の方見て欲しい。人件費の補助ももっとあるともっと活動が広がると感じています。	今回のパブリックコメントは、計画（案）に対するご意見を募集するものですので、個別の要望等につきましては、今後の参考にさせていただきます。
48	いつもきらきら広場を利用させていただいております。こちらでは、ほかのお母さんと交流ができたり、スタッフの方に子育ての話を聞いていただいたりなど、子供を遊ばせる以外にもたくさんの付加価値があり、とても助かっています。特に子育てを経験してきて、たくさんの子供達をみてきたスタッフさんからかけていただく言葉はとても参考になり、気持ちが楽になります。週に一度しか開放していないのが、とても残念で、もっと遊びに行けたらなといつも思っています。きらきら広場の開放をもっと多くしていただけるよう希望します。	
49	子育てワーカーズきらきらさん主催の、毎月１回ずつあるココルクえべつでの「ココカフェ」と新栄団地での「きらきらタイム」では、子連れでもコーヒーやおかしをごちそうになりながら、スタッフさんや他のママ達と交流が出来るので、子育ての息抜きの場としてももちろん、江別に移住してきたばかりの私にとっては、幼稚園のことをはじめ子育てにおける江別市内の様々の情報源となり、本当に重宝させて頂いています。今のところ月２回なのでこのような機会がもっと増えることを望みます。	

50	市内の支援センターも利用させてもらっていますが、お昼時間も開いている所は少なく、ご飯も食べられるのでとても助かっています。子どももそれを楽しみにしていますし、私としてももっと回数多く開いていてくれたらいいな～と思っています。冬場は特に小さい子どもを遊ばせるには、昼も開いている室内の遊び場がとても助かります。ｅたいむでは、手作りのおやつも食べられ、コーヒーや紅茶も飲めて、お母さん同士のリラックス＆おしゃべりタイムが出来て、とてもリフレッシュできます。月一回なのが週一回にでもなったらな～といつも思います。日々の子育て、なかなか落ち着いてゆっくりコーヒーを飲むってことは、日常ではなかなか難しい毎日です。子どもも遊べてお母さんたちもリフレッシュ＆リラックスできるｅたいむ、ぜひ多く開いてくれることを願っています。あと、広場、冬場は寒いので、暖かければ尚言うことなしです！床が冷たい。	今回のパブリックコメントは、計画（案）に対するご意見を募集するものですので、個別の要望等につきましては、今後の参考にさせていただきます。
51	きらきらさんのひろばやｅたいむの回数を増やして欲しいです。託児ルームの時間もあと少し長くなったら嬉しいです。	

7　江別市子ども計画（案）意見公募（パブリックコメント）結果について

（1）意見公募（パブリックコメント）結果概要

■意見の募集結果

募 集 期 間	
提 出 者 数	
提 出 件 数	

■意見の反映状況

内　　容	件　数
1　意見を受けて案に反映したもの	
2　案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの	
3　案に反映していないが、今後の参考等とするもの	
4　案に取り入れなかったもの	
5　その他の意見	
合　　計	

8　江別市子どもが主役のまち宣言

江別市子どもが主役のまち宣言

未来を担う子どもたちは、江別の宝です。
すべての子どもたちが、いつも幸せを感じ、未来への夢や目標を抱くことが
できるまちづくりは、江別市民すべての願いです。

すべての子どもたちには、安心して遊ぶ、食べる、ゆっくり眠るなど、色々な幸せがあります。
それぞれが望む幸せを、いつも感じられることが大切です。

すべての子どもたちは、自分の意見や気持ちを表し、
ありのままの自分を認められることで、自分らしく自信をもって自己を形成していきます。

すべての子どもたちが、健やかに育ち、学び、笑顔で暮らせるよう、
私たちは、子どもの幸せを第一に、子どもにとって最も良いことを考える、
子どもが主役のまちを目指すことを、ここに宣言します。

— 子ども一人ひとりがかけがえのない存在です。大人は、子どもそれぞれの人格や個性を大切にします。また、子どもたちの意見に耳を傾け、その意見をまちづくりに反映します。

— 子どもが自らの育つ力を十分に発揮できるよう、いじめや虐待などがなく、安心できる環境で、健やかに遊び、学ぶことができるまちづくりに取り組みます。

— 子どもを育てる大人も笑顔でいられるよう、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めます。

— 家庭や学校だけでなく、地域社会全体で、子どもの健やかな成長を支え、応援します。

令和6年11月20日

江別市長　後藤好人

９　用語説明

【あ行】

■　預かり保育

幼稚園で通常の教育時間とは別に、その前後などに行う保育事業。

■　育児休業

仕事と子育てとの両立が図られるよう、子どもが１歳（一定の条件を満たす場合は、２歳）になるまで、休業できる制度のこと。休業のほか働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限制度、勤務時間の短縮などの制度がある。

■　インクルージョン

社会的に弱い立場にある人々も誰一人取り残さず、すべての人が地域社会に参加し、共に生きていくという理念。

■　ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネット上で様々な人々と交流できるサービスの総称。

■　ＮＰＯ（民間非営利組織：Non-Profit Organization）・ＮＰＯ法人）

ＮＰＯとは、ボランティア活動や営利を目的としない各種の公益活動、市民活動を行う組織・団体のことをいい、そのうち特定非営利活動促進法に基づき認証された「特定非営利活動法人」を通称でＮＰＯ法人という。

【か行】

■　カウンセラー（臨床心理士）

臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人の心の悩みや問題を軽減したり解決する心の専門家。

■　核家族

夫婦とその子どもだけから成る「夫婦のみ」「夫婦と子ども」「父親又は母親と子ども」の世帯のこと。

■　家庭児童相談員

子どものしつけ・言葉の遅れ・成長発達・心身の問題・非行・いじめ・不登校など、18 歳未満の子どもの問題について相談を受ける職員。

■　家庭児童対策地域協議会

虐待及び暴力を受けている要保護児童（虐待及び暴力を受ける可能性のある児童も含む）並びに配偶者に対して関係機関・団体がネットワークを組み、共通の認識を持ちながら連携するために設置された会議。虐待等の要保護児童の情報を収集し、発生予防、早期発見、早期対応を行う。

■ **合計特殊出生率**

合計特殊出生率＝（母の年齢別出生数÷年齢別女子人口）の 15 歳から 49 歳までの合計。15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、１人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

■ **子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）**

保育士等の専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安等に対する助言、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的とした施設。

■ **子ども**

本計画で「子ども」とは、児童福祉法が定義する「児童」をいい、満 18 歳未満の者をいう。

■ **こども家庭センター**

こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う。

■ **こども基本法**

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和４年６月に成立し、令和５年４月に施行された。

■ **子ども・子育て会議**

子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）により市町村への設置が規定された（努力義務）ことから、条例に基づいて設置された附属機関のこと。

■ **子ども・子育て関連３法**

①「子ども・子育て支援法」

②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）

③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

■ **子ども・子育て支援**

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■ **子ども・子育て支援新制度**

平成 24 年８月に成立した「子ども・子育て関連３法」を元にした幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度。平成 27 年度からスタート。

■ **子ども・子育て支援法**

すべての子どもに良質な成育環境の保障等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる法律。

■ **こども大綱**

これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく３つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

■ **こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）**

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備することを目的に、０歳６か月から満３歳未満の未就園児（保育所等に通っていない子ども）が、月一定時間の利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず、保育所等を利用できる制度。

■ **子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）**

18 歳未満の子どもが権利をもつ主体と位置づけ、基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効された。日本は 1994 年に批准した。

【さ行】

■ **児童虐待**

身体的虐待、心理的虐待（言葉によるおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

■ **ジモガク**

江別市と空知管内７つの市町を含めた広域連携事業。江別市内の４つの大学の学生が地域イベントや企業訪問の参加を通じ、地域の魅力を知り、就職や定住につなげる取組。

■ **少子高齢化**

出生率の低下と平均寿命の伸びによって、若年者の数と人口に占める割合が低下する「少子化」と、高齢者の数と人口に占める割合が上昇していく「高齢化」が同時に進行していくこと。

■ **食育**

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組み、さらには農業との関係を学ぶこと。平成 17 年に食育基本法が制定され、市町村には食育推進計画策定の努力規定が設けられている。

■ **スクールソーシャルワーカー**

子どもの家庭環境による問題に対処するため、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門家のこと。

■ **生活習慣病**

不適切な食事や喫煙・飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称。

【た行】

■ **待機児童**

認可保育園への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない子どものうち、入園可能な保育園があるにもかかわらず、保護者の都合で入所しない者を除いた子どもの数。

■ **男女共同参画**

男女が性別による社会的役割に縛られることなく、対等な構成員として社会に参加すること。男女の個人としての尊厳を大切にし、家庭生活をはじめ、地域や職場などの社会での環境づくりが求められている。

■ **地域型保育事業**

概ね 19 人以下の少人数で 2 歳児までの受入れを行う保育事業をいい、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育がある。

■ **特定教育・保育施設**

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する幼稚園、保育園、認定こども園のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

■ **特定妊婦**

出産後の子どもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

■ **ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）**

夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあったものからの身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為。

【な行】

■ **ニート**

就学・就労・職業訓練のいずれにも就いてない、就こうとしない、15～34 歳までの若者のこと。

■ **認定こども園**

保育園や幼稚園における小学校就学前の子どもに対する保育又は教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設のこと。３歳以上の場合、親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設。

■ **ネット依存・ゲーム依存**

勉強や仕事、体や心の健康などよりもインターネット（ゲーム）の使用を優先してしまい、自分の意志でコントロールできない状態のこと。

【は行】

■ **バリアフリー**

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

■ **保育園**

子どもの保護者が、就労などの理由により、日中家庭で子どもを保育できない場合、保護者の申し込みを受けて保育する施設。

■ **保育の必要性の認定**

保護者の申請を受けた市町村が、保護者の就労状況などの客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

【や行】

■ **ヤングケアラー**

病気や障がいのある家族・親族の介護などで忙しく、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築できなかったりする未成年又は未成年時代にそのような状況にあった人たちのこと。

■ **幼児教育・保育の無償化**

令和元年 10 月に開始された、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する３歳から５歳までのすべての子ども、住民税非課税世帯の０歳から２歳までの子どもの利用料が無償になる国の制度。

■ **幼稚園**

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。

【ら行】

■ **労働人口**

生産年齢人口（15～64 歳人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の数。就業者と完全失業者（仕事がなく、仕事を探しており、仕事があればすぐに就業できる者）の合計。いわゆる専業主婦等は含まない。

【わ行】

■ **ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）**

働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

■ **若者**

「若者」についての法令上の定義はないが、本計画で「若者」とは、こども大綱に基づき、思春期（中学生年代からおおむね１８歳まで）と青年期（おおむね１８歳以降から、おおむね３０歳未満）の者をいう。

江別市子ども計画
（第３期江別市子ども・子育て支援事業計画 改定版）

－ ― － ― － ― － ― － ― － ― － ― －

令和８年３月

編集　江別市子ども家庭部
発行　江別市
住所　〒067-8674　江別市高砂町６番地
TEL： 011-382-4141（代表）内線 2645
011-381-1408（直通）
FAX： 011-381-1070
e-mail：kosodate@city.ebetsu.lg.jp